

教育委員会定例会事項書

令和5年3月23日(木)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 北 野 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願の処理について

4 議 題

議案第 71号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 72号 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則案

議案第 73号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

議案第 74号 教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案

議案第 75号 第3次三重県スポーツ推進計画案について

議案第 76号 職員の懲戒処分について

議案第 77号 職員の人事異動(事務局)について

議案第 78号 職員の人事異動(県立学校)について

議案第 79号 職員の人事異動(市町等立小中学校・義務教育学校)について

議案第 80号 令和6年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針(案)について

5 報 告 題

報告 1 県立高等学校の活性化について

報告 2 入学志願に係る京都府相楽東部広域連合教育委員会との覚書の改定について

報告 3 令和5年度事務局職員の人事異動報告について

報告 4 令和5年度県立学校の人事異動報告について

報告 5 令和5年度市町等立小中学校・義務教育学校の人事異動報告について

6 閉 会 宣 言



前回定例会の審議結果

1 日時

令和5年3月7日(火)
開会 13時30分
閉会 13時57分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員
議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

議案第68号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案
議案第69号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案
議案第70号 三重県個人情報保護条例の廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案

5 諸般の報告

報告1 「2021(令和3)年度人権問題に関する教職員意識調査」について

6 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



請願 21

オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年3月23日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定



請願文書表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
	令和4年12月14日	<p>(件名) オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める 請願</p> <p>(要旨) 今後、教育委員会がコロナワクチン接種の促進、推奨を行わないこと コロナワクチン接種後死者数、重篤副反応数、事例を周知すること 三重県で集計したコロナウイルス感染症患者の年代別入院率や重症化の割合を、自治体の教育委員会、学校を通し、保護者へ周知すること</p>	北川 和広	<p>文部科学省通知「オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について」において、全てのワクチンの接種は強制ではなく、児童生徒については、本人や保護者の判断が尊重されるべきものであり、その判断に当たっては、接種対象の範囲、ワクチンの効果や副反応、接種に関する相談先の情報等について十分に周知されることが重要であると示されています。県教育委員会においては、県立学校及び市町教育委員会に本通知に基づく情報を周知しておりますが、新型コロナウイルス接種の促進や、推奨はしておりません。県教育委員会は、ワクチン接種を考える上で、どの情報が必要であるかを判断する立場にないため、要望いただいた情報を周知することはできません。一方で、新型コロナウイルス接種を主体的に判断するにあたり、参考となる情報については、県の医療保健部において、国からのリーフレットを活用し周知しています。また、接種後死者数、重篤副反応数については、すでに国において公表されており、県のホームページを通じて、国が公表する情報をご覧いただけるよう対応しているところです。加えて、年代別の情報では年齢別患者発生状況等が公表されています。</p> <p>県教育委員会では、保護者から相談があった場合には、厚生労働省のリーフレットや、県の相談窓口等の紹介を行ってまいりました。</p> <p>新型コロナウイルス接種に係る情報の県民への周知は、国や県の担当部局が行っており、県教育委員会に依頼があれば対応していきます。</p> <p>以上のことから、本請願は不採択としたい。</p>

令和4年12月14日

三重県教育委員会教育長殿

オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願

北川 和広



賛同者 全国有志医師の会
全国有志議員の会

特例承認である新型コロナワクチンの接種は予防接種法により、あくまで個々の自由意思で判断されなければならないものであるが、令和4年11月、文部科学省がオミクロン対応ワクチン接種の促進の呼び掛けをするよう教育委員会、学校教職員に求める通達を出した。公的機関からの「促進」は、特に子供など社会的弱者に対しては強制性が懸念され、自由意思による自己決定権が損なわれる。

2021年以降、学校ではコロナワクチン接種が部活遠征や行事参加の条件にされた事例が発生している。これらは進学や学校生活の様々な機会を人質に取っての事実上の強制である。

また、通達には「児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう」の文言があるが、児童や保護者が主体的な判断をするには、ネット環境の有無等に左右されず、公正な情報が平等に届くことが前提となる。

今年1月、厚生省発表の接種後死者は1400名を上回り、インフルエンザワクチン接種後死者の70倍、10代のワクチン接種後死者はコロナ死者数を上回り、10代のワクチン接種後の重篤副反応報告数はコロナ重症者の60倍以上となった。しかしこれらの情報は一切周知されないまま児童への接種が進められ、児童の死亡や重篤副反応が発生。その後、11月11日の接種後死者は1908名と増加の一途を辿っている。

更に、先日CBCも報じた名古屋で行われた全国有志医師の会の緊急記者会見において、厚生労働省人口動態統計から見とれる今年1月からの約7万の超過死亡者数はコロナワクチンが原因であるとの報告があった。

https://twitter.com/novaccinekita11/status/1596791730577473536?s=46&t=lwd8QVxZDb1PfF36DjRs_w

遺族を含む全ての保護者がこれらの情報を得て、「我が子が死亡する可能性も十分理解したうえで接種した」と納得していない以上、「公正な情報を得た上での主体的な判断」がされたとは言い難い。更に今後、医学的知見がないにもかかわらず偏った情報でむやみに接種推奨、促進を行うことにより、児童や保護者に錯誤による接種や死亡等の重大事象が生じた場合、教育委員会はどのように責任をとるのか。

特例承認の承認条件には「被接種者または代諾者に最新の有効性、安全性、特例承認の趣旨を説明する措置を講じること」があるが、現状ではそれらが講じられておらず、保護者や児童への圧力になりうる接種促進は教育委員会の所掌を逸脱するものである。

以上の理由により、以下の項目を請願する

1. 今後、医学的知見を持たない教育委員会がコロナワクチン接種の促進、推奨を行わないこと
2. 新型コロナワクチン接種後死者数、重篤副反応数、事例を周知すること
3. 三重県で集計した新型コロナウイルス感染症患者の年代別入院率や重症化の割合を、自治体の教育委員会、学校を通し、保護者へ周知すること

以上

【検証】厚労省データ 心筋炎リスク情報も不適合
～新型コロナワクチン未接種扱い問題だけじゃない！
2つの不適合データ問題を独自検証～
サンテレビニュース



全国有志医師の会、遺族会の緊急会見をW解説
【大石が深掘り解説】
CBC ニュース



4人の子どもと妻を残し…ワクチン接種の3日後に死亡
妻は「ワクチンしか考えられない」【大石が深掘り解説】
CBC ニュース



なぜ息子は死亡したのか？
ワクチン接種後の状況を両親が告白【大石が深掘り解説】
CBC ニュース



全国有志医師の会 緊急記者会見 2022.11.23
有志 Youtuber



子どもが名古屋市役所で記者会見
給食で「黙食なくしたい」
中京テレビ NEWS



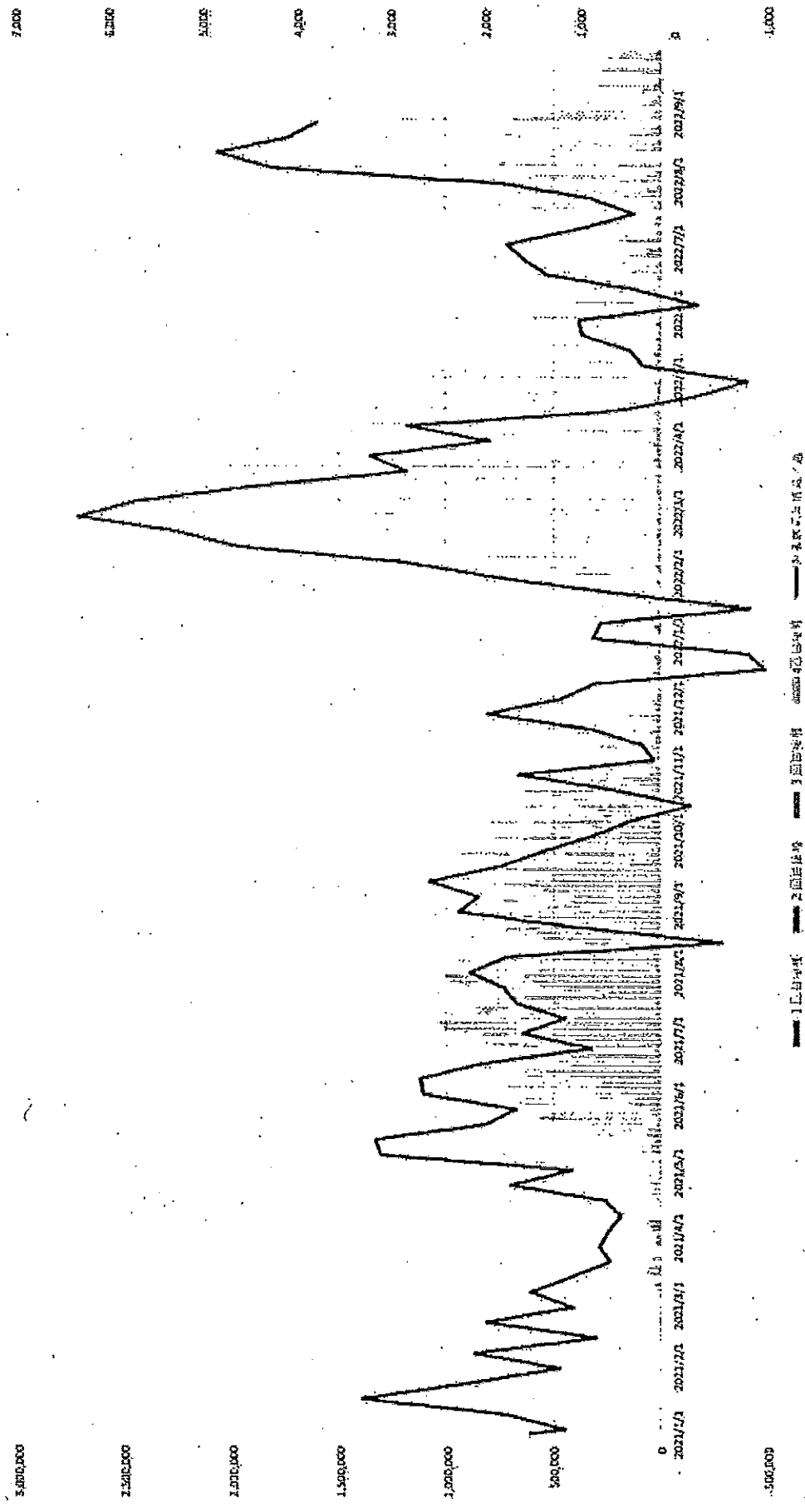
ワクチン後遺症の被害を防ぎたい
Twitter



住人人口

ワクチン接種数(日別)と死亡者前年増減(週間)(家系比較)の推移

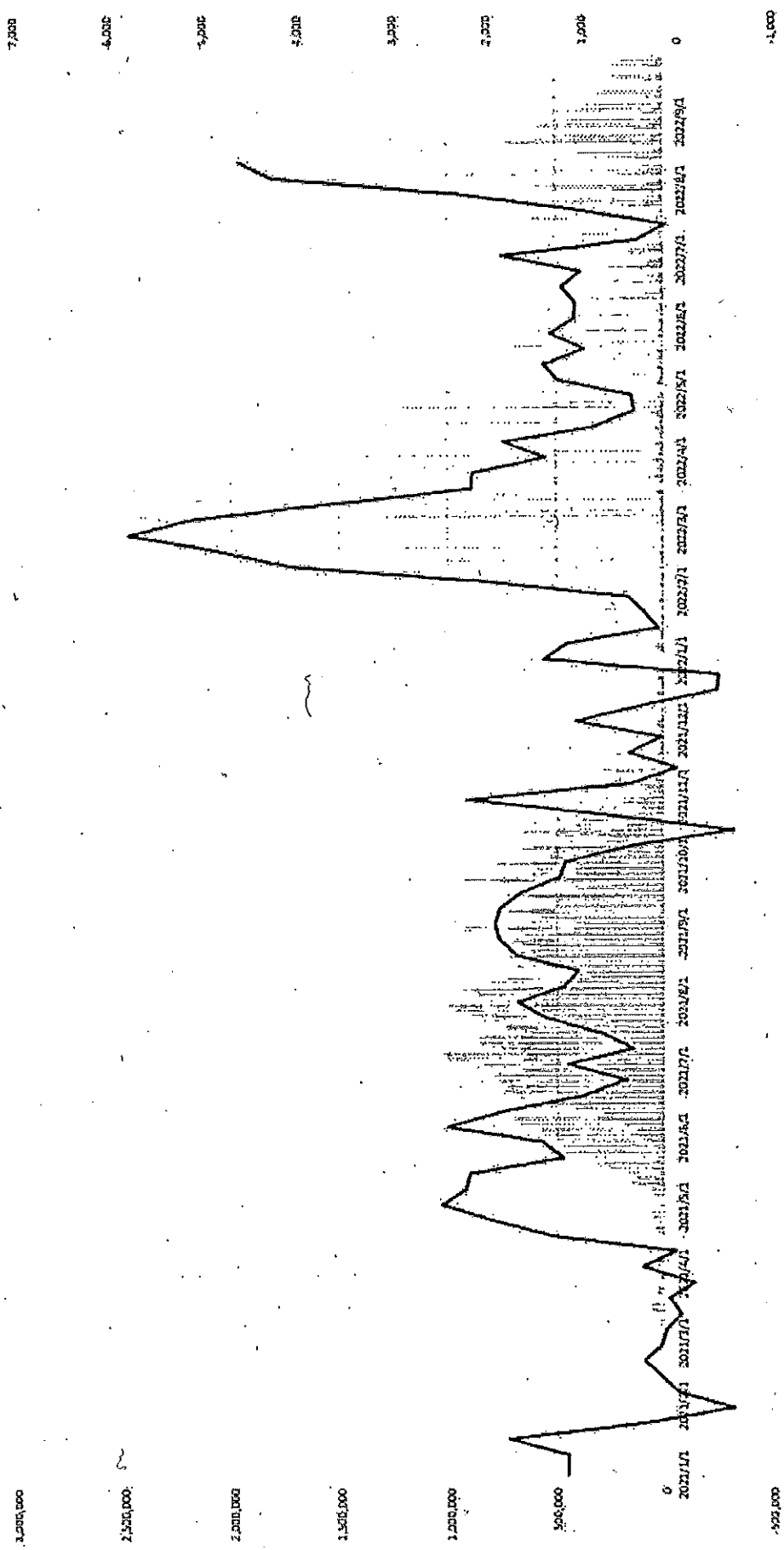
死亡者数



ワクチン接種数(日別)と死亡者前年増減/還問(予想値比較)の推移

2020年

2019年



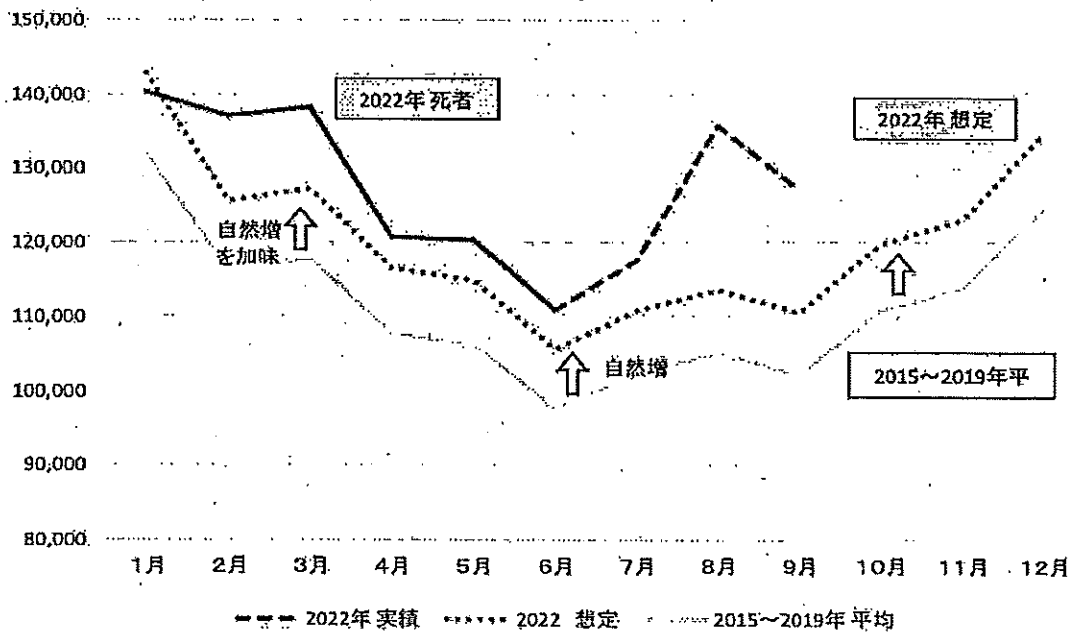
人口動態調査(月別死亡者) 想定2022年バージョン

	2022年			2021年	2020年	2019年	2018年	2017年	2015~2019年 5年平均
	概数	想定値	増減						
1月	140,290	142,800	-2,510	137,354	128,993	137,787	135,504	132,053	132,072
2月	136,994	125,582	11,412	117,636	115,554	117,286	122,425	116,435	116,147
3月	138,199	127,261	10,938	122,396	117,979	118,182	120,693	120,075	117,700
4月	120,693	116,439	4,254	117,084	112,407	111,894	108,670	108,099	107,691
5月	120,348	114,858	5,490	117,556	107,484	111,119	106,810	106,714	106,229
6月	110,854	105,600	5,254	107,722	99,551	101,386	98,435	98,073	97,667
7月	117,568	110,723	6,845	111,291	104,046	105,655	106,271	101,959	102,405
8月	135,649	113,557	22,092	116,822	110,646	110,475	106,193	103,865	105,026
9月	127,040	110,464	16,576	114,716	106,582	106,823	104,345	100,942	102,165
10月		119,792		119,767	117,144	113,257	113,111	110,214	110,792
11月		123,080		121,856	117,585	118,428	114,654	115,476	113,833
12月		134,844		135,609	134,677	128,806	125,371	126,528	124,714
合計	1,147,635	1,446,000	80,351	1,439,809	1,372,648	1,381,098	1,362,482	1,340,433	1,336,441

※ 想定値はもし新型コロナが存在しなかった場合の想定値 (2000年~2019年の20年間の死者数から想定される)

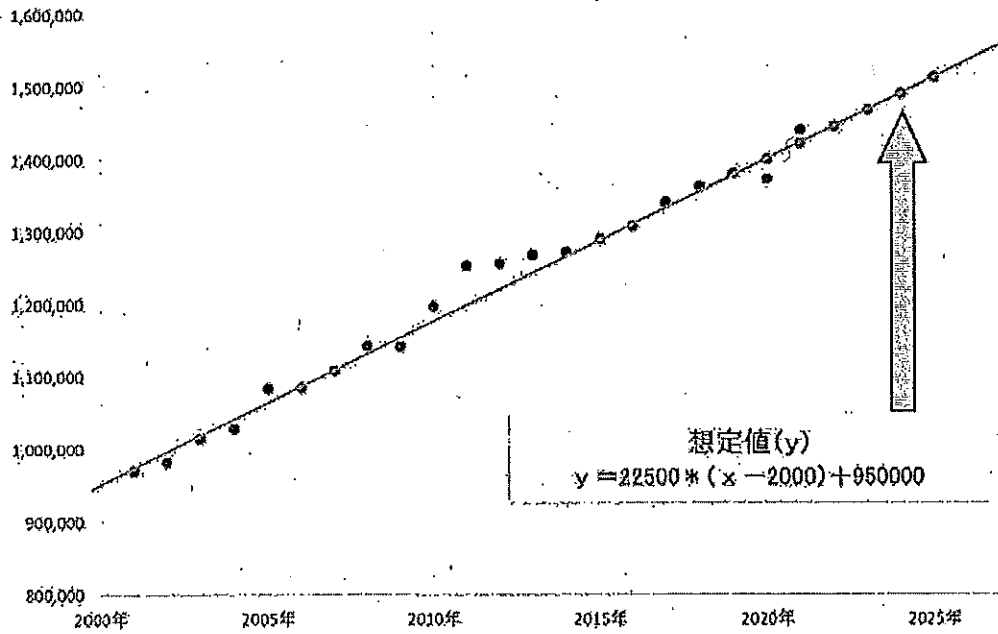
※ 月別の数値は概数を利用しているため、確定数とは誤差があります

死者数2022年想定値との比較グラフ



2022年想定値(月別): 2022年想定値(年間)を5年間平均値(月別)の数値で按分

年間死者数推移



死者数

西暦=(x)	死者数(確定)	死者数(想定)=(y)
2000年	961,653	
2001年	970,331	
2002年	982,379	
2003年	1,014,951	
2004年	1,028,602	
2005年	1,083,796	
2006年	1,084,451	
2007年	1,108,334	
2008年	1,142,407	
2009年	1,141,865	
2010年	1,197,014	
2011年	1,253,068	
2012年	1,255,359	
2013年	1,268,438	
2014年	1,273,025	
2015年	1,290,510	
2016年	1,308,168	
2017年	1,340,567	
2018年	1,362,470	
2019年	1,381,093	
2020年	1,372,755	1,400,000
2021年	1,439,809	1,422,500
2022年		1,445,000
2023年		1,467,500
2024年		1,490,000
2025年		1,512,500

※ 2021年は概算値

資料1

令和4年12月2日本部員会議

県内の感染状況

令和4年12月1日時点

分科会参考指標

公表日別の県市別レベル判断の指標

11月25日(金)～12月1日(木)の1週間

主な指標

最大確保病床利用率(%)	41.6	確保病床利用率(%)	46.1	新規報告者数(10万対)(人)	761.7
最大確保重症病床利用率(%)	12.5	確保重症病床利用率(%)	14.0	新規感染者数の前週比	1.19
	広島市	呉市	福山市	広島県 (3市除く)	広島県
新規報告者数(10万対)(人)	770.3	532.0	784.4	794.0	761.7
新規感染者数の前週比	1.2	1.3	1.3	1.2	1.19
新規感染者数の前々週比	1.3	1.3	1.4	1.2	1.25
直近1週間の感染者数(人) (上段は先週1週間)	7,880 9,213	938 1,181	2,936 3,679	6,308 7,337	18,062 21,410

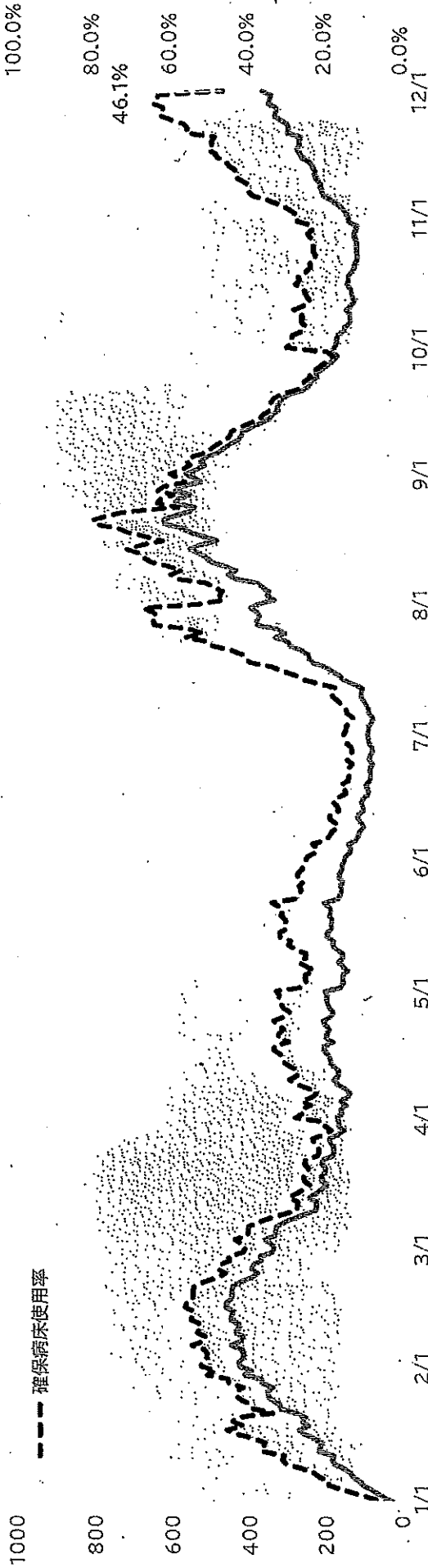
※県把握情報をもとに作成(後日若干の修正が行われる可能性あり)

病床使用率

12月1日時点

確保病床使用率

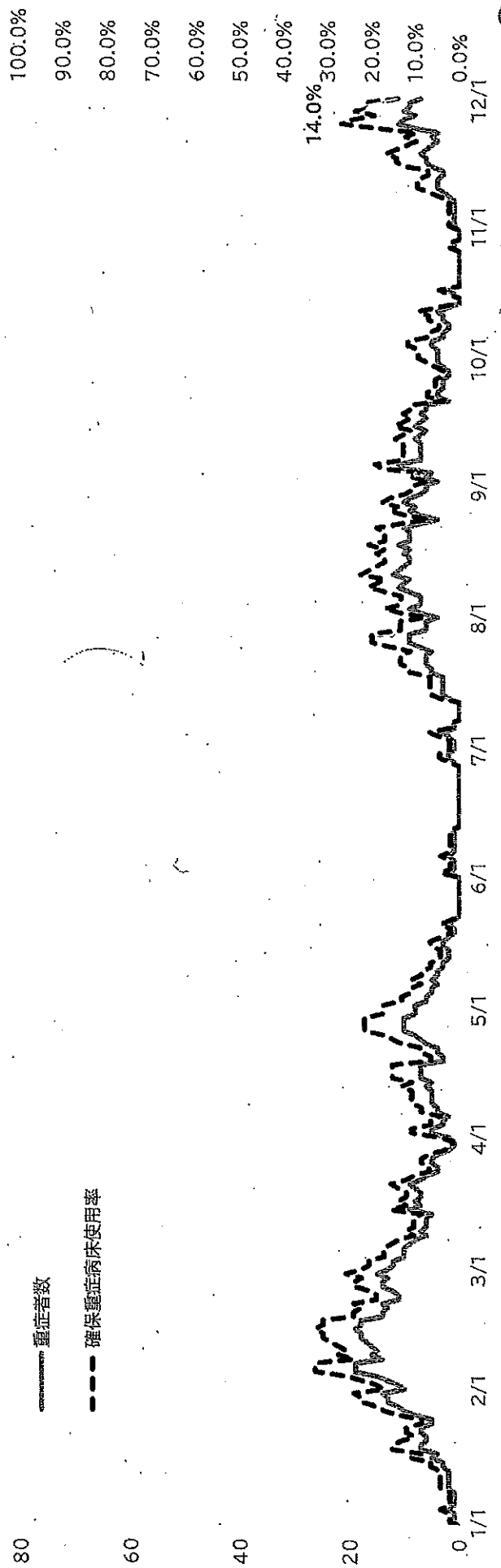
確保病床数 入院者数



確保重症病床使用率

確保重症病床数

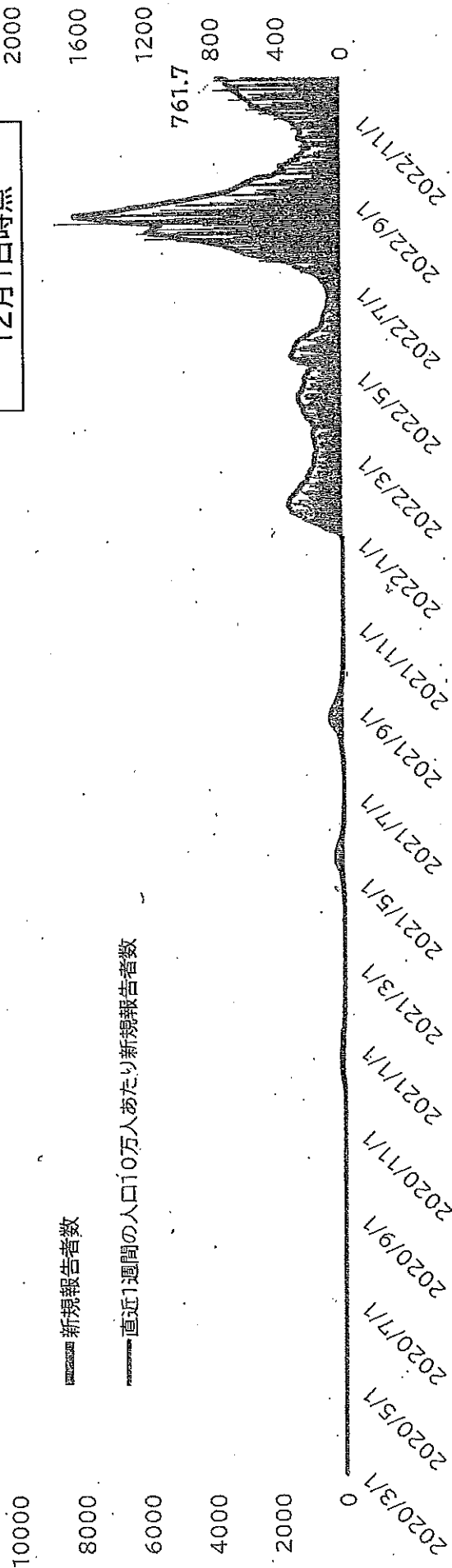
重症者数



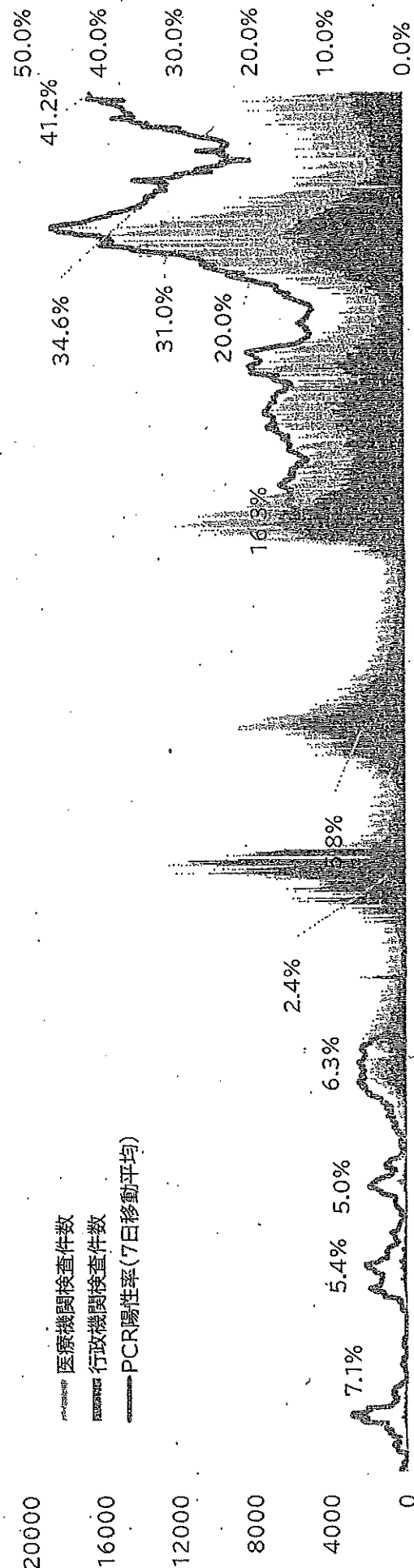
確保病床数: その時点におけるフェーズで最終的に確保することとされている病床数。現に稼働している病床数(即応病床数)とは異なる。

新規報告者数(直近1週間の人口10万人あたり)・PCR検査陽性率

12月1日時点



11月27日時点

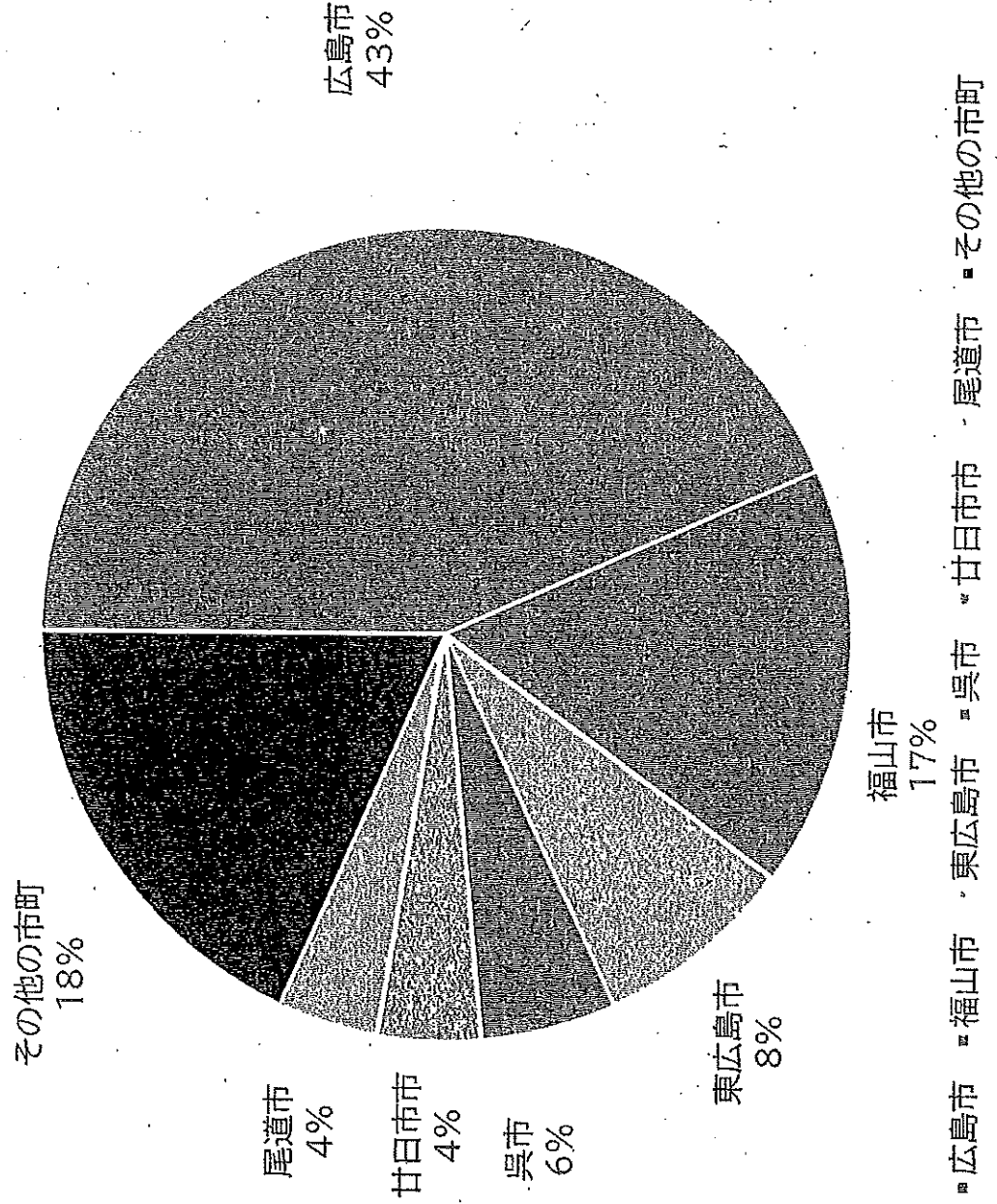


PCRセンター, PCRモニタリングポイント, PCRドライブル及び集中実施における実施件数は行政検査件数に含まれる。

市町別発生状況

12月1日時点

R4.11.18~R4.12.1公表 N=39,470

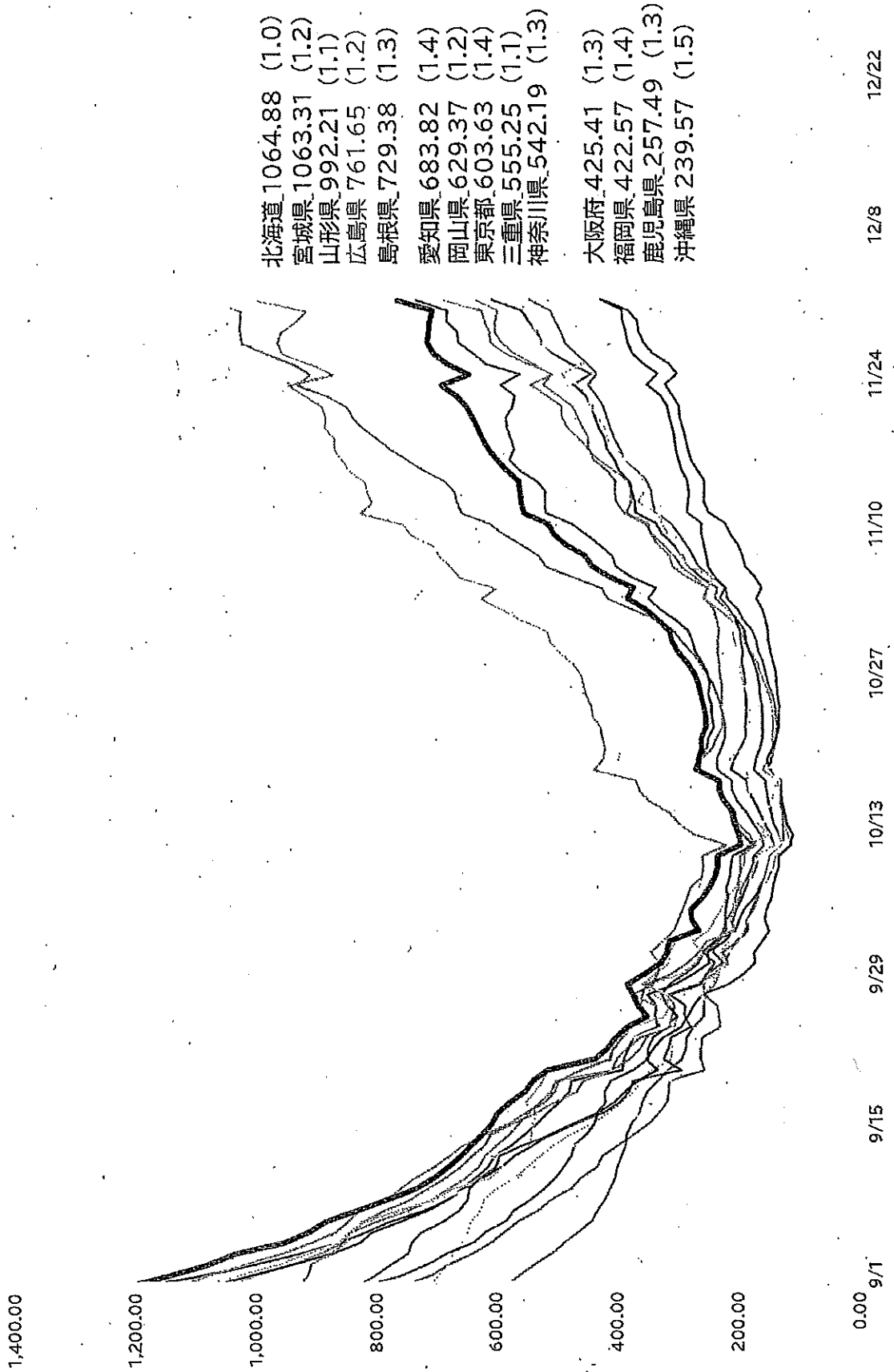


全国感染状況(主要都道府県)

12/1時点

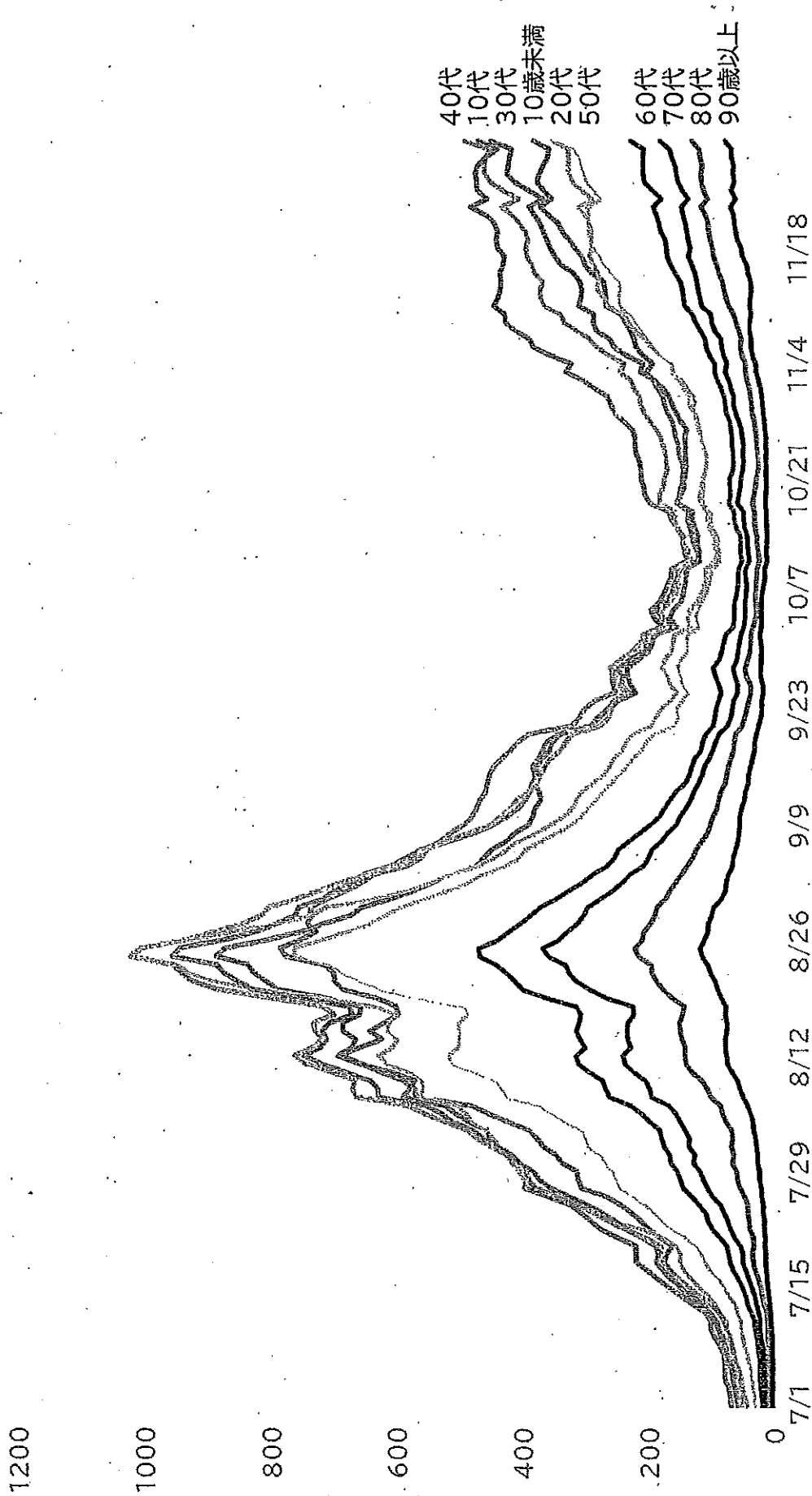
直近1週間の人口10万人あたり新規報告者数(カッコ内は前週比)

(A)



年代別の感染者の推移(7日移動平均)

12月1日時点



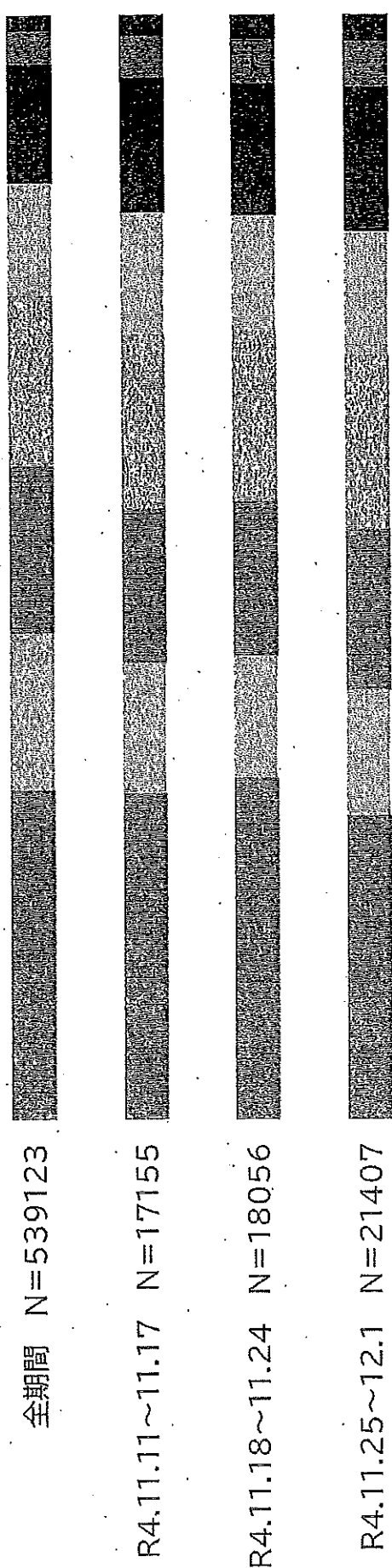
— 10歳未満 — 10代 — 20代 — 30代 — 40代 — 50代 — 60代 — 70代 — 80代 — 90歳以上

※年代不明例は除外して集計
 ※呉市公表事例「児童」は10代として集計

年代構成

12月1日時点

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



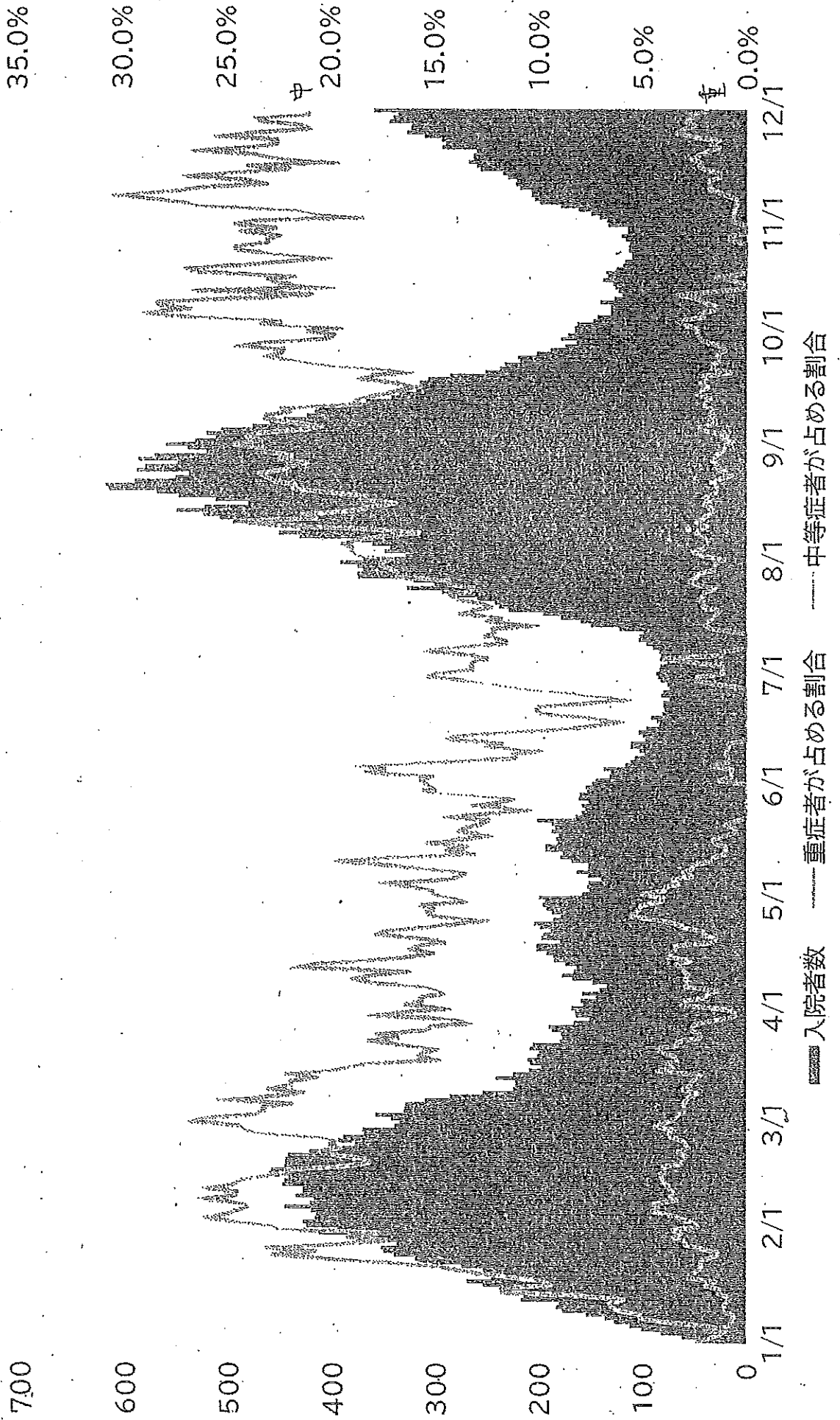
■ 10歳未満 ■ 10代 ■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代 ■ 80代 ■ 90歳以上

※年代不明例は除外して集計

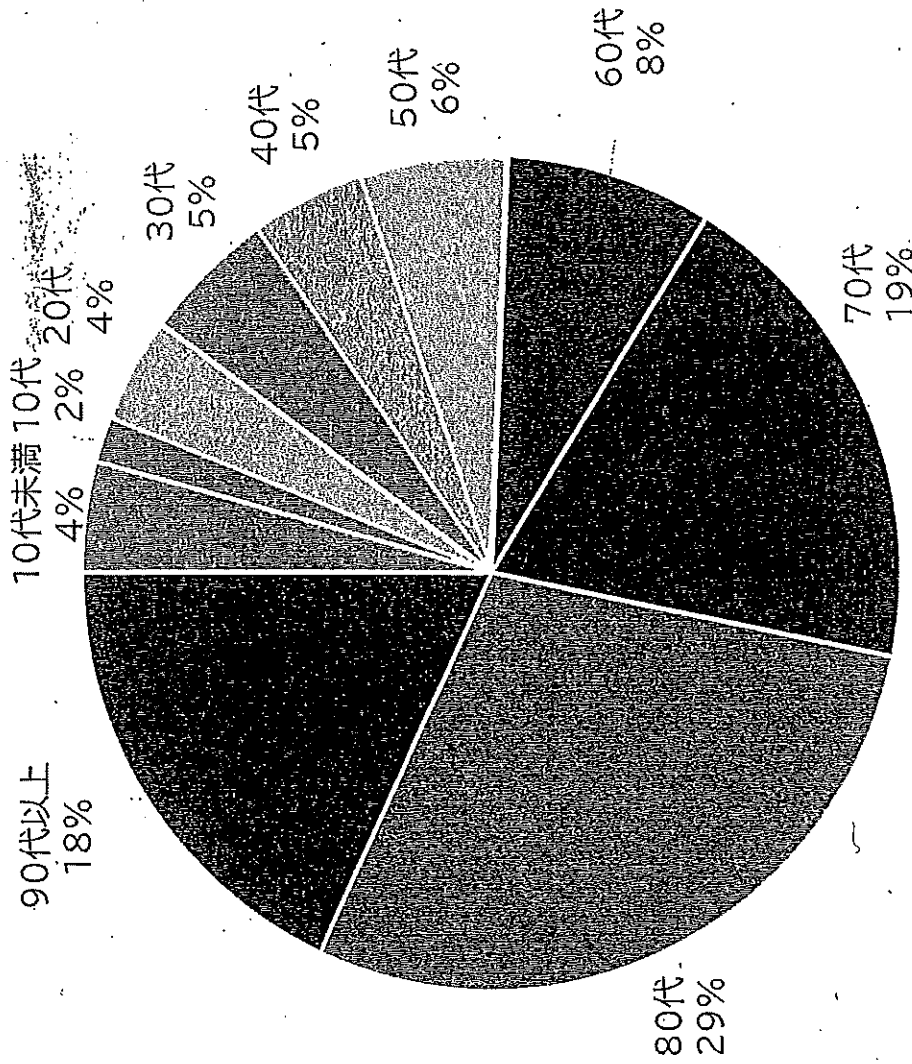
	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90歳以上
全期間 N=539123	14.1%	15.7%	14.2%	15.2%	17.4%	19.2%	6.1%	4.7%	3.0%	1.5%
R4.11.11~11.17 N=17155	12.3%	17.2%	11.8%	14.0%	15.3%	16.6%	6.8%	5.4%	3.8%	1.9%
R4.11.18~11.24 N=18056	13.5%	17.4%	11.0%	14.0%	15.3%	16.4%	6.8%	5.2%	4.0%	2.3%
R4.11.25~12.1 N=21407	12.3%	15.2%	11.3%	14.5%	15.9%	17.1%	7.3%	5.8%	4.1%	2.5%

入院患者に占める中等症Ⅱ・重症の割合

入院・中等症・重症



入院患者の内訳



■ 10代未満 ■ 10代 ■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代 ■ 80代 ■ 90代以上

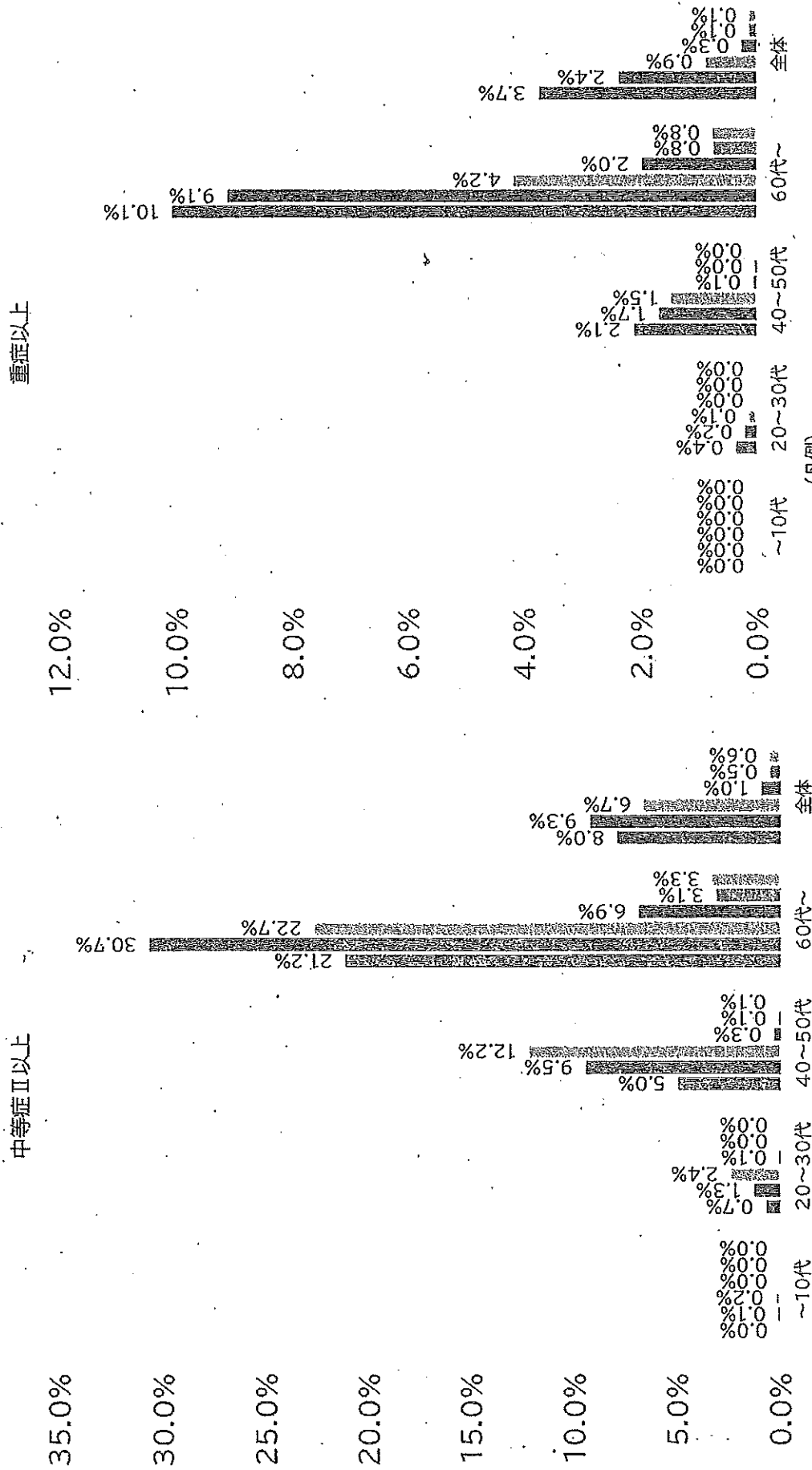
R4.8.1~10.31公表事例について整理(県全体)
入院のステータスはR4.11.15時点までのデータを使用

年代別の入院割合



R4.8.1~10.31公表事例について整理(県全体)
 入院のステータスはR4.11.15時点までのデータを使用

中等症Ⅱ以上に症状が悪化する割合の推移



(凡例)
 ■ 第3波 (R2.11.1~R3.2.28公表事例)
 ■ 第4波 (R3.3.1~R3.6.30公表事例)
 ■ 第5波 (R3.7.1~R3.11.30公表事例)
 ■ 第6波 (R3.12.1~R4.6.30公表事例)
 ■ 第7波 (R4.7.1~R4.10.15公表事例) (R4.11.20時点)
 ■ 直近 (R4.10.16~R4.11.15公表事例) (R4.11.23時点)

※厚の感染者全体について、年齢不明例は除外して集計
 ※患者公表日を基準として集計
 ※R3.12.1~12.21の公表患者数は0
 ※R4.10.16~R4.11.15のデータのステータスはR4.11.23時点までのデータを使用(そのため、11月の公表事例については今後症状悪化する可能性がある点に留意)
 ※中等症Ⅱ以上:中等症Ⅱ、重症、死亡の状態を指す。重症以上:重症、死亡の状態を指す。

ワクチン接種率

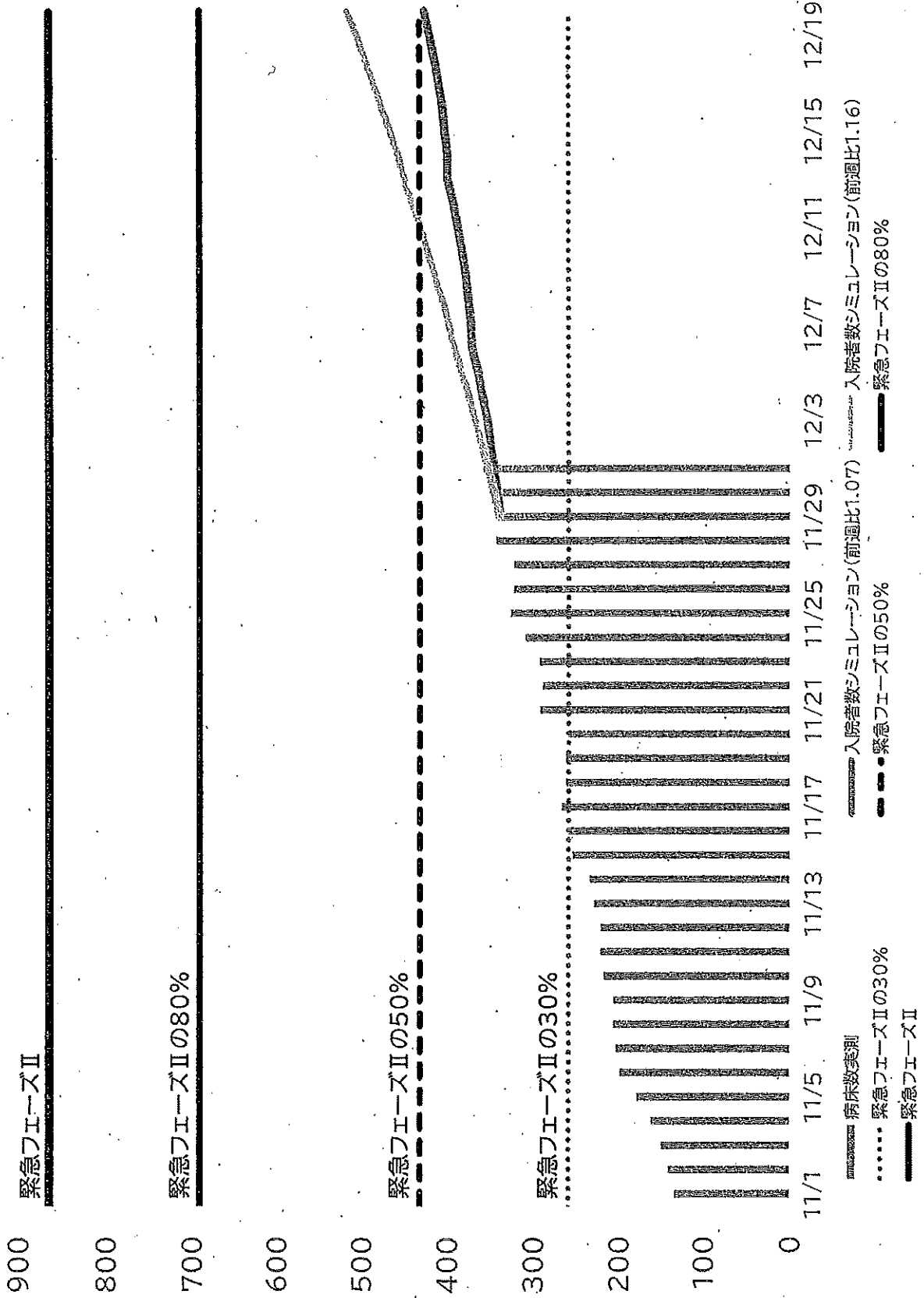
◆年齢階級別接種率

世代	1回目	2回目	3・4・5回目のうち、 オミクロン株 対応ワクチン				
			3回目	4回目	5回目		
若年層	12～19歳	70.4%	69.8%	37.6%	6.3%	0.0%	9.1%
	20～29歳	81.1%	80.4%	52.1%	10.1%	0.2%	8.8%
	30～39歳	79.0%	78.6%	53.4%	13.6%	0.3%	11.1%
中高年層		77.5%	76.9%	48.8%	10.5%	0.2%	9.8%
	40～49歳	81.6%	81.3%	60.8%	20.2%	0.5%	16.1%
	50～59歳	89.8%	89.6%	76.4%	33.8%	1.0%	26.6%
	60～64歳	90.9%	90.8%	84.1%	59.8%	6.2%	22.8%
全年齢層	65歳以上	93.8%	93.6%	90.6%	80.3%	17.3%	23.2%
		90.0%	89.7%	80.3%	55.2%	9.1%	22.3%
全年齢層		78.7%	78.3%	64.5%	37.4%	5.7%	16.6%

※VRS入力情報により作成(令和4年11月27日)
オミクロン株対応ワクチンは、3・4・5回目のいずれかに、一人1回のみ接種です。

入院患者数の今後の見込み

※シミュレーションは11/30実施



11月25日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等についてお知らせします。

事務連絡
令和4年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

先日11月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

主たる変更の内容は、以下の提言や決定等を踏まえたものとなりますので、これらの内容に係る留意事項等については、これまでにお知らせした事務連絡等を御参照いただくようお願いいたします。

- ・新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応
（令和4年10月13日新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース）
- ・今秋以降の感染拡大期における感染対策について
（令和4年10月13日新型コロナウイルス感染症対策分科会）
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応
（令和4年11月11日新型コロナウイルス感染症対策分科会）
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について
（令和4年11月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

また、これらのほか、今般の基本的対処方針の変更に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等について、下記のとおり取りまとめましたので、併せて御確認

いただき、引き続き、学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続を両立させ、児童生徒等の充実した学校生活の実現に向けて、必要な取組を進めていただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 新型コロナワクチンの接種について【基本的対処方針p20等】

今般の基本的対処方針の変更により、「二（２）ワクチン接種の促進」において、「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。」等とされました。

オミクロン株対応ワクチンの接種については、令和4年11月18日付けの事務連絡において、児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう、衛生主管部（局）と教育委員会等が連携して、児童生徒や保護者への周知・広報を実施することを依頼するとともに、同月10日付けの事務連絡において、教職員に対してオミクロン株対応ワクチンに関する情報提供を行うことと併せて、希望する全ての教職員が年内に接種を受けられるよう、所管の学校等に対する働きかけをお願いしているところであり、引き続き、これらの事務連絡等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を進めていただくよう、よろしく申し上げます。

2. 飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針p25】

今般の変更前の基本的対処方針においては、「二（５）１）国民への周知等」として、「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていましたが、今般の変更により当該記述が削除されました。

この点、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」においては、「会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。」等とし、従前から、必ず「黙食」とすることを求めているところです。

実際にも、一部の地域において行われているように、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能ですので、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を御検討いただくと、よろしく申し上げます。

3. その他

- 令和4年10月19日付けの事務連絡においてお知らせしたように、子供は高齢者等に比べて重症化リスクが低いことや、子供に対して頻回に検査を行うことは本人や医療現場にとって負担が大きいこと等から、検査によって感染拡大防止の強化を図ることは現実的ではないとされたことを踏まえ、今般の基本的対処方針の変更にもその趣旨が反映されていますので御承知置きください。
- マスクの着用の考え方については、これまでも累次の事務連絡においてお知らせしてきたところですが、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、よろしく申し上げます。

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

【関連資料】

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年11月25日変更）（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年11月25日）（新旧対照表）
- 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について（令和4年10月19日付け事務連絡）
- 今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応について（令和4年11月14日付け事務連絡）
- 今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について（令和4年11月21日付け事務連絡）
- オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について（令和4年11月18日付け事務連絡）
- 教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）（令和4年11月10日付け事務連絡）

議案第71号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年3月23日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表二（第二条関係）			別表二（第二条関係）		
特別支援学校名	部科	学科	特別支援学校名	部科	学科
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三重県立杉の子特別支援学校	小学部	普通科	三重県立杉の子特別支援学校	小学部	普通科
	中学部			中学部	
	高等部			高等部	
石薬師分校	中学部	普通科	石薬師分校	高等部	普通科
	高等部			高等部	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校に中学部を設置することに伴い、規則の一部を改正する必要がある。

2 改正内容

別表二（第二条関係）について、次のように改正する。

「三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校」の「部科」に、「中学部」を加える。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

議案第72号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則案

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年3月23日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則案

三重県博物館登録規則の一部改正

第一条 三重県博物館登録規則(昭和二十七年三重県教育委員会規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(登録の申請)	(登録申請)
<p>第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第十二条に規定する登録申請書の様式は、別記第一号様式によるものとする。</p>	<p>第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第十条の規定による登録をうけようとするものは、地方公共団体の設置するものにあつては別記第一号様式、一般社団法人若しくは一般財団法人、もしくは宗教法人の設置するものにあつては別記第二号様式による登録申請書を三重県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p>
(登録の審査)	(登録審査)
<p>第二条 教育委員会は、法第十三条に規定する登録要件の審査に当たり、必要に応じて実地調査を行い、審査の適正を期さなければならない。</p>	<p>第二条 教育委員会は、法第十二条に規定する登録要件の審査に当り、実地調査及び学識経験者の意見を徴する等審査の適正を期さなければならない。</p>
(登録原簿)	(登録原簿)
<p>第三条 法第十四条第一項に規定する博物館登録原簿の様式は、別記第二号様式によるものとする。</p>	<p>第三条 教育委員会は、登録を許可したときは遅滞なく別記第三号様式による博物館登録原簿に記載しなければならない。</p>
(変更の届出)	(記載事項の変更)
<p>第四条 法第十五条第一項に規定する変更の届出は、別記第三号様式により行うものとする。</p>	<p>第四条 登録申請書及びその添付書類の記載事項について変更があつたときは、設置者は直に、別記第四号様式により教育委員会に届け出なければならない。但し、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年九月末日及び三月末日までに届け出るものとする。</p>
(廃止の届出)	(廃止)
<p>第五条 法第二十条第一項に規定する博物館の廃止の届出は、その事由の生じた日から二十日以内に別記第四号様式により行うものとする。</p>	<p>第五条 博物館を廃止したときは、その事由の生じた日から二十日以内に別記第五号様式により教育委員会に届け出なければならない。</p>
(公示)	(公示)
<p>第六条 削除</p>	<p>第六条 教育委員会は次の事項についてその都度公示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第十条の規定による登録をしたとき 二 法第十三条第二項の規定による変更登録をしたとき 三 法第十四条第一項の規定による登録の取消をし

(雑則)
第七条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録等
に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

だごき
四 法第十五条第二項の規定による登録をまち消し
だごき

第1号様式

年 月 日

三重県教育委員会 様

設置者の名称
代表者氏名

博物館登録申請書

博物館法第12条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

備考

この申請書には、次の書類を添付すること。

- 1 館則の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

博物館登録原簿

第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とし、次のように改める。

事項	登録		登録変更 年月日	登録変更 年月日
	年月日	年月日 第 号		
名称				
所在地				
設置者の名称				
設置者の住所				
備考				

第3号様式

博物館登録申請書変更届			年 月 日
三重県教育委員会 様			
設置者の住所 設置者の名称 代表者氏名			
博物館法第15条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。			
博物館の名称			
変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

第五号様式を第五号様式とし、次のように改める。

第4号様式

博 物 館 廃 止 届	
年 月 日	
三重県教育委員会 様	
設置者の名称 代表者氏名	
博物館法第20条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。	
事項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登記記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

(三重県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県文化財保護条例施行規則(昭和五十一年三重県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公開承認施設における公開)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 承認の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十</p> <p>一条の規定による登録を受けた施設であること。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(公開承認施設における公開)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 承認の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十</p> <p>一条の規定による登録を受けた施設であること。</p> <p>4 (略)</p>

(三重県総合博物館条例施行規則の一部改正)

第三条 三重県総合博物館条例施行規則(平成元年三重県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資料の貸出)</p> <p>第十一条 博物館は、博物館資料を貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障をきたさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して貸し出すことができる。</p> <p>一 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二</p> <p>条第一項の規定による博物館及び同法第三十二条第二</p> <p>項の規定による指定施設</p> <p>二~四 (略)</p>	<p>(資料の貸出)</p> <p>第十一条 博物館は、博物館資料を貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障をきたさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して貸し出すことができる。</p> <p>一 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二</p> <p>条第一項の規定による博物館及び同法第二十九条の規</p> <p>定による博物館に相当する施設</p> <p>二~四 (略)</p>

(知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部改正)

第四条 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則(平成二十年三重県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 三重県総合博物館の管理運営及び事業に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を環境生活部長に委任する。ただし、三重県総合博物館条例(平成二十五年三重県条例第六十四号)第十五条及び第十六条並びに三重</p> <p>県総合博物館条例施行規則(平成二十六年三重県教育委</p>	<p>(委任)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 三重県総合博物館の管理運営及び事業に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を環境生活部長に委任する。ただし、三重県総合博物館条例(平成二十五年三</p> <p>重県条例第六十四号)第五条及び第六条並びに三重県総</p> <p>合博物館条例施行規則(平成二十六年三重県教育委員会</p>

員会規則第二号) 第四条から第九条及び第十一条に規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則第百十条第二項の規定により設置される館長に委任する。

一 (略)

二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第三十四條及び三重県総合博物館条例第二十八條第二項の規定に基づき博物館協議会委員の任免及び委嘱又は解嘱に關すること。

3 三重県立美術館の管理運営及び事業に關する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を環境生活部長に委任する。ただし、三重県立美術館条例(昭和五十七年三重県条例第一号)第十五條及び第十六條並びに三重県立美術館条例施行規則(昭和五十七年三重県教育委員会規則第二号)第六條から第十二條までに規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則第百十条第一項の規定により設置される館長に委任する。

一 (略)

二 博物館法第二十四條及び三重県立美術館条例第三十八條第二項の規定に基づき美術館協議会委員の任免及び委嘱又は解嘱に關すること。(職制及び職務権限)

規則第二号) 第四条から第九条及び第十一条に規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則第百十条第一項の規定により設置される館長に委任する。

一 (略)

二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第三十一條及び三重県総合博物館条例第二十八條第二項の規定に基づき博物館協議会委員の任免及び委嘱又は解嘱に關すること。

3 三重県立美術館の管理運営及び事業に關する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を環境生活部長に委任する。ただし、三重県立美術館条例(昭和五十七年三重県条例第一号)第五條及び第六條並びに三重県立美術館条例施行規則(昭和五十七年三重県教育委員会規則第二号)第六條から第十二條までに規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則第百十条第一項の規定により設置される館長に委任する。

一 (略)

二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第三十一條及び三重県立美術館条例第三十條第二項の規定に基づき美術館協議会委員の任免及び委嘱又は解嘱に關すること。(職制及び職務権限)

(三重県総合博物館条例施行規則の一部改正)

第五條 三重県総合博物館条例施行規則(平成十六年三重県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資料の貸出)</p> <p>第九條 博物館は、博物館資料を貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障をきたさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して貸し出すことができる。</p> <p>一 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第三十條第一項の規定による博物館及び同法第三十一條第二項の規定による指定施設</p> <p>二―四 (略)</p>	<p>(資料の貸出)</p> <p>第九條 博物館は、博物館資料を貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障をきたさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して貸し出すことができる。</p> <p>一 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第三十條第一項の規定による博物館及び同法第二十九條の規定による博物館に相当する施設</p> <p>二―四 (略)</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則案要綱

1 改正理由

博物館法の一部を改正する法律が施行されることに鑑み、関係する規則の規定を整備するものである。

2 改正内容

(1) 三重県博物館登録規則の一部改正

- ① 博物館法において、登録の申請の規定が改正されたため、公立と私立に分かれていた博物館登録申請書の様式を統一するとともに、その他の様式を整備する。
- ② 博物館法において、登録の審査における学識経験者の意見聴取等が規定されるとともに、変更の届出が必要となる事項が改正されたため、規則の該当部分を整備する。
- ③ 博物館法における規定の条ずれに伴う規則の該当部分の整理およびその他所要の改正を行う。

(2) 三重県文化財保護条例施行規則の一部改正

博物館法における登録の規定の条ずれに伴い、規則の該当部分を整理する。

(3) 斎宮歴史博物館条例施行規則および三重県総合博物館条例施行規則の一部改正

博物館法において、博物館に相当する施設の規定が改正されたため、各規則の該当部分を改正する。

(4) 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部改正

博物館法における博物館協議会の規定の条ずれに伴い、規則の該当部分の整理およびその他の規定を整備する。

3 施行期日

令和5年4月1日

博物館法改正の新旧対照表（三重県の規則改正に関する部分の抜粋）

改正後	改正前
(登録)	(登録)
第11条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に所在する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会。第31条第1項第2号を除き、以下同じ。）の登録を受けるものとする。	第10条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この条及び第29条において同じ。）の区域内に所在する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。）に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。
(登録の申請)	(登録の申請)
第12条 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地 三 その他都道府県の教育委員会の定める事項 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営規則その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し 二 次条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類 三 その他都道府県の教育委員会の定める書類	第11条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。 一 設置者の名称及び私立博物館にあっては設置者の住所 二 名称 三 所在地 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 公立博物館にあっては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面 二 私立博物館にあっては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面
(登録の審査)	
第13条 1・2（略） 3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。	(新設)
(登録の実施等)	
第14条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる	(新設)

<p>事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。</p> <p>一 第12条第1項第1号及び第2号に掲げる事項</p> <p>二 登録の年月日</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前号各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>	
(変更の届出)	(登録事項の変更)
<p>第15条 博物館の設置者は、第12条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る登録事項の変更登録をするとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>	<p>第13条 博物館の設置者は、第11条第1項各号に掲げる事項について変更があったとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があったときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、第11条第1項各号に掲げる事項に変更があったことを知ったときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。</p>
(登録の取消し)	(登録の取消し)
<p>第19条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県の教育委員会は、第1項の規定により登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>	<p>第14条</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。</p>
(博物館の廃止)	(博物館の廃止)
<p>第20条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>	<p>第15条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消ししなければならない。</p>
(博物館協議会)	(博物館協議会)
<p>第24条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあっては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合）にあっては、当該地方公共</p>	<p>第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。</p>

<p>団体の長)が、地方独立行政法人の設置する博物館にあっては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。</p>	
<p>(削除)</p>	<p>(博物館に相当する施設)</p> <p>第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあっては文部科学大臣が、その他の施設にあっては当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市の区域内に所在する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会)が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第27条第2項の規定を準用する。</p>
<p>第5章 博物館に相当する施設</p>	
<p>第31条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であって当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの(指定都市の区域内に所在するもの(都道府県が設置するものを除く。))を除く。)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設(以下この条において「指定施設」という。)が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。</p>	<p>(新設)</p>

(改正後)

(改正前)

第1号様式

年 月 日

三重県教育委員会 様

設置者の名称
代表者氏名

博物館登録申請書

博物館法第12条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

事項	項	記載欄
設置者の名称及び住所		
博物館の名称		
博物館の所在地		

備考

この申請書には、次の書類を添付すること。

- 1 館則の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

第1号様式

博物館登録申請書	
事項	記載欄
設置者の名称	
博物館の名称	
博物館の所在地	
博物館法第11条の規定により次の書類を添付し、右の通り登録を申請いたします。 年 月 日 三重県教育委員会 代表者氏名 記 一、設置系列の写し 二、館則の写し 三、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面 四、当該年度における事業計画及び予算の算出の見積に関する書類 五、博物館資料の目録 六、館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名並びにその他の職員の名を記載した書面	

○備考 博物館資料目録は、凡そ次の様式によること。

博物館資料目録	
資料の種類別	資料の種類及び数量
自然科学に関する資料	
人文科学に関する資料	

(注) 詳細な資料目録の内訳は別に添付することと致しまして。

(改正後)

(改正前)

第2号様式

博物館登録申請書	
事項	記載欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
<p>博物館法第十一条の規定により次の書類を添附し右の通り登録を申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">設置者名</p> <p>三重県教育委員会 へて</p> <p>記</p> <p>一、法人の定款の写し又は宗教法人の規則の写し</p> <p>二、規則の写し</p> <p>三、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面</p> <p>四、当該年度における事業計画書及び収支の見積に関する書類</p> <p>五、博物館資料の目録</p> <p>六、館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名並びにその他の職員の名を記載した書面</p>	

○備考

博物館資料目録の様式は第一号様式に示すところによる。

(削除)

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	記号番号	第号				
設置者の名称及び住所						
名称						
所在地						
備考						

(改正前)

第3号様式

第2号様式

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更	登録変更
	年月日	年月日	年月日	年月日
	記号番号	第号		
名称				
所在地				
設置者の名称				
設置者の住所				
備考				

(改正後)

(改正後)

第3号様式

博物館登録申請書変更届 三重県教育委員会 様 設置者の住所 設置者の名称 代表者氏名 年 月 日		
博物館法第15条第1項の規定により下記のとおりに届け出ます。		
博物館の名称		
変更事項の種別	変更事項の内容	変更の理由
	変更年月日 変更事項	

(改正前)

第4号様式

博物館登録申請書変更届 博物館法第13条第1項の規定により右の通り届出いたします。 年 月 日 三重県教育委員会 へ 設置者 氏 名			
変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

(改正後)

第4号様式

博物館廃止届		年 月 日
三重県教育委員会 様		
設置者の名称 代表者氏名		
博物館法第20条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。		
事項	記載欄	
設置者の名称及び住所		
博物館の名称		
博物館の所在地		
登記記号番号		
廃止年月日		
廃止の理由		
廃止後の処置		

(改正前)

第5号様式

博物館廃止届		
事項	記載欄	
設置の名称及び住所		
博物館の名称		
博物館の所在地		
登録記号番号		
廃止年月日		
廃止の理由		
廃止後の処置		
博物館法第十五条第一項の規定により右の通り届出いたします。		
年 月 日		
三重県教育委員会 代表者 氏名		設置者 氏 名

議案第73号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年3月23日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則(昭和四十三年三重県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育政策課の分掌事務)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>(小中学校教育課の分掌事務)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 夜間中学の設置準備に関すること。</p> <p>五～七 (略)</p> <p>(研修企画・支援課の分掌事務)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十二條の七に規定する協議会に関すること。</p> <p>七 (略)</p>	<p>(教育政策課の分掌事務)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十二條の五に規定する協議会に関すること。</p> <p>六 (略)</p> <p>(小中学校教育課の分掌事務)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>(研修企画・支援課の分掌事務)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 (略)</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

令和5年度の教育委員会事務局の本庁組織の分掌事務について所要の改正を行うことに伴い、三重県教育委員会事務局組織規則（以下「組織規則」という。）の一部改正を行う必要がある。

2 主な改正内容

- (1) 令和7年度の県立夜間中学の開校に向け、教育課程の検討や施設設備の整備など、必要な準備業務を進めていくことをふまえ、「小中学校教育課」の分掌事務について所要の改正を行う。
- (2) 組織間の業務の見直しにより、教育公務員特例法に基づく協議会に関する事務を、「教育政策課」から「研修企画・支援課」に移管することに伴い、両課の分掌事務について所要の改正を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行するものとする。

議案第74号

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

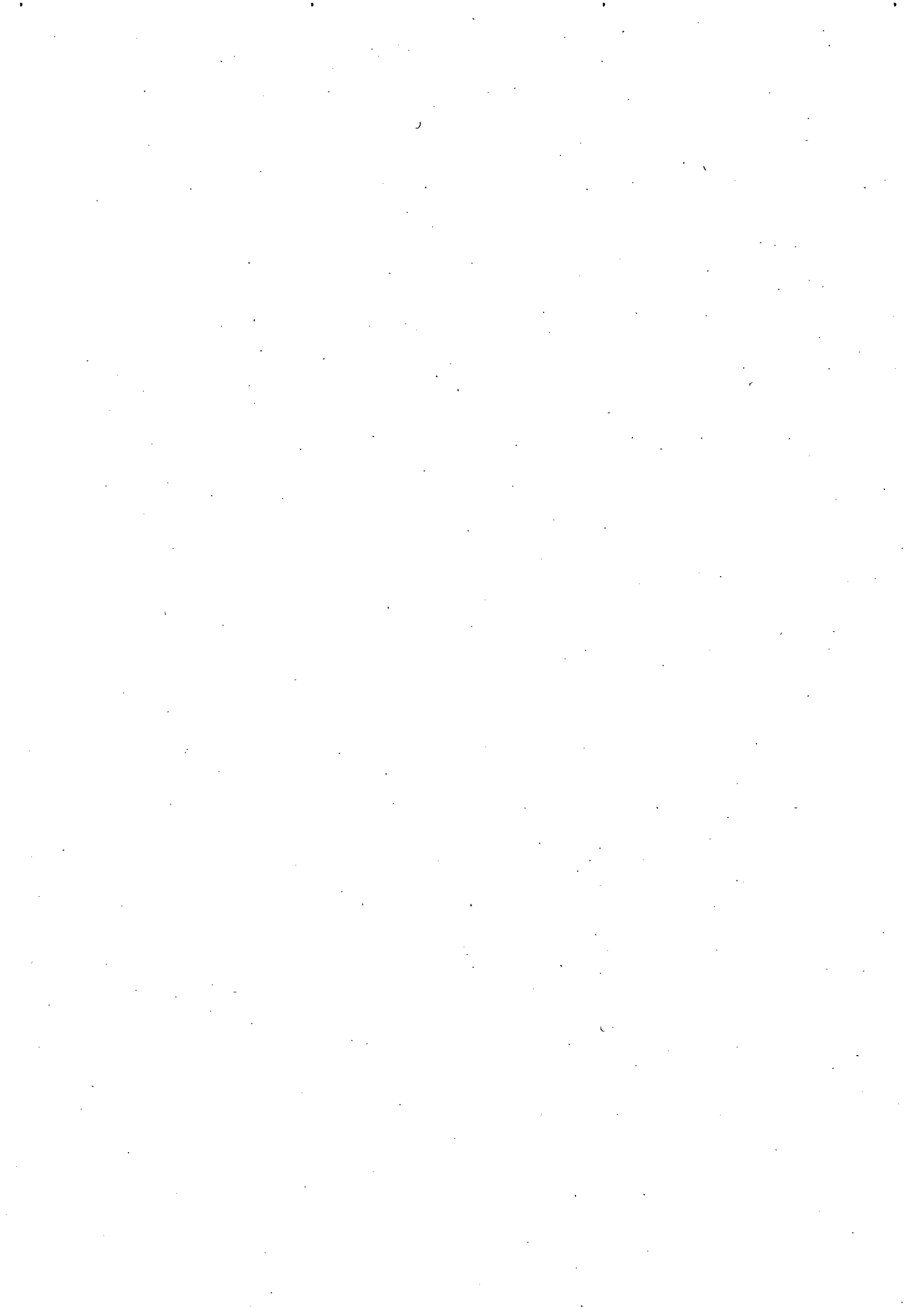
令和5年3月23日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則（平成八年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第六条 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成八年教委訓第四号）第三条又は第五条の規定及び三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程（昭和六十三年教委訓第四号）第二条の規定に基づく専決者は、次に掲げる場合には、同種の事前協議を行ったことがあるときを除き、総務部で情報公開を担当する課の課長に事前協議するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第六条 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成八年教委訓第四号）第三条又は第五条の規定及び三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程（昭和六十三年教委訓第四号）第二条の規定に基づく専決者は、次に掲げる場合には、同種の事前協議を行ったことがあるときを除き、戦略企画部で情報公開を担当する課の課長に事前協議するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

三重県部制条例の改正等に伴い、教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の改正を行うものである。

2 改正内容

「戦略企画部」が廃止されるとともに、情報公開課が「総務部」に移管されることを規則に反映する。

3 施行期日

令和五年四月一日から施行する。

議案第75号

第3次三重県スポーツ推進計画案について

第3次三重県スポーツ推進計画案について、別紙のとおり提案する。

令和5年3月23日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

第3次三重県スポーツ推進計画案については、スポーツ基本法第10条第2項の規定により、知事から意見を求められたので提示する必要がある。

なお、このことは三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



第3次三重県スポーツ推進計画案に対する意見(案)

第3次三重県スポーツ推進計画案について、原案に同意する。

令和5年3月23日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

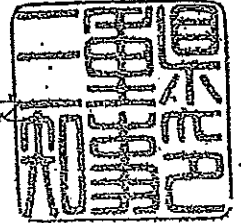
写

地域第11-281号

令和5年3月16日

三重県教育委員会教育長 様

三重県知事 一見 勝之



スポーツ基本法第10条第2項に規定する地方スポーツ推進
計画の策定にかかる教育委員会の意見聴取について

スポーツ基本法第10条第2項では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体においては、その長が、地方スポーツ推進計画を定めるときは、あらかじめ教育委員会の意見を聴くこととされています。

このため、同条に基づき、本県の地方スポーツ推進計画である「第3次三重県スポーツ推進計画案」につき、教育委員会の意見を伺います。

【事務担当】

地域連携部スポーツ推進局

スポーツ推進課 総務企画班 杉本

TEL: 059-224-2985 (PHS: 5163)

第3次三重県スポーツ推進計画案の概要

1 はじめに 最終案P1~2

計画の策定趣旨・位置付け

スポーツに関する施策を総合的に取りまとめ、計画的に推進するために策定する「地方スポーツ推進計画」(スポーツ基本法第10条、三重県スポーツ推進条例第16条)

計画期間

令和5(2023)年度から令和8(2026)年度までの4年間

計画におけるスポーツの定義

勝敗や記録を競うものだけでなく、「楽しさ」「喜び」につながる身体活動全般

2 計画の背景 最終案P3~8

県内スポーツの状況

- ▶三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた準備と取組
- ▶三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシー
- ▶交える人づくり・スポーツの機運醸成/競技力の向上/施設整備等
- ▶東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組
- ▶スポーツへの関心の高まり

スポーツを取り巻く状況

- ▶人口減少・少子高齢化/新型コロナウイルス感染症の拡大/SDGs(持続可能な開発目標)/DX(デジタルトランスフォーメーション)/中学校休日部活動の地域連携・地域移行/国「第3期スポーツ基本計画」

強じんな美しい国ビジョンがえにおけるおぼむね10年後の展望

- ▶人口減少・高齢化の進展に伴い、特に若年層ではスポーツ人口が減少するともに、心身の健全な成長に有益となる、スポーツに親しむ機会が減ることが懸念されている
- ▶高齢者層では健康志向により、スポーツへの関心・意欲が高まり、より一層スポーツに親しむ機会が求められている
- ▶地域における絆づくりにおいて、スポーツの持つ力に大きな期待が高まっている

3 三重県のスポーツの現状・課題(第2次推進計画の取組検証) 最終案P9~15

現状

- ▶子どもの体力について全国平均値を上回る/児童生徒の総運動時間の減少(子どもの体力向上)
- ▶運動・スポーツ実施率52.7%、目標値(65.0%)と大きく乖離【スポーツ活動の推進】
- ▶R4栃木国体男女総合成績12位、東京2020オリンピック競技大会に三重県ゆかりの選手19名出場(過去最多)【競技力の向上】
- ▶三重とこわか大会に向けた選手発掘・育成、指導者養成等/東京2020オリンピック競技大会の開催と相まって、障がい者スポーツに対する県民の関心が高まる【障がい者スポーツの推進】
- ▶東京2020大会関連イベントや両大会に向けた取組により、県民のスポーツへの機運が高まる【地域の活性化】
- ▶国体競技施設基準適合に向けた県営スポーツ施設の整備【施設整備】

<第2次推進計画の指標>

指標項目	数値	目標値	達成率
「全国体力・運動能力、運動習慣等」調査の結果	48.81	49.2 (計画中止)	52.8
成人の週1回以上の運動・スポーツの参加率	43.2%	50.5%	50.4%
国体体育大会の男女総合成績	27位	14位 (計画変更)	12位
障がい者スポーツに関心が持てる県民の割合	-	54.0%	49.4%
スポーツを通じて夢や感動が育まれ、スポーツを楽しむ県民の割合	84.2%	92.5%	81.5%
県営スポーツ施設年間利用者数	842,648人	931,852人	437,505人
県民一人当たり年間利用者数	663,848人 (1人あたり)	555,035人	969,930人

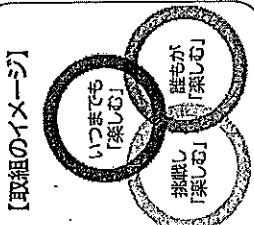
課題

- ▶体育授業に向けた研修会等の開催/運動・体力の重要性等について保護者・家庭への普及・啓発/中学校部活動の地域連携・地域移行への対応(子どもの体力向上)
- ▶スポーツの習慣化/スポーツに親しめる機会の充実【スポーツ活動の推進】
- ▶三重とこわか国体に向けて高めてきた競技力の維持・向上【競技力の向上】
- ▶障がい者スポーツの裾野の拡大/選手育成・競技団体活動への支援【障がい者スポーツの推進】
- ▶両大会で予定されていた実施競技の地域への定着【地域の活性化】
- ▶安全・快適な施設環境整備/利用者の満足度向上につながる効果的・効率的な運営【施設整備】

4 計画の基本方針 最終案P16~18 / 5 推進施策の展開 最終案P19~51 / 6 計画の実現に向けて 最終案P52

計画のめざす姿 スポーツを通じて「人」 「地域」 を結びつえ ~ スポーツを楽しむ「楽しむ」 三重の環 ~

推進施策	推進施策の方向性	施策内容(取組)
1. スポーツに親しむ環境づくり ~いつまでも「楽しむ」(P19~30)	県民の皆さんが、スポーツに「楽しむ」ことができるよう、生涯にわたって運動・スポーツに親しむ環境づくりを進める 社会慣習や個人間の慣れた状況に合わせた取組を進める 障がい者スポーツの裾野の拡大を進め、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツに参加できる環境づくりを進める	▶子どもたちが運動・スポーツに親しむための取組の拡充 ▶これからの学校スポーツと地域連携・地域移行 ▶生涯を通じてスポーツ機会の充実と健康づくりの推進 ▶障がい者スポーツの裾野の拡大 ▶地域スポーツの担い手の養成・育成向上
2. スポーツを通じて自己実現と感動体験 ~楽しい「楽しむ」(P31~40)	アスリートをめざす皆さんの強化活動を支援することで、競技スポーツの推進を図る 三重県ゆかりの選手・チームの活躍を通じて、県民の皆さんに夢や感動を届け、県民の皆さんへの愛着を醸成する	▶未来を拓くジュニアアスリートの発掘・育成 ▶選手の可能性を引き出す様々な指導者の養成・育成 ▶三重県を代表するチームの強化支援 ▶県民に夢や感動を与えるトップアスリートの育成・強化支援 ▶国体大会や全国大会で活躍をめざすアスリートの強化支援
3. スポーツを通じて地域活性化と共生社会の実現 ~誰もが「楽しむ」(P41~51)	スポーツの持つ力で人や地域の交流を促すとともに、県民スポーツ施設の計画的な整備を進め、地域の活性化につなげる 障がい者の有無・年齢・文化的背景や性的指向・性自認などにこだわらず、多様な主体が安心してスポーツを楽しむ環境を整備すること、共生社会の実現につなげる	▶三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシー継承・発展 ▶安全・快適なスポーツ環境の提供 ▶スポーツを通じた交流やスポーツ・ツーリズムの促進 ▶スポーツを通じて共生社会の実現



<第3期スポーツ基本計画の新たな3つの視点>
「つくる/ほくおこす」
「あつまり/ともにつなげる」
「誰もがアクセスできる」

<両大会のレガシー>
「スポーツを支える人づくりとスポーツの機運醸成」
「県民の皆さんに夢や感動を与える競技力の向上」
「県民の皆さんがスポーツを楽しむための施設整備」



第3次三重県スポーツ推進計画案

令和5（2023）年度～令和8（2026）年度

スポーツを通じて「人」「地域」を結ぶみえ
～スポーツを「楽しむ」三重の環～

令和5（2023）年3月
三重県

目次

第1章 はじめに

- 1 計画の策定趣旨 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 計画期間 2
- 4 本計画における「スポーツ」の定義 2

第2章 計画の背景

- 1 県内スポーツの状況 3
- 2 スポーツを取り巻く状況 6

第3章 三重県のスポーツの現状・課題(第2次三重県スポーツ推進計画の取組検証) ... 9

第4章 計画の基本方針

- 1 計画のめざす姿 16
- 2 推進施策の方向性 16

第5章 推進施策の展開

- 【推進施策1】 スポーツにふれ親しむ環境づくり 19
 - (1) 子どもたちが運動・スポーツに親しむための取組の拡充 21
 - (2) これからの学校スポーツと地域連携・地域移行 23
 - (3) 生涯を通じたスポーツ機会の充実と健康づくりの推進 25
 - (4) 障がい者スポーツの裾野の拡大 27
 - (5) 地域スポーツの担い手の養成・資質向上 29
- 【推進施策2】 スポーツを通じた自己実現と感動体験 31
 - (1) 未来を拓くジュニアアスリートの発掘・育成 33
 - (2) 選手の可能性を引き出す優れた指導者の養成・資質向上 35
 - (3) 三重県を代表するチームの強化支援 36
 - (4) 県民に夢や感動を与えるトップアスリートの育成・強化支援 ... 37
 - (5) 国際大会や全国大会で活躍をめざすパラアスリートの強化支援 ... 39
- 【推進施策3】 スポーツを通じた地域活性化と共生社会の実現 41
 - (1) 三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシー継承・発展 ... 43
 - (2) 安全・快適なスポーツ環境の提供 45
 - (3) スポーツを通じた交流やスポーツツーリズムの促進 48
 - (4) スポーツを通じた共生社会の実現 50

第6章 計画の実現に向けて

- 1 計画の推進体制 52
- 2 計画の進捗管理 52

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

本県では、平成27(2015)年、スポーツの持つ価値を最大限に活用し、県民の自主的かつ主体的な参画を得ながら、スポーツを通じた人づくり及び地域づくりを推進する「三重県スポーツ推進条例」(以下「条例」という。)が施行されました。

そして、条例のめざす姿である、県民がスポーツの価値を広く享受し、「県民力を結集した元気なみえ」を実現するため、「三重県スポーツ推進計画」を策定し、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

平成31(2019)年3月には、「第2次三重県スポーツ推進計画」(計画期間：令和元(2019)年度～令和4(2022)年度、以下「現行計画」という。)を策定し、三重とこわか国体(第76回国民体育大会)・三重とこわか大会(第21回全国障害者スポーツ大会)の開催準備や障がい者スポーツの裾野の拡大、大規模大会のレガシー(遺産)の継承等に取り組んできました。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、日本代表選手の皆さんが活躍する姿や、国籍、性別、年齢、障がいの有無、性的指向などにかかわらず、それぞれの能力を発揮し、競い合い、そして互いに認め合う姿は、世界中の人びとに大きな感動を与え、コロナ禍においても「スポーツの持つ力」が勇気と希望を届けてくれました。

一方、人口減少・少子高齢化やデジタル化が進展するとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会が中止となるなど、新型コロナウイルス感染症がスポーツだけではなく、社会・経済活動全体に重大な影響を及ぼしています。

こうしたスポーツを取り巻く状況の変化をふまえつつ、現行計画における取組の成果や三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを生かした本県スポーツの推進を図るため、令和5(2023)年度以降の取組を示す「第3次三重県スポーツ推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項における「地方スポーツ推進計画」及び条例第16条に基づく「スポーツ推進計画」として位置付けています。

新しい総合計画「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」に基づくスポーツに関する施策を総合的に取りまとめ、計画的に推進するため、基本的な事項を定めます。

3 計画期間

令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの4年間とします。

4 本計画における「スポーツ」の定義

本計画における「スポーツ」とは、ルールに基づいて勝敗や記録を競うものだけでなく、「余暇時間や仕事時間等を問わず健康を目的に行われる身体活動」や「遊びや楽しみを目的とした身体活動」などを含む、「楽しさ」や「喜び」につながる身体活動全般と捉えます。

【参考】スポーツの捉え方

○スポーツ基本法における「スポーツ」

心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動

○国の第3期スポーツ基本計画における「スポーツ」

「文化としての身体活動」を意味する広い概念であり、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つもの

第2章 計画の背景

1 県内スポーツの状況

(1) 三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた準備と取組

三重とこわか国体（第76回国民体育大会）・三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）については、平成23（2011）年から約10年間の長きにわたり、市町、競技団体をはじめ、産官学民の皆さまのご支援、ご協力をいただき、開催準備を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、中止となりました。また、延期申請の可否は、中止決定後1カ月以内の判断が必要であったことから、市町や競技団体など関係者への意向確認を行い総合的に検討しましたが、県の財政負担や会場地の再選定などの課題から、延期申請を見送りました。

(さまざまな開催準備)

三重とこわか国体・三重とこわか大会は当初から、開・閉会式の参加人数の削減や式典時間の短縮、競技備品の他県との共同購入など、先催県の例にとらわれることなく合理化に努めるとともに、「三重交通G スポーツの杜 伊勢」陸上競技場など県営スポーツ施設の整備を行い、簡素で効率的な大会となるよう取り組んできました。

市町・競技団体等においても競技会の準備が着々と進められ、津市産業・スポーツセンターや四日市市総合体育館などの施設も整備されました。

令和2（2020）年に開催予定であった鹿児島国体・大会が延期され、本県における国体・大会がコロナ禍で迎える初の国体・大会となったため、「選手ファースト」、「安全・安心な大会運営」、「両大会の価値の新たなかたちでの創造」という3つの視点を掲げ、両大会全般を見直しました。競技会運営については、市町・競技団体等の指針となる三重県版ガイドラインの策定・改正を行い、感染防止対策の徹底に取り組むとともに、開・閉会式は、史上初のオンライン式典の準備を進めてきました。

こうした試みは、競技会本位の大会を追求した一つのかたちとして、今までにない新しい大会のあり方を示すものとなりました。

(競技力の向上対策)

平成25（2013）年に三重県競技力向上対策本部を設置し、三重とこわか国体での天皇杯（男女総合成績優勝）・皇后杯（女子総合成績優勝）の獲得を目標に、ジュニア・少年選手、成年選手、指導者といったターゲットごとに強化策を立て、計画的かつ戦略的に選手の活動を支援するなど、競技力の向上に取り組んできました。

三重県選手や指導者、競技団体の皆さんは、コロナ禍の苦しい時期にもかかわらず、地元開催の国体での活躍をめざして日々努力を積み重ねていただきました。三重とこわか国体は中止となりましたが、東京2020オリンピック競技大会に三重県ゆかりの選手19名が出場するなど、本県の競技力は着実に高まり、令和4（2022）年のいちご一会とちぎ国体（第77回国民体育大会）では、天皇杯12位という県政史上3番目の成績を収めることができました。

（県民力の結集）

県民の皆さんには、三重とこわか国体・三重とこわか大会を盛り上げていただく県民運動「とこわか運動」の実施や各種ボランティアへの参加、募金・企業協賛など、多くのご支援により、両大会を支えていただきました。

また、次代を担う三重の子どもたちをはじめとした多くの県民の皆さんには、市町で開催された炬火イベントへの参加や、開・閉会式における式典演技、競技運営に携わっていただき、着実に準備を進めてきました。

（2）三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーと今後に向けて

（三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシー）

このような三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた取組により、「スポーツを支える人づくりとスポーツの機運醸成」「県民の皆さんに夢や感動を与える競技力の向上」「県民の皆さんがスポーツを楽しむための施設整備」の3つのレガシーが遺されました。

I スポーツを支える人づくりとスポーツの機運醸成

- ・競技役員の養成、運営ノウハウの蓄積
- ・ボランティアへの登録、研修等を通じたスキルの向上
- ・デモンストレーションスポーツによるスポーツ参加機運の向上
- ・とこわか運動や児童生徒の協力、募金・企業協賛等による県民の参加意識や一体感の向上
- ・障がい者スポーツの活性化と理解促進

II 県民の皆さんに夢や感動を与える競技力の向上

- ・オリンピックなど世界レベルの大会で活躍する選手の輩出
- ・アスリート就職支援によるトップアスリートの県内定着
- ・指導者の充実、指導力の向上
- ・障がい者スポーツ団体を含む多くの競技団体の誕生

Ⅲ 県民の皆さんがスポーツを楽しむための施設整備

- ・大規模大会を開催可能な施設の整備
- ・県民の皆さんが気軽にスポーツができる環境の整備
- ・アスリートの競技環境の整備

(次回国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けて)

国民体育大会[※]は、国内最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力向上を図るなど、国民生活を明るく豊かにするとともに、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与してきました。

※令和6（2024）年から国民スポーツ大会に改称されます。

また、全国障害者スポーツ大会は、障がい者の社会参加に理解を深めるだけでなく、障がいの有無やさまざまな属性の違いを乗り越え、一人ひとりを大切にしお互いを思いやる社会の実現に向けた貴重な機会となります。

本県における次回国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けて機運醸成に努めるとともに、日本スポーツ協会の3巡目のあり方検討をふまえて、市町・競技団体をはじめとする県内関係者や国等との調整を図ります。

(3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で1年延期され、令和3（2021）年に開催されました。

本県においても、海外チームの事前キャンプ受入れや東京2020オリンピック聖火リレー、東京2020パラリンピック聖火フェスティバルなどの取組を実施し、本県ゆかりの選手の活躍と相まって、スポーツへの機運や障がい者スポーツへの関心が高まりました。

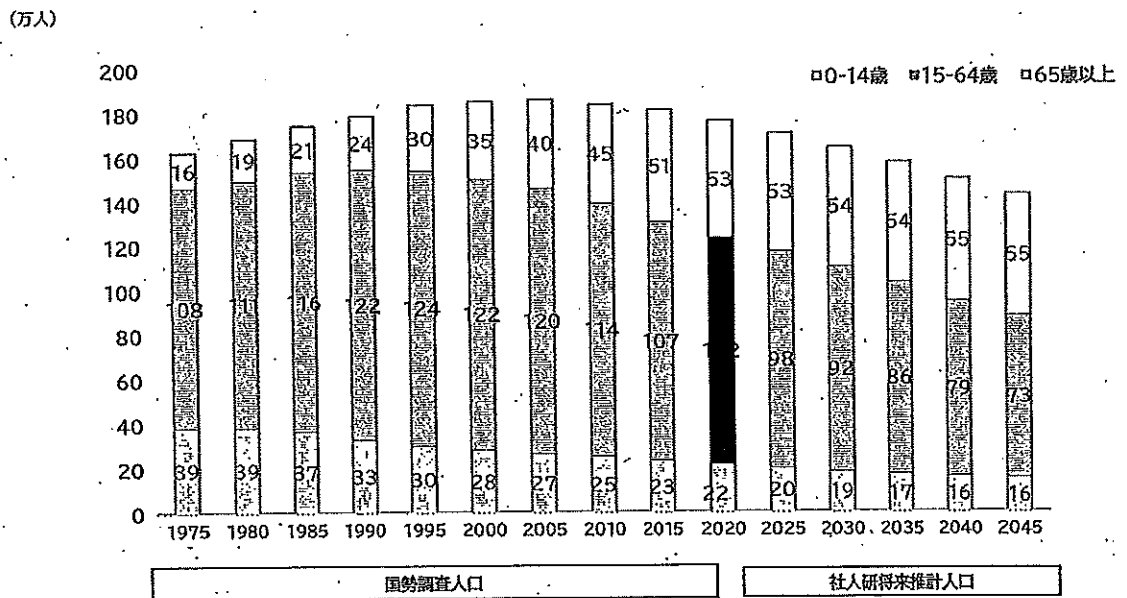
2 スポーツを取り巻く状況

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

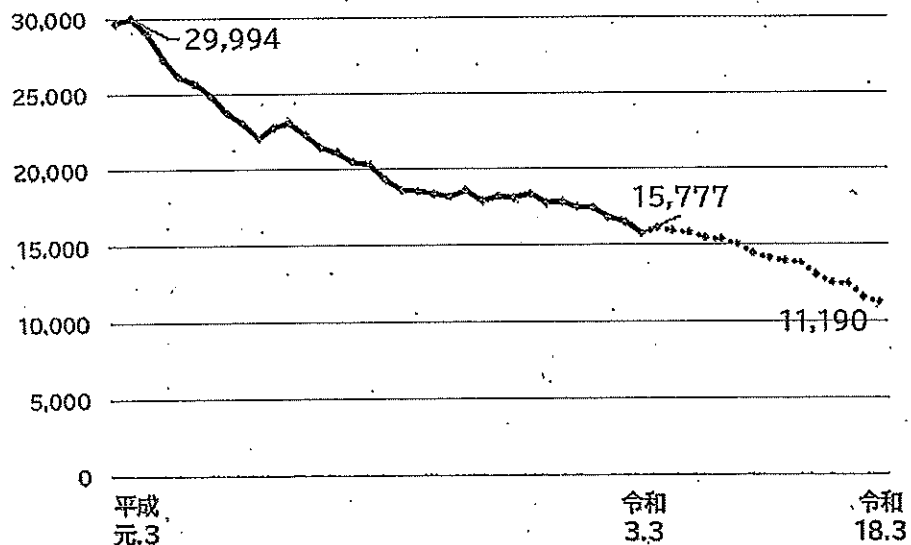
県内人口は平成19(2007)年をピークに減少局面に入っており、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて県内人口は約46,000人減少しました。今後、高齢化を伴いながら、一層人口減少が加速することが予測されています。

また、中学校の卒業生数については、平成元(1989)年3月の29,994人から令和18(2036)年3月には11,190人まで減少すると予測されています。

【三重県人口の推移】



【中学校卒業生数の推移と予測 (含社会増減)】



(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和2(2020)年1月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や行動制限、公共スポーツ施設の休館などを余儀なくされました。県民がスポーツにふれ楽しむ機会は減少し、心身の健康だけでなく、人と人とのつながりの希薄化による地域活力の低下など、さまざまな影響が顕在化しました。

(3) SDGsへの貢献

持続可能な開発のための2030アジェンダ宣言では、「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発及び平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティの能力強化に寄与することを認識する。」と、スポーツが社会の進歩に果たす役割が示されています。

(4) DX(デジタル・トランスフォーメーション)の進展

DXの進展に伴い、人びとの働き方や生活様式は大きく変わろうとしています。スポーツ施策を推進するうえにおいても、スポーツの醍醐味である「アナログ」の部分とのバランスを取りながら、スポーツをより「豊かに、安心に、便利に」するDXの活用が必要です。

(5) 中学校における休日部活動の地域連携・地域移行

運動部活動の地域連携・地域移行を着実に推進していくため、令和4(2022)年6月、地域におけるスポーツ環境の整備方策等について国への提言がなされ、令和4(2022)年12月、国から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が公表されました。

深刻な少子化に伴う生徒数の減少により、中学校における運動部活動は持続可能性の面で厳しさを増しており、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保に向けて、国では令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間を改革推進期間として取り組むこととしています。

(6) 第3期スポーツ基本計画

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度を計画期間とする国の第3期スポーツ基本計画では、第2期計画で定めた中長期的な基本方針を踏襲しつつ、その実現に向けて、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」という新たな3つの視点が必要とされました。

【参考】新たな3つの視点

①「つくる／はぐくむ」

既存の枠組みや考え方のみにとらわれず、社会情勢や状況等に応じて、不断に柔軟に見直し・改善し、最も適切・有効な、あるいは個々の状況等に応じた方法やルールを考え出したり、創り出すような取組を促進・推進する。

②「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場にある人々が、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現をめざし、機運を醸成する。また、スポーツの機会の提供や社会経済の活性化にあたり、様々な人々・組織が「あつまり」、「ともに」課題の解決等に取り組む。

③「誰もがアクセスできる」

誰もがスポーツに参画し、スポーツの価値を体感できるような社会を実現するために、その前提として、年齢や性別、障がい、経済的事情、地域事情の差等によって、スポーツに取り組むことを諦めたり、途中で理不尽・非合理に離れないような社会の実現や機運の醸成を図る。

第3章 三重県のスポーツの現状・課題(第2次三重県スポーツ推進計画の取組検証)

【推進施策1】子どもの体力向上とスポーツ活動の充実

【主な取組・成果】

- ・体育担当教員への研修による体育授業の充実等の結果、令和3(2021)、4(2022)年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点の全国との比較では、多くの種目で全国平均値を上回りました。
- ・部活動指導員等の専門性を有する地域のスポーツ人材を中学校・高等学校へ派遣することにより、生徒が活発で充実した部活動を展開することができました。
- ・令和3(2021)年度から令和4(2022)年度の2か年で、3市町4中学校をモデル校として中学校における休日の運動部活動の段階的な地域移行の実践研究を行っています。
- ・三重とこわか国体(第76回国民体育大会)・三重とこわか大会(第21回全国障害者スポーツ大会)のイメージソングに合わせて制作した「とこわかダンス」を広める出前講座を実施し、子どもたちの運動・スポーツに親しむきっかけづくりを行うとともに、運動会やイベント等において披露していただきました。

【主な課題】

- ・これまでの「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」で全国平均を下回る種目(不得意種目)の克服と運動時間を自ら確保している子どもたちの割合を増やす取組を行う必要があります。
- ・中学校における休日部活動の地域連携・地域移行においては、運営団体・実施主体や指導者の確保、費用負担などの課題を検討する必要があります。
- ・地域において、子どもたちが運動・スポーツに親しむ機会の充実・拡大を図る必要があります。
- ・子どもたちが運動・スポーツをすることの大切さについて、保護者・家庭が認識し、実践できるような取組が必要です。

【令和4(2022)年度の目標】

項目	基準値	実績値				目標値
	H29	R1	R2	R3	R4	R4
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果	48.81	49.2	— (調査中止)	52.3	52.8	51.5

<項目の説明>

- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における本県の体力合計点の全国との比較(小学校5年生男女及び中学校2年生男女の都道府県別平均値との比較指数)

【推進施策2】 地域におけるスポーツ活動の推進

【主な取組・成果】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で開催規模を縮小したり、中止する年があったものの、スポーツ推進月間（9月～10月）における「みえのスポーツフォーラム」や「みえスポーツフェスティバル」をはじめ、「美し国三重市町対抗駅伝」の開催・参加を促進したほか、スポーツ体験会や体力測定等を実施しました。
- ・コロナ禍で運動やスポーツをする機会が減少している中、室内でもできる効果的な運動やストレッチを紹介する動画を制作し、SNS等で紹介したり、イベント参加者に体験していただいたりするなど、運動習慣の定着に取り組みました。
- ・総合型地域スポーツクラブの知名度向上を図るため、県内商業施設でのPRイベントの開催、クラブ主催の教室・イベント体験会の開催、無料体験チケット配布などを実施しました。

【主な課題】

- ・成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率は、目標値から大きく乖離しています。特に、「働く世代・子育て世代」「女性」の実施率が低くなっています。
- ・階段利用や自転車利用をはじめ、日常における軽微な行動も運動になることを周知するなど、習慣的に運動・スポーツに取り組む意識の向上につなげていく取組が必要です。
- ・中学校における休日部活動の地域連携・地域移行が円滑に進むよう、地域の受け入れ環境の整備に取り組む必要があります。

【令和4（2022）年度の目標】

項目	基準値	実績値				目標値
	H29	R1	R2	R3	R4	R4
成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率	43.2%	50.5%	50.4%	50.5%	52.7%	65.0%

<項目の説明>

- ・みえ県民意識調査において、1週間に1回以上、運動・スポーツ（ウォーキング、ランニング、水泳、テニス、バレーボール等）を実施している県民（成人）の割合
※令和4（2022）年度は、e-モニター調査における実績値

【推進施策3】 競技力の向上

【主な取組・成果】

- ・ 競技力向上をめざし、ジュニア・少年選手、成年選手、指導者といったターゲットごとに、計画的かつ戦略的に支援を行ってきました。
- ・ 令和4（2022）年のいちご一会とちぎ国体（第77回国民体育大会）の男女総合成績は、天皇杯順位10位以内の目標に対し結果は12位であったものの、10位の京都府との点差はわずか7点でした。この結果は、昭和50（1975）年開催の三重国体の優勝と、その翌年の9位に次ぐ3番目の成績であり、令和元（2019）年のいきいき茨城ゆめ国体（第74回国民体育大会）の14位を上回りました。また、東京2020オリンピック競技大会には、過去最多となる19名の三重県ゆかりの選手が出場し、活躍しました。
- ・ 競技団体から推薦された指導者に対し、日本一をめざす指導力の獲得と資質向上を図るため、国内トップクラスの講師を招へいした「みえコーチアカデミー」を実施しました。

【主な課題】

- ・ 三重とこわか国体（第76回国民体育大会）に向けて高めてきた競技力を安定的に維持するため、長期的な観点から、ジュニア選手の発掘・育成の支援に注力する必要があります。
- ・ 競技力の向上を支える指導者やスタッフの人材不足など、各競技団体の抱える課題を整理し、効果的な支援につなげる必要があります。

【令和4（2022）年度の目標】

項目	基準値	実績値				目標値
	H29	R1	R2	R3	R4	R4
国民体育大会の男女総合成績	27位	14位	— (開催延期)	— (開催中止)	12位	10位以内

<項目の説明>

- ・ 国民体育大会における正式競技の参加得点（ブロック大会を含む）と冬季大会及び本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位

【推進施策4】障がい者によるスポーツ活動の推進

【主な取組・成果】

- ・三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）に向けた取組により、障がい者スポーツ選手の発掘・育成や指導者の養成、競技団体の育成が進むとともに、東京2020パラリンピック競技大会の開催と相まって、障がい者スポーツに対する県民の関心は着実に高まりました。
- ・障がい者スポーツのさらなる裾野の拡大に向けて、ワンストップ相談窓口を設置し、企業と障がい者スポーツ競技団体のニーズのマッチングなどを行う「三重県障がい者スポーツ支援センター」を令和4（2022）年度に開設しました。
- ・令和4（2022）年度から、パラリンピック等の国際大会や全国大会で活躍した実績があるなど、一定の競技力を有するパラアスリートを強化指定し、強化活動を支援する事業を開始しました。

【主な課題】

- ・障がいの有無にかかわらず、ともにスポーツを楽しむことで、障がいへの理解や障がい者の社会参加を促進し、共生社会を実現するため、近年の障がい者スポーツに対する関心の高まりを生かし、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」裾野の拡大に取り組む必要があります。
- ・「三重県障がい者スポーツ支援センター」の機能充実に取り組む必要があります。

【令和4（2022）年度の目標】

項目	基準値 H29	実績値				目標値 R4
		R1	R2	R3	R4	
障がい者スポーツに関心がある県民の割合	※参考 東京都 (H29) 57.1%	54.0%	49.4%	56.1%	50.8%	60.0%

<項目の説明>

- ・e-モニター調査で「関心がある」、「やや関心がある」割合の合計

【推進施策5】スポーツを通じた地域の活性化

【主な取組・成果】

- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会を盛り上げていただく県民の皆さんの活動「とこわか運動」では、手書きの応援メッセージ入りのぼり旗や飾花による歓迎装飾の作成等で約1,400件の取組を行っていただくなど、さまざまな方法（「する」「みる」「支える」）で参画いただきました。
- ・県内12市町を巡る東京2020オリンピック聖火リレーや、県内全市町から採火した火を集火し開催地に届ける東京2020パラリンピック聖火フェスティバルを実施し、地域の魅力発信、地域の活性化につなげました。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿を行う海外チームの受け入れを実施し、県内のジュニア選手や地域の小中学生と交流を深めました。

【主な課題】

- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会で予定されていた実施競技が地域に根付き、スポーツを通じた交流や賑わいの創出を市町・競技団体等と連携して進め、「このスポーツといえばこの市町」といったイメージが定着できるよう支援・促進していく必要があります。
- ・本県の豊かな自然や文化等の観光資源と、三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて整備された施設・設備等のスポーツ資源を生かしたスポーツツーリズムを推進していく必要があります。

【令和4（2022）年度の目標】

項目	基準値	実績値				目標値
	H29	R1	R2	R3	R4	R4
スポーツを通じて夢や感動が育まれていると感じる県民の割合	84.2%	92.5%	81.5%	86.1%	76.2%	90.0%

<項目の説明>

- ・e-モニター調査で「感じる」、「どちらかといえば感じる」割合の合計

【推進施策6】施設の整備等

【主な取組・成果】

- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会の開・閉会式会場、競技会場として予定していた「三重交通G スポーツの杜 伊勢」陸上競技場をはじめ、県営スポーツ施設（4施設）の国体競技施設基準適合に向けた施設整備や電光掲示板等の改修を実施しました。
- ・市町においても、国体競技会開催に必要な施設整備が進められ、全国規模の大会が開催できる環境が整いました。

【主な課題】

- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会などの大規模大会に向けて整備した県営スポーツ施設については、地域スポーツや競技力向上の拠点となるよう、施設機能の維持・向上を図ることが必要です。
- ・県営スポーツ施設の管理運営については、指定管理者と連携しながら利用者の満足度の向上につながる効果的・効率的な運営に努め、コロナ禍で減少した利用者数の回復に取り組む必要があります。

【令和4（2022）年度の目標】

項目	基準値	実績値				目標値
	H29	R1	R2	R3	R4	R4
県営スポーツ施設 年間利用者数	842,648 人	931,852 人	437,505 人	555,035 人	663,849 人 (1月末時点)	969,930 人

<項目の説明>

- ・県営スポーツ施設（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿、三重交通G スポーツの杜 伊勢、ドリームオーシャンスタジアム、県営ライフル射撃場）の年間利用者数

【推進施策7】大規模大会の開催を契機としたスポーツの推進

【主な取組・成果】

- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた取組の結果、県や市町において、競技施設の新たな整備や大規模な改修が行われるとともに、選手・指導者や競技役員等の人材が育成されるなど、多くのレガシーが各地域に遺されました。
- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会の中止を受けた全市町・競技団体とのさまざまな意見交換の結果をふまえ、両大会のレガシーの活用によるスポーツの振興や地域の活性化をめざして、「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」を創設しました。

【主な課題】

- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた取組を一過性にとどめ、両大会のレガシーを活用した大規模大会や競技普及事業が開催できるよう、選手・ボランティアなどさまざまな人材を継続して育成できる仕組みや、スポーツを通じたまちづくりを支援していく必要があります。
- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた取組の結果、施設が整備・改修され、競技団体との関係も成熟している市町がある一方で、会場が仮設であったことなどから大きな施設もなく、両大会後の具体的な取組が定まっていない市町もあります。

第4章 計画の基本方針

1 計画のめざす姿

スポーツを通じて「人」「地域」を結びみえ ～スポーツを「楽しむ」三重の環^わ～

昨今、人口減少・少子高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大など、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しており、国際的に見てもSDGsへの貢献など、持続可能な社会や共生社会の実現に向け、スポーツの持つ力を活用した取組が求められています。

また、県民の皆さんの健康志向は高まっており、幼少期から高齢期まで一生涯スポーツにふれ親しむ機会が求められていること、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もがともにスポーツに取り組むことが求められていることから、地域の絆づくりにおいて、一体感の醸成などスポーツの持つ力に期待が寄せられています。

このような中、すべての県民の皆さんがスポーツの価値を広く享受し、一人ひとりがふるさと三重に愛着と誇りを持ち、豊かで充実した生活を送ることができる社会づくりが必要です。「第3次三重県スポーツ推進計画」では、県民の皆さんがスポーツを楽しみ、スポーツとともに人生を歩みつつ、スポーツを通じて「人と人」「人と地域」「地域と地域」の絆を深める取組を進めます。

2 推進施策の方向性

本計画のめざす姿である『スポーツを通じて「人」「地域」を結びみえ～スポーツを「楽しむ」三重の環～』を実現するため、SDGsへの貢献や国の第3期スポーツ基本計画における「新たな3つの視点」をふまえつつ、以下の3つの推進施策で計画を推進します。

【推進施策1】

スポーツにふれ親しむ環境づくり ～いつまでも「楽しむ」～

県民の皆さんが、スポーツによる「楽しさ」を享受できるよう、生涯にわたって運動・スポーツにふれ親しむ環境づくりを進めます。スポーツを「つくる／はぐくむ」「誰もがアクセスできる」の視点から、社会情勢や個々人の置かれた状況に応じた取組を進めます。また、障がい者スポーツの裾野の拡大を進め、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツに参加できる環境づくりを進めます。

【推進施策2】

スポーツを通じた自己実現と感動体験 ～挑戦し「楽しむ」～

スポーツを「つくる／はぐくむ」「誰もがアクセスできる」の視点から、アスリートをめざす皆さんの強化活動を支援することで、競技スポーツの推進を図ります。また、三重県ゆかりの選手・チームの活躍を通じて、県民の皆さんに夢や感動を届け、県民の郷土への愛着や誇りを高めます。

【推進施策3】

スポーツを通じた地域活性化と共生社会の実現 ～誰もが「楽しむ」～

スポーツの持つ力で人や地域の交流を促すとともに、県営スポーツ施設の計画的な整備を進め、地域の活性化につなげていきます。また、障がいの有無、国籍・文化的背景や性的指向・性自認などにかかわらず、多様な主体が「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」の視点から、安心してスポーツを楽しめる環境づくりを進めることで、共生社会の実現につなげていきます。

【推進施策と新たな3つの視点の関係】

推進施策	取組名	新たな3つの視点		
		つくる／はぐくむ	あつまり、ともに、つながる	誰もがアクセスできる
1 スポーツにふれ親しむ環境づくり ～いつまでも「楽しむ」～	(1)子どもたちが運動・スポーツに親しむための取組の拡充	○		
	(2)これからの学校スポーツと地域連携・地域移行	○		○
	(3)生涯を通じたスポーツ機会の充実と健康づくりの推進	○		
	(4)障がい者スポーツの裾野の拡大		○	
	(5)地域スポーツの担い手の養成・資質向上	○		○
2 スポーツを通じた自己実現と感動体験 ～挑戦し「楽しむ」～	(1)未来を拓くジュニアアスリートの発掘・育成			○
	(2)選手の可能性を引き出す優れた指導者の養成・資質向上	○		○
	(3)三重県を代表するチームの強化支援		○	○
	(4)県民に夢や感動を与えるトップアスリートの育成・強化支援			○
	(5)国際大会や全国大会で活躍をめざすパラアスリートの強化支援			○
3 スポーツを通じた地域活性化と共生社会の実現 ～誰もが「楽しむ」～	(1)三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシー継承・発展	○	○	○
	(2)安全・快適なスポーツ環境の提供		○	○
	(3)スポーツを通じた交流やスポーツツーリズムの促進		○	○
	(4)スポーツを通じた共生社会の実現	○	○	○

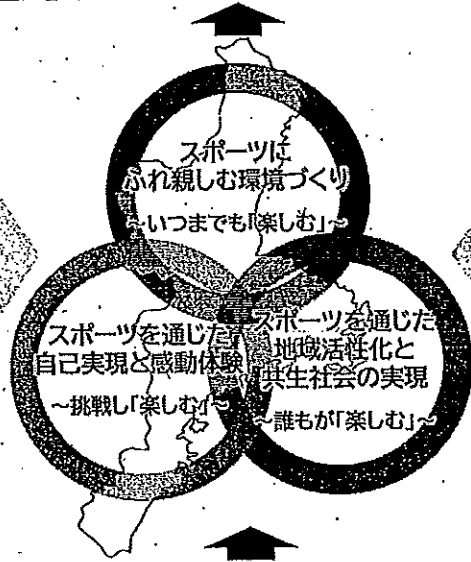
※表中の「○」印は、各推進施策の取組において特に関わりが深い「新たな3つの視点」を示しています。

【推進施策の取組イメージ】

めざす姿：スポーツを通じて「人」「地域」を結びみえ
 ～ スポーツを「楽しむ」三重の環 ～

三重とこわか国体
 三重とこわか大会のレガシー

- ①スポーツを支える人づくりと
 スポーツの機運醸成
- ②県民の皆さんに夢や感動を
 与える競技力の向上
- ③県民の皆さんがスポーツを
 楽しむための施設整備



第3期スポーツ基本計画
 新たな3つの視点

- ①つくる／はぐくむ
- ②あつまりともにつながる
- ③誰もがアクセスできる

第2次三重県スポーツ推進計画の取組

第5章 推進施策の展開

【推進施策1】

スポーツにふれ親しむ環境づくり ～いつまでも「楽しむ」～

スポーツは、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず誰もが親しむことができ、スポーツに参画する（「する」「みる」「支える」）ことで、一人ひとりの人生や社会そのものを豊かにすることができます。

スポーツ基本法に基づく「第3期スポーツ基本計画」では、『スポーツに「自発的」に参画し、「楽しさ」や「喜び」を得ることは、人々の生活や心をより豊かにする「Well-being」の考え方にもつながるもの』であり、『「スポーツの価値」を原点として大切に、更に高め、生涯を通じてスポーツを「好き」でいられる環境を整えていくことが不可欠』とされています。

近年、県民（成人）の週1回以上の運動・スポーツ実施率は、概ね50%で推移しており、新型コロナウイルス感染症の影響下にあつて、令和3（2021）年度の体力・運動能力調査において、幅広い年齢層で体力低下の傾向があるとの結果が出るなど、あらゆる世代の皆さんが運動・スポーツに参画する機会のより一層の拡充が求められています。





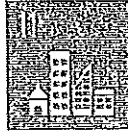
『推進施策1』では、県民の皆さんが、スポーツによる「楽しさ」を享受できるよう、生涯にわたって運動・スポーツにふれ親しむ環境づくりを進めます。スポーツを「つくる／はぐくむ」「誰もがアクセスできる」の視点から、社会情勢や個々人の置かれた状況に応じた取組を進めます。また、障がい者スポーツの裾野の拡大を進め、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツに参加できる環境づくりを進めます。

- ・学校や家庭、地域スポーツの担い手である総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員と連携し、生涯にわたって地域で運動・スポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。また、日常的にスポーツに親しむ機会を提供していくことで、スポーツを通じた健康づくりの推進につなげていきます。
- ・近年の障がい者スポーツに対する関心の高まりを生かしつつ、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」ことで、裾野の拡大に取り組みます。
- ・三重県スポーツ協会や市町等と連携し、総合型地域スポーツクラブの安定した運営に向けた支援やスポーツ推進委員の活動に対する支援を行うなど、地域スポーツの担い手の養成・資質向上に取り組みます。

<取組内容>

- (1) 子どもたちが運動・スポーツに親しむための取組の拡充
- (2) これからの学校スポーツと地域連携・地域移行
- (3) 生涯を通じたスポーツ機会の充実と健康づくりの推進
- (4) 障がい者スポーツの裾野の拡大
- (5) 地域スポーツの担い手の養成・資質向上

【SDGsへの貢献】

	目標	スポーツの貢献
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	運動・スポーツに親しみ、楽しむことは、精神や身体に良い影響を与え、健康寿命の延伸や福祉の向上につながります
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	小中学校・高等学校・高等教育機関において、公平で質の高い体育・スポーツ教育を受けることは、一生涯の健全なライフスタイルの確立につながります
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	女性のスポーツ参画に取り組むことは、ジェンダー平等の実現に寄与します
	国内および国家間の不平等を是正する	スポーツは世界共通の文化であり、国内外の地域間格差など不平等の解消に役立ちます
	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	誰もが気軽にスポーツを楽しむことで、持続可能なまちづくりにつながります

(1) 子どもたちが運動・スポーツに親しむための取組の拡充

【現状・課題】

- ・室内遊び等の増加や新型コロナウイルス感染症の影響等により、1週間の総運動時間が7時間以上の児童生徒の割合が、平成30(2018)年度60.5%から令和3(2021)年度57.6%へと減少しています。
- ・運動習慣のある子どもと無い子どもの二極化の傾向が見られます。
- ・体を動かすことの楽しさを体感できるイベントを開催するなど、子どもたちが運動・スポーツに親しむ機会の充実を図る必要があります。
- ・子どもたちが運動・スポーツに取り組むためには、保護者・家庭の理解と関わりが重要です。

【取組の方向性】

- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果をもとに、各学校において体力向上の目標を立てるとともに、運動が好きになる児童生徒が増える魅力ある授業となるよう改善を行います。
- ・児童生徒が体育の授業以外においても日常的に体を動かす機会が確保されるよう取り組みます。
- ・子どもが運動・スポーツをすることの大切さについて、保護者・家庭、地域の理解促進を図ります。
- ・多くの子どもたちが運動・スポーツに親しめるよう、スポーツイベントの内容の充実を図ります。

【具体的な取組内容】

- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果をもとに、県内の児童生徒の体力状況を分析・検証し、市町等教育委員会と各学校の体育担当で構成する協議会において、児童生徒の体力向上に向けた方向性や具体的な取組を議論しつつ、取組を進めます。また、学校においては、元気アップシートを活用して自校の強みと弱みを把握し、翌年度の取組目標を立てることで、各校における取組の改善を図ります。
- ・子どもの体力向上に向け、各学校が1学校1運動の取組を実施するとともに、協議会において取組の好事例を共有することで、体育の授業以外の運動時間の確保につなげます。
- ・体育・保健体育の授業が楽しいと感じる児童生徒の総運動時間は長いことから、スポーツ庁が開催する「体育・保健体育指導力向上研修」への県内教員の派遣や小中学校体育担当者対象の研修会の実施を通して、ICTの活用も含めた魅力ある体育の授業の改善及び教員の指導力の向上を図ります。

- ・子どもの運動習慣の定着を図るため、各学校において家庭や地域との目標を立て取り組むことで、運動習慣の重要性や体力の向上にかかる理解促進を図ります。
- ・県が開催する「みえスポーツフェスティバル」や「みえのスポーツフォーラム」について、総合型地域スポーツクラブや県内に拠点を置く選手・チーム等と連携し、親子で参加できる企画の充実を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブ等と連携し、子ども向けのスポーツ体験会や親子で一緒に楽しめる教室を開催するなど、子どもたちが楽しみながら日常的に体を動かすことができる機会の確保に取り組めます。
- ・地域で開催されるイベントや教室の充実を図るため、三重県スポーツ協会と連携し、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員等に対する「アクティブ・チャイルド・プログラム」の普及に取り組めます。
- ・みえスポーツ応援マスコット「とこまる」を用いた啓発活動を実施することにより、SNS等による啓発と併せて、運動・スポーツへの関心度の向上に取り組めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	目標項目の説明
運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合	小学生 38.0% 中学生 77.2%	小学生 44.1% 中学生 78.2%	「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツを合計で1日おおよそどれくらいしていますか」という質問に対して、1週間の総運動時間が7時間以上と答えた公立小中学生の割合

<選定理由>

- ・体力の向上を図るには、日常生活で運動する習慣を身につけることが大切であり、1週間の総運動時間数を選定しました。

<目標値の設定理由>

- ・小学生の現状値は、全国平均と同程度であるため、令和6（2024）年度には以前の水準とすることをめざし、以降も増加傾向を続けていくよう目標を設定しました。
- ・中学生の現状値は、全国平均よりも高いため、令和8（2026）年度に以前の水準とすることをめざし、目標を設定しました。

(2) これからの学校スポーツと地域連携・地域移行

【現状・課題】

- ・少子化の影響による学校の小規模化や運動部活動の指導を担う教員が減少するなど、学校の運動部活動の継続が困難な状況が生じています。
- ・将来にわたり子どもたちが継続してスポーツに親しむことができる機会を確保するため、部活動指導員等の地域人材の配置や、中学校における休日の部活動から段階的な地域連携・地域移行が求められています。
- ・国のガイドラインでは、地域クラブ活動の新たな整備が求められており、その運営団体・実施主体として、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ・体育協会、競技団体、クラブチーム、民間事業者などの地域スポーツ団体等が想定されています。
- ・部活動の地域連携・地域移行の指導者として、部活動指導員や、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、大学生、保護者などが想定されており、指導者の量の確保・質の向上に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性】

- ・運動部活動が持続可能なものとなるよう、ガイドライン等の遵守や、専門性や資質・能力を有する指導者の配置を進めます。
- ・市町等教育委員会、市町スポーツ担当課、地域スポーツ団体等と連携して、地域連携・地域移行の運営団体・実施主体や指導者の確保を図り、中学校における休日の部活動の円滑な地域連携・地域移行を支援します。

【具体的な取組内容】

- ・専門的な指導ができる運動部活動サポーターに加え、単独での指導や引率のできる部活動指導員を活用し、子どもたちにとって望ましい運動部活動の充実を図ります。
- ・市町における地域連携・地域移行が円滑に図られるよう、コーディネーターや指導者等の配置、運営団体・実施主体の整備等を支援します。
- ・地域人材の育成や指導者の拡充のための研修会を行い、指導者の質の保障や確保に努めます。
- ・市町や三重県スポーツ協会等と連携し、地域スポーツ団体等の部活動の受入れにかかる理解促進や協力を図るため、さまざまな場を活用し、制度の周知や先進事例等の情報共有、意見交換などに取り組みます。
- ・地域スポーツ団体等の指導者に対し、三重県スポーツ協会と連携し、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格の取得を促します。

【KPI（重要業績評価指標）】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	目標項目の説明
スポーツ指導者数	3,402名	4,000名	日本スポーツ協会に登録している公認スポーツ指導者数

<選定理由>

・部活動の地域連携・地域移行に向けて、地域におけるスポーツ指導者の資格取得の促進を図ることで、スポーツ指導者の量の確保・質の向上につながると考えられることから選定しました。

<目標値の設定理由>

・過去5年間の資格取得者の実績（約450人）をふまえ、地域のスポーツ指導者の確保にかなげるため、令和8（2026）年度までに約600人増やすことをめざし、目標値を設定しました。

(3) 生涯を通じたスポーツ機会の充実と健康づくりの推進

【現状・課題】

- ・成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率は52.7%（令和4（2022）年度実績）であり、目標値である65.0%とは大きく乖離しています。特に、「働く世代・子育て世代」「女性」の運動・スポーツ実施率が低く、「健康になりたい」「家族や仲間とつながりたい」と考えてはいるものの、「機会・場所がない、仲間がない」「仕事が忙しくて時間がない」などの理由から、運動・スポーツをしたくてもできない状況があります。
- ・「人生100年時代」を迎え、平均寿命と健康寿命がともに延伸していく中、その差を小さくし、いつまでも健康に過ごせることが重要です。新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に人びとの意識が変化し、健康づくりの重要性が再認識されていることをふまえ、健康づくりの取組を推進していく必要があります。
- ・多くの県民の皆さんが気軽に運動・スポーツに親しめる環境づくりを進める必要があります。

【取組の方向性】

- ・運動・スポーツ実施率が相対的に低い「働く世代・子育て世代」「女性」を主たるターゲットとしてスポーツへの興味・関心を高めることにより、県民の運動・スポーツ実施率の向上を図ります。
- ・健康寿命の延伸に向けて、県民が主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営^{*}の取組を促進するなど、企業、関係機関・団体、市町等と連携した社会環境づくりに取り組みます。^{*}「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

【具体的な取組内容】

- ・スポーツ推進月間の取組として例年開催している「みえのスポーツフォーラム」について、集客力のある商業施設等での開催を検討するなど、ファミリー層がスポーツに親しむ機会づくりに取り組みます。
- ・仕事や家事・育児の合間に気軽にできる運動・スポーツの普及を図るため、SNS等を活用した情報発信やイベントでの体験会の実施に取り組みます。また、県と包括協定を締結している企業等に対し、休憩や昼休みにおける運動・スポーツの実施を働きかけていきます。
- ・市町や三重県スポーツ協会、三重県レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員等と連携し、年齢や体力に関係なく気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動やニュースポーツ、若者に人気のあるアーバンスポーツの普及に取り組みます。
- ・県民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう「三重とこわか健康マイレージ事業」を推進するとともに、企業における健康経営を促進します。

- ・高齢者がスポーツや参加者同士の交流等を通じて、心身ともにいきいきと輝きながら生活できるよう、全国健康福祉祭（ねんりんピック）の参加に向けた競技団体の活動を支援するとともに、選手団を派遣します。

【KPI（重要業績評価指標）】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	目標項目の説明
成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	50.5%	65.0%	1週間に1回以上、運動・スポーツを実施している県民（成人）の割合

<選定理由>

- ・地域スポーツ推進の取組を通じ、県民が運動・スポーツに親しみ、運動・スポーツを「する」人の拡大をめざす観点から選定しました。

<目標値の設定理由>

- ・運動・スポーツを「する」人の割合が「3人に2人」程度となれば、運動・スポーツに参加する人がさらに拡大していくと考えられることから設定しました。

(4) 障がい者スポーツの裾野の拡大

【現状・課題】

- ・三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）を契機に障がい者スポーツに取り組む選手や競技団体が増えました。
- ・障がいのある人が身近な地域で日常的に運動やスポーツに取り組む環境づくりや障がい者スポーツの競技人口の維持・拡大が必要です。
- ・「三重県障がい者スポーツ支援センター」を拠点として、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」裾野のさらなる拡大が必要です。

【取組の方向性】

- ・選手の発掘・育成や、競技団体の活動の活性化に向けた支援を行います。
- ・障がいのある人が身近な地域で日常的に運動やスポーツにふれることのできる環境づくりを進めます。
- ・障がい者スポーツのさらなる裾野の拡大に向け、障がい者スポーツに「する」「みる」「支える」というさまざまな形で関わる人を増やします。

【具体的な取組内容】

- ・初心者講習会の開催等により新たな選手を発掘するとともに、競技別の国内スポーツ大会への参加促進や他県との交流試合等の実施により、障がい者スポーツ選手や競技団体の育成を進めます。
- ・「三重県障がい者スポーツ大会」や「三重県ふれあいスポレク祭」を開催し、障がいのある人の運動・スポーツへの参加意欲の向上と参加機会の充実を図るとともに、全国障害者スポーツ大会に選手等を派遣します。
- ・障がい者スポーツを「支える」人材として、障がい者スポーツ指導員等を計画的に養成するとともに、養成した人材のスキルアップを図ります。
- ・地域の障がい者スポーツ体験会等への障がい者スポーツ指導員等の派遣を支援することで、障がいのある人が、身近な地域で安心してスポーツに参加できる環境づくりを進めます。
- ・特別支援学校の子どもたちが、運動・スポーツに親しみ、生涯にわたって運動・スポーツに取り組むことができるよう、障がい者スポーツ指導員による実技指導やボッチャ大会の開催、各種大会への参加を進めるなど、運動・スポーツを楽しむきっかけづくりを進めます。
- ・障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに身体を動かす喜びや楽しさを共有し、お互いを理解しあえるよう、障がい者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施します。

- ・障がい者スポーツコンシェルジュによるワンストップ相談窓口において、障がい者スポーツに関する情報提供やアドバイスを行うとともに、障がい者スポーツを支援したい企業等と選手や競技団体等とのコーディネートを行います。

【KPI（重要業績評価指標）】

項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	目標項目の説明
県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	3,800人	4,200人	県が主催する障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツイベントにおける「する」「みる」「支える」人の数

<選定理由>

- ・障がいのある人もない人も運動・スポーツに親しむことができるよう、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」裾野を拡大する必要があることから選定しました。

<目標値の設定理由>

- ・三重とこわか大会に向けた5年間の取組により増加した参加者数の実績（約350人）をふまえ、より一層障がい者スポーツの裾野の拡大を図るため、令和8（2026）年度までに400人増やすことをめざし、目標値を設定しました。

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	目標項目の説明
初心者講習会に参加した障がい者の人数	190人	310人	県が開催している各種障がい者スポーツ競技の初心者講習会に参加した障がい者の人数

<選定理由>

- ・初心者講習会に参加する障がいのある人が増えることで、障がい者スポーツの裾野の拡大につながると考えられることから選定しました。

<目標値の設定理由>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により減少した講習会への参加者数を、令和6（2024）年度までにコロナ禍以前の水準（約260人）に戻し、その後も同程度で増加させることをめざして、令和8（2026）年度の目標値を310人と設定しました。

(5) 地域スポーツの担い手の養成・資質向上

【現状・課題】

- ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員をはじめ、さまざまなスポーツ関係団体が地域で活動しています。
- ・総合型地域スポーツクラブについては、新規の会員や指導者の確保が困難であったり、運営に関わる後継者が不足しているなどの課題があります。
- ・スポーツ推進委員についても、地域によって活動に差異があるため、行政やスポーツ関係団体等との連携を強化し、さらに量的・質的充実を図る必要があります。

【取組の方向性】

- ・地域スポーツの担い手となる指導者の養成・資質向上を図ります。
- ・三重県スポーツ協会や市町等と連携し、総合型地域スポーツクラブの安定した運営に向けた支援やスポーツ推進委員の活動に対する支援を行うことでそれぞれの課題解決を図りつつ、子どもから高齢者まで幅広い県民が運動・スポーツに親しむことができる環境づくりをめざします。

【具体的な取組内容】

- ・指導者の養成・資質向上に向け、三重県レクリエーション協会と連携し、地域スポーツ・レクリエーション指導者養成講座を開催するとともに、新規受講者の拡大に取り組みます。また、三重県スポーツ協会と連携し、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格の取得を促進します。
- ・総合型地域スポーツクラブ関係者研修会において、行政関係者に加え、スポーツ推進委員やスポーツ少年団等のさまざまなスポーツ関係者も参加者として設定・交流する機会を増やすなど、団体の垣根を越えた情報交換や連携強化を促進し、クラブの安定した運営と地域への定着に向けて取り組みます。
- ・三重県スポーツ推進委員協議会と連携し、スポーツ推進委員の資質向上にかかる研修会を実施します。
- ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員等が運営に携わるスポーツイベントについて、多くの皆さんに参加していただけるよう、SNS等を活用した情報発信を行うとともに、イベント開催の企画・運営能力の向上につなげます。
- ・日本スポーツ協会が進める「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」の運用を通じて、総合型地域スポーツクラブの質的充実に取り組みます。また、関係機関と連携し、未登録クラブに対する登録推奨を働きかけていきます。

【KPI（重要業績評価指標）】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	目標項目の説明
各種研修会への参加人数	630人	1,000人	各種指導者養成講習会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員向け研修会への参加人数

<選定理由>

- ・指導者の資質向上に向けた研修会への参加者が増加することで、スポーツを「支える」人材が拡充し、地域スポーツの担い手の質的充実につながると考えられることから選定しました。

<目標値の設定理由>

- ・各種研修会への参加人数が現状と比較し約50%増加となれば、地域スポーツの担い手となる人材がさらに増加し、県民がスポーツに親しむ機会の増加につながっていくと考えられることから設定しました。

【推進施策2】

スポーツを通じた自己実現と感動体験 ～挑戦し「楽しむ」～

競技スポーツは、人間の可能性の極限を追求し挑戦することで、自己実現や一人ひとりの豊かな人生の形成に寄与します。

目標を持ってスポーツに取り組む（「する」）ことは、自立心や精神の涵養につながり、努力を重ねて勝つ「喜び」やスポーツの「楽しさ」を得ることができます。また、勝敗にかかわらず相手を称える気持ちを養うことは、心身の健やかな成長にも寄与するものです。さらに、「みる」「支える」人びとに感動を与え、スポーツを「楽しむ」といった側面があります。

本県では、平成25（2013）年に三重県競技力向上対策本部を設置し、令和3（2021）年に開催予定であった三重とこわか国体（第76回国民体育大会）をはじめ、国内外の数々の大会で活躍できる三重県選手・チームの育成・強化に取り組んできました。

令和3（2021）年夏に開催された東京2020オリンピック競技大会には過去最多19名の三重県ゆかりの選手が出場し、金メダリストを輩出しました。また、令和4（2022）年のいちご一会とちぎ国体（第77回国民体育大会）では男女総合成績12位となり、昭和50（1975）年開催の三重国体の優勝、さらにその翌年の9位に次ぐ3番目の好成績を収めました。




『推進施策2』では、スポーツを「つくる／はぐくむ」「誰もがアクセスできる」の視点から、アスリートをめざす皆さんの強化活動を支援することで、競技スポーツの推進を図ります。また、三重県ゆかりの選手・チームの活躍を通じて、県民の皆さんに夢や感動を届け、県民の郷土への愛着や誇りを高めます。

- ・選手の将来を見据えた長期的な視点から、次世代を担うジュニアアスリートの発掘・育成や優れた指導者の養成・資質向上に取り組めます。
- ・三重とこわか国体に向けて培った競技力向上のノウハウを生かし、三重県ゆかりのトップアスリート、パラアスリート、チームの強化活動を支援します。

<取組内容>

- (1) 未来を拓くジュニアアスリートの発掘・育成
- (2) 選手の可能性を引き出す優れた指導者の養成・資質向上
- (3) 三重県を代表するチームの強化支援
- (4) 県民に夢や感動を与えるトップアスリートの育成・強化支援
- (5) 国際大会や全国大会で活躍をめざすパラアスリートの強化支援

【SDGsへの貢献】

	目標	スポーツの貢献
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	小中学校・高等学校・高等教育機関において、公平で質の高い体育・スポーツ教育を受けることは、一生涯の健全なライフスタイルの確立につながります
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	女性のスポーツ参画に取り組むことは、ジェンダー平等の実現に寄与します
	国内および国家間の不平等を是正する	スポーツは世界共通の文化であり、国内外の地域間格差など不平等の解消に役立ちます

(1) 未来を拓くジュニアアスリートの発掘・育成

【現状・課題】

- ・将来を担うジュニア選手（小中学生）については、競技人口の少ない競技の選手の発掘・育成、ジュニアクラブ・高等学校運動部の強化指定による拠点化、選手の将来を見据えた一貫指導体制の構築など、長期的な視点での支援が必要です。

【取組の方向性】

- ・競技人口の少ない競技については、将来、国民体育大会やオリンピック等で活躍が期待される優れた資質を有するジュニア選手の発掘・育成を行います。
- ・ジュニアクラブ・高等学校運動部を指定し、国民体育大会等で少年種別の中心となる選手の育成・強化を支援します。
- ・全国大会等で活躍が期待されるジュニア選手を「チームみえジュニア」として指定し、強化活動を支援します。
- ・選手の将来を見据えた長期的な観点から指導者を育成し、少年期から成年期までの一貫した指導体制を構築します。

【具体的な取組内容】

- ・小中学生を対象とするスポーツ体験会などを通じて、優れた資質を有し、国民体育大会やオリンピック等で中心となる次世代の選手を発掘します。
- ・国民体育大会等で活躍が期待されるジュニア選手やジュニアクラブ等を指定し、強化活動を支援します。
- ・国民体育大会等で活躍するトップアスリートの育成をめざし、育成・強化の中心となる高等学校運動部を指定し、強化活動を支援します。
- ・少年期から成年期までの幅広い年齢層に応じて適切な指導ができる優れた指導者を養成し、一貫した指導体制を構築します。

【KPI（重要業績評価指標）】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	目標項目の説明
全国大会の入賞数	70件	165件	国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会における、団体・個人の入賞数

<選定理由>

- ・ジュニア・少年選手から成年選手まで幅広い年齢層における本県の競技力向上対策の取組の成果があらわれる数値であることから選定しました。

<目標値の設定理由>

- ・幅広い年齢層において安定した競技力を確保する観点から、165件と設定しました。

(2) 選手の可能性を引き出す優れた指導者の養成・資質向上

【現状・課題】

- ・三重とこわか国体ののちも安定した競技力を確保するため、ジュニア選手から成年選手まで、幅広い年齢層に応じた指導ができる指導者の養成を図るとともに、一貫的な指導体制を構築します。さらに、指導者を育成する指導者「コーチデベロッパー」の養成に取り組んでいます。
- ・将来を見据え、長期的な視点で選手の競技力を向上させるには、幅広い年齢層に応じた適切な指導ができる優れた指導者の養成・資質向上・拡充を図る必要があります。
- ・少年期から成年期までの一貫した指導体制づくりが不可欠です。

【取組の方向性】

- ・県内指導者の資質向上を図るための研修を行うことで、指導者の拡充、一貫的な指導体制の構築を図ります。

【具体的な取組内容】

- ・日本一をめざす指導力の獲得と資質向上を図るため、チームみえ・コーチアカデミーセンター事業において国内トップクラスの講師を招へいし、コーチング論や医科学サポートなど科学的根拠に基づいた指導法や、指導者のスポーツ・インテグリティの確保などに関する研修を行います。
- ・競技力向上の中心的役割を担い、今後の本県の指導者を育成する者としてコーチデベロッパーを養成し、優れた指導者の拡充を図ります。
- ・指導者が各カテゴリーを超えて交流することでチームみえの一体感を醸成し、一貫的な指導体制を構築します。

【KPI（重要業績評価指標）】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	目標項目の説明
新たな指導者の拡充	39人	80人	「チームみえ・コーチアカデミーセンター事業」を受講し、新たに指導者となった人数(累計)

<選定理由>

- ・チームみえ・コーチアカデミーセンター事業の取組による指導者養成の成果があらわれる数値であることから選定しました。

<目標値の設定理由>

- ・安定した競技力を確保する観点から、今後の受講者(養成者)数を見込み、設定しました。

(3) 三重県を代表するチームの強化支援

【現状・課題】

- ・成年選手の重点的な競技力向上を図るため、本県を代表するチームとして全国での活躍が期待できるチームを指定し、支援しています。
- ・競技団体やクラブチームによっては、運営基盤が弱く、組織の持続的な運営に課題を抱えている場合があります。組織力や経営力を高め、体制強化を図るため、運営に課題を抱える競技団体やクラブチームを支援しています。

【取組の方向性】

- ・全国での活躍が期待できるチームを指定し強化活動を支援することで、本県選手の競技力向上を図ります。
- ・持続的な運営が可能となるよう、専門性を有するアドバイザーを派遣することで、競技団体やクラブチームの体制強化を図ります。

【具体的な取組内容】

- ・大学運動部、企業・クラブチーム強化指定事業により、国民体育大会等での活躍が期待される本県を代表するチームを指定し、強化活動に要する経費を支援することで、重点的に成年選手の競技力向上を図ります。
- ・成年種別の中心として強化指定したチームのうち、運営や経営に関する課題を抱える競技団体やクラブチームに対し、専門的な知識やノウハウを持ったアドバイザーを派遣し、体制の強化を図ります。

【KPI（重要業績評価指標）】

項目	現状値	目標値	目標項目の説明
	(令和3年度)	(令和8年度)	
全国大会の入賞数	(中止)	105件	国民体育大会における、団体・個人の入賞数

<選定理由>

- ・成年選手における本県の競技力向上対策の取組の成果があらわれる数値であることから選定しました。

<目標値の設定理由>

- ・成年選手において安定した競技力を確保する観点から、105件と設定しました。

(4) 県民に夢や感動を与えるトップアスリートの育成・強化支援

【現状・課題】

- ・選手やチーム、競技団体が行う強化活動への支援や、企業関係団体等と連携したトップアスリート・指導者の県内定着などに取り組んでいます。
- ・これまで積み重ねてきた競技力向上のノウハウを生かした選手・チームへの支援が必要です。
- ・三重とこわか国体が中止となったものの、引き続き、国民体育大会での男女総合成績10位台前半を維持するため、選手・チームの安定的な競技力の確保が必要です。

【取組の方向性】

- ・選手・チームの課題を把握し、実力を引き上げられるよう、競技団体や本県を代表するチーム等の強化活動を支援します。
- ・選手が大会で実力を発揮できるよう、医科学の専門スタッフを競技団体等に配置するなどの支援を行います。
- ・女性アスリート特有の諸課題に関する研修を実施し、知識習得・意識向上を図ります。
- ・企業関係団体等と連携した就職支援により、トップアスリート・指導者の県内定着を図ります。

【具体的な取組内容】

- ・国民体育大会で活躍が期待される代表選手（チームみえ）やオリンピック等の国際大会で活躍が期待される選手が行う強化活動を支援するとともに、選手が実力どおりのパフォーマンスを発揮できるよう医科学の専門スタッフを派遣するなどの支援を行います。
- ・スポーツ・インテグリティの確保に向け、関係団体と連携し、ドーピングの禁止やハラスメントの防止などの注意喚起を図ります。
- ・女性アスリートが継続して競技に取り組むことができるよう、研修を通じて女性特有の諸課題に関する知識の習得や意識向上を図ります。
- ・安定した競技力を維持できるよう、全国大会や国際大会で活躍するトップアスリートや指導者に対し、県内企業等と連携して就職支援を行い、県内への定着を図ります。

【KPI（重要業績評価指標）】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	目標項目の説明
国民体育大会の 男女総合成績	(中止)	10位台前半	国民体育大会における正式競技の参加点（ブロック大会を含む）と冬季大会及び本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位

<選定理由>

- ・三重とこわか国体ののちも安定的な競技力を確保することをめざしており、各県の競技力を示す指標であることから選定しました。

<目標値の設定理由>

- ・三重とこわか国体ののちも安定した競技力を確保する観点から、（大都市圏などの常連県に次ぐ位置として）10位台前半と設定しました。

(5) 国際大会や全国大会で活躍をめざすパラアスリートの強化支援

【現状・課題】

- ・競技力向上を図るため、パラリンピック等の国際大会や全国大会で活躍が期待される一定の競技力を有する選手を指定し、強化活動を支援しています。
- ・競技によっては、パラスポーツを専門とするコーチや、同じレベルの練習パートナーが県内に不足しており、活動拠点を県外や海外に求めざるを得ない場合があります。
- ・競技用具の機能や調整具合が勝敗を分けることがあり、個々の競技の特性をふまえたきめ細かな支援が必要です。

【取組の方向性】

- ・一定の競技力を有する選手に対し、強化活動の支援を行います。
- ・選手に応じたきめ細かな支援を行うため、選手一人ひとりの状況把握に努め、求められる支援のためのノウハウや経験を蓄積します。

【具体的な取組内容】

- ・パラリンピック等の国際大会や全国大会での活躍をめざして強化活動に取り組む本県選手のうち、国際大会や全国大会で入賞するなど一定の実績（競技力）を有し、パラリンピック等での活躍が期待される選手を指定し、遠征費や大会参加料、競技用具の購入、医科学スタッフの派遣など、強化活動を支援します。
- ・強化支援による成果や選手それぞれが求める支援について、選手に聴取りを行い、さらなる支援の充実を図ります。

【KPI（重要業績評価指標）】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	目標項目の説明
パラアスリートの 全国大会の入賞数	35件	41件	ジャパンパラ競技大会、日本選手権に おける、団体・個人の入賞数

<選定理由>

- ・パラアスリートにおける本県の競技力向上対策の取組の成果があらわれる数値であることから選定しました。

<目標値の設定理由>

- ・東京2020パラリンピック競技大会及び三重とこわか大会に向け高まった、県内選手の競技力を維持・向上させるため、平成30(2018)年度から令和3(2021)年度まで(令和2(2020)年度を除く)の入賞数実績の平均値等を参考に、令和8(2026)年度の目標値を41件と設定しました。

【推進施策3】

スポーツを通じた地域活性化と共生社会の実現 ～誰もが「楽しむ」～

スポーツには、地域経済の活性化や持続的なまちづくり、共生社会の実現など、社会問題の解決に資する力があります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、「多様性と調和」を基本コンセプトの一つとして開催されました。国籍、性別、年齢、障がいの有無、性的指向など、あらゆる面における違いにかかわらず、それぞれの能力を発揮し、競い合い、そして互いに認め合う姿から、共生社会の実現に寄与する「スポーツの持つ価値」が再認識されました。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備では、競技施設の新たな整備や大規模改修に加え、選手・指導者やボランティアといったさまざまな人材が育成されるなど、多くの有形・無形のレガシーが各地域に遺されました。

また、本県には、豊かな自然、美しい風景や歴史的な景観、文化財といった地域資源が数多くあり、スポーツツーリズムの推進により、交流人口の拡大や産業の活性化等が期待できます。






『推進施策3』では、スポーツの持つ力で人や地域の交流を促すとともに、県営スポーツ施設の計画的な整備を進め、地域の活性化につなげていきます。また、障がいの有無、国籍・文化的背景や性的指向・性自認などにかかわらず、多様な主体が「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」の視点から、安心してスポーツを楽しめる環境づくりを進めることで、共生社会の実現につなげていきます。

- ・市町、競技団体等と連携しながら、三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを生かした大規模大会等の誘致・開催に取り組みます。
- ・県営スポーツ施設について、さまざまなスポーツ大会等が数多く開催できるよう、施設機能の維持・向上や老朽化対策を講じながら、いつでも安全・快適に利用できる施設環境を整備していきます。
- ・本県のスポーツ資源と地域資源を生かしたスポーツツーリズムに取り組みます。
- ・スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、誰もが一緒に楽しめるニュースポーツやインクルーシブスポーツの普及・啓発、参加できる機会づくりに取り組みます。

<取組内容>

- (1) 三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシー継承・発展
- (2) 安全・快適なスポーツ環境の提供
- (3) スポーツを通じた交流やスポーツツーリズムの促進
- (4) スポーツを通じた共生社会の実現

【SDGsへの貢献】

	目標	スポーツの貢献
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	運動・スポーツに親しみ、楽しむことは、精神や身体に良い影響を与え、健康寿命の延伸や福祉の向上につながります
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	女性のスポーツ参画に取り組むことは、ジェンダー平等の実現に寄与します
	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する	スポーツは、さまざまな関連産業において多様な人々の雇用を生み出し、地域経済の活性化につながります
	国内および国家間の不平等を是正する	スポーツは世界共通の文化であり、国内外の地域間格差など不平等の解消に役立ちます
	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	誰もが気軽にスポーツを楽しむことで、持続可能なまちづくりにつながります

(1) 三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシー継承・発展

【現状・課題】

- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた取組の結果、県や市町において、競技施設の新たな整備や大規模な改修が行われるとともに、選手・指導者や競技役員等の人材が育成されるなど、有形・無形のレガシーが各地域に遺されました。
- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用し、選手・ボランティアなどさまざまな人材の継続した育成や、スポーツを通じたまちづくりを支援していく必要があります。

【取組の方向性】

- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会で予定されていた実施競技が地域に根付くことで、スポーツによる交流や賑わいの創出、「このスポーツといえばこの市町」というイメージの定着を図り、スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりにつなげるよう、市町や競技団体等の取組を支援します。

【具体的な取組内容】

- ・県民の皆さんがトップレベルのプレーを観戦し、その迫力や感動を感じられるよう、市町や競技団体等が取り組む、国際大会や全国大会などの大規模大会や日本代表をはじめとする有力チームの合宿誘致を支援します。
- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会で予定されていた実施競技が地域に根付くよう、市町や競技団体等が実施するスポーツ教室等の普及イベントの開催を支援します。
- ・大規模大会や各種スポーツイベント等の開催により、三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて培った競技役員等の運営ノウハウの活用・継承につなげます。

【KPI（重要業績評価指標）】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	目標項目の説明
三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用し、スポーツを通じたまちづくりに取り組んだ件数	0件	90件	県の「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」を活用したことにより国際大会等の大規模大会を誘致・開催した件数及び両大会で予定されていた実施競技を地域に根付かせるスポーツイベントを開催した件数（累計）

<選定理由>

- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会で予定されていた実施競技を地域に根付かせることで、スポーツを通じたまちづくりやスポーツに親しむ機会の拡大をめざすことから選定しました。

<目標値の設定理由>

- ・大規模大会やスポーツイベントが全市町で3回以上実施されることをめざし、目標値を設定しました。

(2) 安全・快適なスポーツ環境の提供

【現状・課題】

- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて、県営スポーツ施設のほか、市町においても国体競技会開催に必要な施設整備が進められ、全国規模の大会が開催できる環境が整いました。
- ・企業や関係団体等との連携によりいつでも安全・快適に利用できる施設環境を整備し、トップレベルなプレーを観戦したり、日常的にスポーツを楽しむ機会を提供していくことで、県民の皆さんがより一層スポーツに親しみ、スポーツを通じた心身の健康維持・増進につなげていく必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数の回復を図る必要があります。
- ・アスリートに対するSNS等での誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントへの対策が求められています。

【取組の方向性】

- ・県営スポーツ施設の整備にあたっては、利用者の安全を第一に、また、快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点に基づいた施設機能の維持・向上や老朽化への対応を図るための計画的な施設整備を進めます。
- ・県民の皆さんが施設をより快適に利用できるよう、指定管理者制度を通じて魅力的な事業やサービスの提供に取り組みます。
- ・選手・チームの皆さんが安心して競技に取り組める環境づくりを進めます。

【具体的な取組内容】

- ・計画期間中における県営スポーツ施設の整備については、次頁の整備計画一覧表の内容を想定しており、優先順位をつけて計画的に取り組みます。
- ・県民の皆さんが施設をより快適に利用できるよう、指定管理者と連携し、利用者のニーズに応じた魅力的な事業や快適なサービスを提供するなど利用促進に向けた取組を進めます。
- ・選手やチーム、指導者の皆さんが安心してスポーツに取り組むことができるよう、国や日本スポーツ協会の取組方針に合わせて、市町・競技団体等と連携して、SNS等での誹謗中傷や性的ハラスメントの防止にかかる周知・啓発に取り組みます。

<県営スポーツ施設の整備計画一覧表>

(凡例) → 実施
 - - - 計画

三重交通G スポーツの杜 鈴鹿(県営鈴鹿スポーツガーデン)

整備内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(サッカー・ラグビー場)				
メインスタンド防水改修	→			
照明LED改修	→			
芝生張替え			- - -	→
電光掲示板設置検討			- - -	→
高圧受電盤更新				- - -
井戸・配水設備設置				- - -
(水泳場)				
空調熱源改修	→			
防火シャッター改修	→			
オゾン発生器更新			- - -	→
飛込プール用電光表示板更新		- - -		
(庭球場)				
照明LED改修	→			
屋外高圧受電盤更新		- - -	→	
空調熱源改修		- - -	→	
(体育館)				
照明LED改修	→			
道路灯・外灯LED改修	→			
バルク貯槽更新	→			

三重交通G スポーツの杜 伊勢(県営総合競技場)

整備内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(陸上競技場)				
芝生常緑化	→	- - -	- - -	→
ラグビー用人工芝マット整備	→			
(第二陸上競技場)				
第3種公認改修			- - -	→
音響設備改修		- - -	→	
排水口改修		- - -	→	
(体育館)				
建替検討	→	- - -	- - -	→
空調設備改修		- - -	→	
(五十鈴公園)				
樹木伐採等	→			
(多目的広場)				
砂流出対策			- - -	→

ドリームオーシャンスタジアム(県営松阪野球場)

整備内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
グラウンド改修			- - -	→
グラウンド管理機械更新		- - -	→	
内外野フェンス改修		- - -	→	

県営ライフル射撃場

整備内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理棟撤去・新設	→			
電子標的修理	→			
10m射場多機能トイレ増築			- - -	→

※令和6(2024)年度以降の施設整備については、各年度の予算議論により最終的に確定するため、現時点の計画から変更になる可能性があります。

【KPI（重要業績評価指標）】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	目標項目の説明
県営スポーツ施設 年間利用者数	555,035人	1,020,000人	県営スポーツ施設（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿、三重交通G スポーツの杜 伊勢、ドリームオーシャンスタジアム、県営ライフル射撃場）の年間利用者数

<選定理由>

- ・施設の整備や施設管理の適切な取組の効果は、施設の年間利用者数にあらわれると考えられることから選定しました。

<目標値の設定理由>

- ・令和6（2024）年度において、コロナ前の利用者数まで回復させ、令和7（2025）年度以降は2%増することをめざし、目標値を設定しました。

(3) スポーツを通じた交流やスポーツツーリズムの促進

【現状・課題】

- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた取組等により充実した施設・設備やノウハウ、人材等の「スポーツ資源」と、本県の豊かな自然、美しい風景や歴史的な景観、文化財をはじめとする多くの「観光資源」とを組み合わせ、県内外からの皆さんの交流を促進し、地域の活性化へつなげることが期待されています。
- ・県内各地においては数々のスポーツツーリズムの取組が既に展開されています。

【取組の方向性】

- ・多くの皆さんの参画により、スポーツを通じた地域の絆づくりを促進するため、スポーツイベントの誘致・開催に取り組む市町や競技団体を支援します。
- ・スポーツイベントやスポーツ施設・設備等と地域の持つ豊かな自然や文化とを組み合わせ、スポーツツーリズムの取組を周知・PRしていきます。

【具体的な取組内容】

- ・協賛企業の協力を得ながら市町等と連携して「美し国三重市町対抗駅伝」を開催し、各市町のチームが競い合うことで、スポーツを通じた地域の絆づくりにつなげます。また、ご当地グルメや特産品、観光情報をはじめとする各市町の魅力を発信し交流することで、地域の活性化につなげます。
- ・県内外から選手や観戦者が多く訪れ、交流人口の拡大につながるよう、市町と連携し、大規模スポーツイベントの誘致や開催に取り組むとともに、継続・定着するスポーツイベントとなるよう支援します。
- ・レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金により、日本代表チームや有力チームの合宿誘致に取り組む市町・競技団体等を支援することで、トップレベルの競技力を観戦できる機会を創出し、地元チームや県民の皆さんとの交流を促すなど、スポーツツーリズムを推進します。
- ・本県の豊かな自然を生かした山登り等のアウトドアスポーツ・自然体験の情報発信に取り組みます。また、山岳遭難防止の啓発など、本県を訪れる皆さんが安心して楽しめる環境づくりを行います。
- ・ナショナルサイクルルート「太平洋岸自転車道」や世界遺産「熊野古道伊勢路」など、魅力ある地域資源を生かしたスポーツアクティビティにより地域の活性化につなげます。
- ・東紀州地域において、企業や観光物産協会が連携し、「熊野古道伊勢路」の歴史と自然が融合した魅力的なルートを、より健康的に歩くヘルスツーリズム事業に取り組みます。

【KPI（重要業績評価指標）】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	目標項目の説明
県内スポーツイベント等への参加者数	34,956人	204,000人	県内で開催されるスポーツイベント等における参加者、観戦者、大会役員・ボランティアの数

<選定理由>

・地域のスポーツ活動が活性化し、県民の皆さんのスポーツへの関心が高まることによって、スポーツ大会やスポーツイベントへの参加者数が増加することが期待できることから選定しました。

<目標値の設定理由>

・三重とこわか国体・三重とこわか大会で予定されていた実施競技を地域に根付かせ、スポーツに親しむ機会を拡大させるため、令和5（2023）年度までは新型コロナウイルス感染症の影響からの回復期とし、令和6（2024）年度以降は、コロナの影響がない平成30（2018）年度の県内スポーツ大会参加者数である約195,000人から毎年1.5%増加することをめざし、目標値を設定しました。

(4) スポーツを通じた共生社会の実現

【現状・課題】

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、国籍、性別、年齢、障がいの有無、性的指向などにかかわらず多様な人が集い、「する」「みる」「支える」それぞれの立場での参画を通じ、相互理解が一段と進みました。本県においては、海外チームの事前キャンプ受入れや、県内各地から多様な皆さんが参画した東京2020オリンピック聖火リレー、東京2020パラリンピック聖火フェスティバルを実施し、共生社会を育む好機となりました。
- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて、競技スポーツだけでなく、ボッチャやSSピンポンなど、誰もが一緒に楽しめるニュースポーツの推進に取り組みました。
- ・スポーツの発展において、コンプライアンスのほか、体罰、暴力、各種ハラスメント等の課題があります。
- ・いじめや虐待などの社会的課題の解決や、障がい、性の多様性への理解促進において、スポーツの持つ力に期待が寄せられています。

【取組の方向性】

- ・年齢や性別、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などあらゆる面での違いを受け入れ、誰もが一緒に楽しめるニュースポーツの普及・啓発や誰もが参加できる機会づくりなど、スポーツを通じた共生社会の実現につなげていきます。

【具体的な取組内容】

- ・子ども、高齢者、障がい者など誰もがスポーツに親しむことができる機会を提供するため、「みえスポーツフェスティバル」においてニュースポーツを実施するとともに、市町や競技団体等が実施するインクルーシブスポーツイベントの開催を支援します。
- ・障がい者スポーツの体験会をはじめ、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員、競技団体などが実施する誰もが楽しめるスポーツイベントについて、SNS等を活用した情報発信を行うなど、開催を支援します。
- ・スポーツにおける性の多様性を理解し、誰もが自分らしくスポーツができるよう、日本スポーツ協会が作成する「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン」を活用した周知・啓発に取り組めます。
- ・誰もがスポーツの価値を十分に享受できるよう、スポーツ・インテグリティの確保等に向けた周知・啓発に取り組めます。

【KPI（重要業績評価指標）】

項目	現状値	目標値	目標項目の説明
	(令和3年度)	(令和8年度)	
子ども、高齢者、障がい者などが参加できるスポーツイベントの開催数	0件	60件	県の「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」の競技普及事業等を活用し、市町、競技団体、スポーツ関係団体等が実施する子ども、高齢者、障がい者などを含む多くの住民が参加できるスポーツイベントの開催件数（累計）

<選定理由>

- 子ども、高齢者、障がい者などを含むスポーツイベントを開催することで、年齢、性別、障がいの有無にかかわらずスポーツの推進につながると考えられることから選定しました。

<目標値の設定理由>

- スポーツイベントが全市町で2回以上実施されることをめざし、目標値を設定しました。

第6章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

県庁内における子ども・福祉部や教育委員会等の関係部局に加え、三重県スポーツ協会、三重県障がい者スポーツ協会、三重県レクリエーション協会をはじめとするスポーツ関係団体等で構成する「三重県スポーツ推進計画担当者会議（仮称）」を設置し、情報共有を図りながら関係者が一体となって、総合的に計画の推進に取り組めます。

2 計画の進捗管理

「三重県スポーツ推進計画担当者会議（仮称）」で取りまとめた進捗状況を三重県スポーツ推進審議会に報告するとともに、今後の進め方について必要な見直しを図りつつ、取組を着実に進めていきます。

の

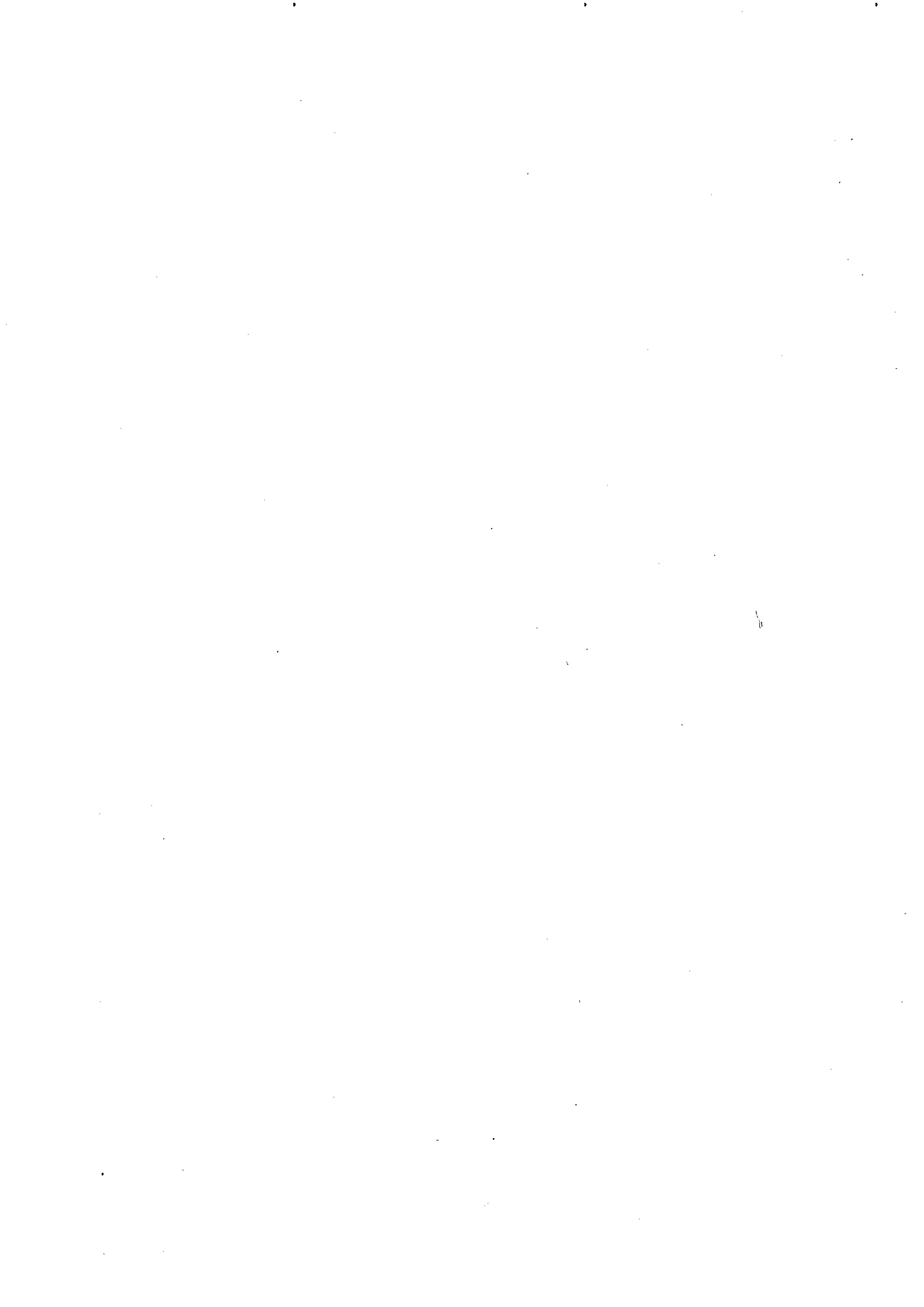
報告 1

県立高等学校の活性化について

県立高等学校の活性化について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

三重県教育委員会事務局
教育政策課長



県立高等学校の活性化について

1 紀南地域高等学校活性化推進協議会

令和7年度に紀南地域全体で1学年の総学級数が5学級となることを見込まれる中、地域の高校がめざすべき教育や役割、10月に実施した中学生や保護者へのアンケート結果等をふまえながら、地域の高校の学びと配置について具体的に検討を重ねたうえで、協議会において意見を集約しました。

ア 開催日

第1回： 6月7日 第2回： 7月14日 第3回： 8月31日
第4回： 11月8日 第5回： 12月13日 第6回： 2月 7日

イ 主な意見

(5学級規模の高校の学びと配置に係る考え方について)

- ・毎年、部活動の充実を求めて地域外の高校へ進学する生徒も一定数いるため、1校に統合してそれらの生徒のニーズに応えられるようにしたほうがよい。
- ・小規模校では、生徒一人ひとりに対応した少人数ならではの丁寧な指導がしやすくなるため、校舎制を採用し、授業では教員が、学校行事や部活動では生徒が校舎間を移動するなどの方法で生徒の学びを保障してはどうか。
- ・地域の活性化という視点では、学校がなくなれば、その地域がより衰退していくのではないかと心配している。

(地域の中学生や保護者へのアンケートについて)

- ・アンケートは地域の声であり重視すべきものではあるものの、高校を選ぶときに重視することや高校に期待すること、高校に望む学級規模や具体的な配置に関する結果については、ねじれた結果がみられる。アンケート結果から読み取れる中学生や保護者の真意を協議会としてしっかりとらえる必要がある。
- ・中学生や保護者が高校に求めるものについては、「多様な進路に応じた学習」「自己の将来を選択する力の育成」「社会性や協調性、コミュニケーション能力の育成」「多くの人との出会い」の割合が高く、次に「通学のしやすさ」「きめ細やかな指導」も続いており、それぞれについて丁寧に考える必要がある。

(両校を統合し、4学級と1学級の校舎制とすることについて)

- ・両校のよさの継承、通学への配慮、学校運営等を考えると統廃合はいたしかたなく、「4学級+1学級の校舎制」がベストではないか。両校舎の総合学科の学びに独自性を持たせ、子どもたちがその学びを選択できるようになるとよい。
- ・子どもたちの学校生活の充実を一番に考えてほしい。そのためには1校に統合して人数の多いほうがよいと思うが、経済的な事情への配慮や多くの選択肢の提供という点では、校舎制が妥当ではないか。
- ・木本高校と紀南高校のどちらか一方に統合するのは、その位置関係上偏りがあるため難しく、また、校舎制であっても紀南校舎が1学級となることには抵抗があるため、3学級と2学級の独立校として存続してもらいたい。

- ・大学進学に向けた学びの多様性に応える必要があることと、それぞれの高校の学びを継続していくことの両立を考えると、「4学級+1学級の校舎制」がより多くの人々が納得できる配置である。独立した3学級と2学級の高校とすると、双方の魅力が低下してしまう恐れがある。
- ・今後の少子化の進行を考えると本来1校5学級に統合するべきであるが、これまでの協議をふまえると「4学級+1学級の校舎制」を認めざるを得ない。
- ・「4学級+1学級の校舎制」について、木本校舎で大学進学に向けて必要な普通科3学級は確保されているものの、1学級の紀南校舎で様々な学びや生徒の進路をどれだけ保障できるのか不安な要素は残るため、今後も検討を重ねていく必要がある。
- ・「4学級+1学級の校舎制」は、これまで協議してきたことやアンケートの結果をふまえた案だとは理解できるが、賛成も納得もできない。
- ・協議会では様々な意見があったが、概ね「4学級+1学級の校舎制」を支持する意見が多かった。今後は子どもたちの豊かな未来を実現していくために、紀南地域が一体となってこれからの子どもたちの学びを支えて欲しい。

「今年度の協議会のまとめ」（令和7年度5学級規模における学びと配置のあり方について）の要旨

- ・中学校卒業生数が減少していく中であっても、地域の様々な分野で活躍できる人材を育成する視点を大切にして、大学進学や就職などの進路希望の実現につながる学びとともに、多様な生徒に応じて地域と連携したきめ細かな学びを提供する。
- ・多様な学びの選択肢の提供や豊かな社会性・人間性の育成、学校行事や部活動の充実のためには、一定の学級規模や学校運営の工夫が必要である。
- ・地域と連携したきめ細かな学びについては、木本高校及び紀南高校それぞれで先駆的に取り組んできた活動を継承する。
- ・令和7年度に地域全体で1学年の総学級数が5学級となる中、こうした学びを実現するためには、2校を一体的に運営するとともに、これまでのきめ細かな学びを継続できる高校としていく必要がある。
- ・以上のことから、木本高校と紀南高校は一つの高校に統合し、それぞれの校舎を活用した校舎制とすることとする。学科については、普通科3学級を木本校舎に配置し、総合学科1学級を木本校舎及び紀南校舎にそれぞれ配置する。
- ・今後、各校舎で学習することを基本としつつ、両校舎が一体となった活動や連携した授業も行うこと、学校行事や部活動がより魅力的で少しでも多様な活動となるようにすること、教員や生徒が必要に応じて両校舎間を行き来すること、教職員が校舎・学科・課程の枠を越えて連携することなどについて、関係者で具体的な内容と方策を検討する。

ウ 今後の進め方

紀南地域協議会において、5学級規模の高校のあり方について意見集約された「協議会のまとめ」を受け、令和7年4月に木本高校と紀南高校を統合して4学級と1学級の校舎制とし、普通科3学級を木本校舎に総合学科1学級を木本校舎及び紀南校舎にそれぞれ配置することとします。

今後は、関係者を中心に両校の統合に向け、各校舎で学習することを基本としつつ、両校舎が一体となった活動や連携した授業も行うこと、学校行事や部活動がより魅力的で少しでも多様な活動となるようにすること、教員や生徒が必要に応じて両校舎間を行き来すること、教職員が校舎・学科・課程の枠を越えて連携することなどについて、具体的な検討や準備をはじめるとともに、その内容については協議会に報告し、意見をいただくこととします。

2 伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会

令和19年度に伊勢志摩地域全体の1学年の総学級数が現在の32学級から18～21学級規模となることが見込まれる中、15年先を見据えた地域の高校の学びと配置のあり方や、その途上となる令和6年度の4学級減への対応等について、11月に実施した中学生や保護者へのアンケート結果等をふまえながら、検討を重ねたうえで、協議会において意見を集約しました。

ア 開催日

第1回： 6月 8日 第2回： 7月 5日 第3回： 8月24日
第4回： 10月12日 第5回： 12月20日 第6回： 2月21日

イ 主な意見

(これからの伊勢志摩地域の高校生に必要な力や学びについて)

- ・働く意義の自覚や人間性の育成のためにも、キャリア教育の推進は大切である。
- ・地域への愛着心を養い、将来、地域の担い手となる人材や、地域に戻って活躍するような人材を育成することが大切である。

(高校のあり方を協議する際、大切にすべきことや配慮すべきことについて)

- ・地域の担い手育成の視点からも、地域を学びの場とする地域課題学習に取り組むことが必要である。
- ・ICTも活用しながら、通信制課程で地域の学びを保障する視点も大切である。
- ・以前に比べれば交通網は整備されたものの、伊勢志摩地域は広いため、通学に関する問題については継続して考えていくことが必要である。

(今後の生徒減に対応した県立高校の学びや配置の考え方について)

- ・今後の伊勢志摩地域の中学校卒業生数の減少をふまえると、現在のままの県立高校の配置を続けていくことは困難である。
- ・地域の小規模校がこれまで果たしてきた役割や、丁寧な指導などの教育内容を大切にしながらも、学校個別ではなく、地域全体で高校の学びを考えて統合を協議していくことが必要である。

- ・生徒や保護者の大学進学へのニーズに対応するため、地域の中に一定規模の県立高校の普通科を維持することが必要である。また、地域の担い手を育む学びの選択肢を確保するため、多様な専門学科の学びはできる限り維持することが大切である。
- ・単に志願者数等によって高校の統廃合を検討するのではなく、伊勢志摩地域で通える範囲に高校が配置され、地域で多様な人材を育てることが大切である。
- ・長時間の通学は負担であるため、できるかぎり地域の普通科の維持も大切である。

(令和6年度に想定される学級減への対応の方向性について)

- ・これまでの議論から考えると、令和6、8、10年度に見込まれる生徒減に関しては、いずれかの時期には一定の統合が必要という共通の認識ができています。
- ・令和6年度については、できる限り統合ではなく学級減での対応を基本とすることが望ましい。
- ・南伊勢高校南勢校舎の入学者は2年連続2人程度と見込まれ、今後の在校生の学びを考えれば、募集停止とすることはやむをえない。今後は募集停止後の在校生の学びの充実や不安の解消などに向け、支援することが大切である。

「今年度の協議会のまとめ」(今後の伊勢志摩地域の高等学校の学びと配置のあり方について)の要旨

- ・ これからの時代を生きる伊勢志摩地域の高校生にとって、自己の将来を切り拓く力や、自ら学び続ける力、確かな学力の育成とともに、大学進学や就職などの進路希望の実現につながる多様な学び、学校内外での様々な人々との関わりを通じて豊かな社会性・人間性が育まれる学び、地域と連携し地域への愛着心が育まれる学び、それらの学びの質を高めるための一人ひとりへのきめ細かな関わりが必要です。現在、当地域における高校の1学年の総学級数は32学級ですが、令和3年度に生まれた子どもたちが高校へ入学する令和19年度には18学級から21学級に減少することが見込まれます。そのため、現在の9校10校舎の配置のままでは当地域の高校生に必要な学びを提供していくことが難しいことから、統合も含めた活性化が必要となります。
- ・ 今後、令和19年度までの15年間における伊勢志摩地域の高校の配置と活性化方策については、この期間の生徒の減少状況をふまえ、当地域全体を見通した具体的な検討を進めるとともに、必要に応じて、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、中学生への事前の周知についても検討することとします。その過程にある令和6年度の生徒減については、専門学科の学びの選択肢や普通科の一定規模の維持を基本としつつ、地域の小規模校が担ってきた役割やニーズをふまえ、さらに小規模化が想定される高校の学びを支えながら、できるかぎり統合ではなく学級減で対応することが望ましいと考えます。

南伊勢高校については、令和5年度に南勢校舎の全生徒数が10人程度と見込まれ、今後も生徒増が見込めない状況であるため、令和6年度から南勢校舎を募集停止とすることはやむをえないと考えます。募集停止後は、引き続き南勢校舎に在籍する高校2、3年生の生徒が度会校舎の生徒と共に学ぶ機会を増やすとともに、南勢校舎を活用して通信制高校のサテライト教室を設け、学習支援の環境やこれまで培ってきた地域での学びを提供することについて、ニーズ調査や研究を進めていくことが望ましいと考えます。

ウ 今後の進め方

今年度、伊勢志摩地域協議会において意見集約された「協議会のまとめ」を受け、来年度以降も、地域の高校の学びと配置のあり方について、高校の統合も含め、引き続き協議してまいります。

南伊勢高校南勢校舎については、令和6年度から募集停止とすることとし、募集停止後は、南勢校舎に在籍する高校2、3年生の生徒が度会校舎の生徒と共に学ぶ機会を増やすとともに、南勢校舎を活用して通信制高校のサテライト教室を設け、学習支援の環境やこれまで培ってきた地域での学びを提供することについて、ニーズ調査や研究を進めてまいります。

3 伊賀地域高等学校活性化推進協議会

地域の少子化により、伊賀地域の1学年の総学級数が令和5年度の25学級から令和13年度には19～20学級となることが見込まれる中、「令和元・2年度の協議のまとめ」や、「県立高等学校活性化計画」をふまえ、これからの当地域の県立高校における学びと配置のあり方について、協議しました。

ア 開催日

第1回：7月27日 第2回：2月14日

イ 主な意見

- ・伊賀北部では、令和7年度と10年度に中学校卒業生数の減により合わせて2学級減が見込まれているため、現在の3校のままか、2校に再編すべきかを令和7年度までに協議する必要がある。
- ・小規模の高校では少人数を生かした丁寧な指導を行っており、他校にはない魅力がある。小規模校を残しながら活性化させることも検討するべきだ。
- ・今年度地域開校した私立通信制高校には、不登校を経験した生徒などが小さい集団の中で受けられるさまざまなサポートに魅力を感じて進学しているケースがあるため、昼間定時制については、引き続き中学校卒業生の進路状況等を注視しながら考えていく必要がある。
- ・不登校の子どもたちが増加傾向にあり、多人数の中では学校生活を過ごしにくい子どもたちに個別最適な学びや個に応じて活躍できる場の提供などの少人数できめ細やかな指導へのニーズが高まっている。また、通信制課程へのイメージも変化してきており、学びの多様化を感じている。

- ・次年度は、各高校のより詳細な情報をまとめた資料を共有し協議したうえで、それらをふまえた具体案を事務局が提示してはどうか。また、その際、複数の案が提示されれば、より協議が深まるのではないか。
- ・今後の高校のあり方を考えていくためには、実際に高校に入学する子どもたちのニーズを把握することが大切であり、令和5年度から6年度にかけてアンケート調査を行ってはどうか。

ウ 今後の進め方

本年度の伊賀地域協議会での協議をふまえ、地域の県立高等学校の活性化や今後の学びと配置のあり方についてさらに協議を進めます。

4 松阪地域高等学校活性化推進協議会

地域の少子化が進む中、松阪地域においても新たに活性化協議会を立ち上げ、地域の県立高校における学びと配置のあり方について、協議をはじめていきます。

開催日

第1回：3月15日

5 津地域および鈴鹿・亀山地域活性化推進協議会

津地域および鈴鹿・亀山地域においては、来年度に新たに活性化協議会を立ち上げることとします。

令和4年度紀南地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

令和5年2月

1 これまでの経緯

紀南地域の高等学校は、木本高校では平成6年度から総合学科が設置され、紀南高校では平成19年度からコミュニティ・スクールに指定されるなど、全国の先駆けとなる取組を進めてきました。一方、当地域では少子化などの社会の変化が激しく、生徒にとって魅力ある学習環境を整備するため、平成24年度から紀南地域高等学校活性化推進協議会を設置し、地域の県立高校のあり方や活性化の方策等について協議を続けてきました。

三重県教育委員会は、南部地域を中心に中学校卒業生数の減少が予測される中、平成29年3月策定の「県立高等学校活性化計画」（平成29～令和3年度）に基づき、1学年3学級以下の高等学校は、地域の状況、学校・学科の特色、生徒の通学実態等をふまえ、学校ごとに関係者による活性化協議会を設置し、学校と地域が役割を分担しながら「活性化プラン」を策定して活性化に取り組むこととしました。この地域においては、紀南高校で地域と一体となった活性化の取組を推進するとともに、こうした紀南高校の状況に加え、木本高校の活性化の取組状況等もあわせて当協議会で協議してきました。紀南高校をはじめ県内の小規模校では、これらの取組によって地域と連携した学びが進み、教育内容は充実してきましたが、多くの学校では入学者の増加には至っていない状況となり、計画の最終年度である令和3年度には、各学校の活性化協議会において小規模校活性化取組の総括的な検証を行いました。

こうしたことをふまえて策定した新たな「県立高等学校活性化計画」（令和4～8年度）に基づき、令和4年度の協議会では、6回の協議を重ね、15年先の当地域の中学校卒業生数の減少の状況も確認しながら、令和7年度に紀南地域の高等学校の1学年の総学級数が5学級程度になる際に想定される学びと配置のあり方についての方向性を取りまとめることとしました。

【参考】県立高等学校活性化計画（令和4年3月）より

「これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方」

- ・これからの高等学校は、社会の変化をふまえ、持続可能な社会の創り手を育成することが求められており、そのため、豊かな社会性・人間性を身につけられる環境が一層重要となっている。
- ・3学級以下の小規模校活性化の検証結果、15年先までの中学校卒業生の減少の状況等をふまえると現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にあるため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行う。これらのことについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議する。
- ・こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとする。
- ・次代の担い手となる三重の子どもたちがこれからも安心して学び、豊かな社会性・人間性が育まれる高校教育を進めていく。

○ 令和2～3年度の当協議会での主な意見

(地域の県立高校の現状等について)

- ・この地域の高校生は様々な職業に接することが少ない。職業が多様であるという情報が得られるような教育活動が推進されることが望ましい。
- ・地域に生徒を定着させるには、産学が連携して、これまでと異なる観点で子どもたちを育てていくべきである。
- ・2校では生徒減にともない存続が難しくなってきた部活動もある中、中学生が取り組みたい種目やレベルを求めて地域外へ進学する生徒も多いことから、両校で一体となった部活動を行ってはどうか。

(地域の高校のあり方を協議する場合に大切な考え方について)

- ・統合について協議する際には、法的、財政的な制約があると思うが、子どものことを一番考えて議論してほしい。誰一人取り残さない教育をめざし、どの地域に生まれても子どもたちの学びを保証してほしい。
- ・子どもたちが自分の行きたいところで学べるようにしてほしい。また、保護者の意見も聞いてほしい。
- ・令和7年度の生徒減について協議しなければならないのも分かるが、御浜町や熊野市の昨年度の出生数は驚くほど少ない。15年先の少子化をふまえて学校のあり方を考えることによって、令和7年度のあり方の考え方も変わるのではないか。
- ・生徒や保護者のニーズに対応していくためには、この紀南地域の県立高校2校だけでなく、新宮市内の高校も含めて生徒に幅広い選択肢を提供する視点で考えてよいのではないか。

(紀南地域の県立高校のあり方について)

- ・地域では子育てしやすい環境が重要となるため、近くに通える高校があることが望ましい。他県の分校や校舎制等の事例も参考にしながら、この地域で2校舎を存続していく方策も検討できないか。
- ・2校のあり方については、想定されるいくつかのパターンを全体で共有し、ベターなものを検討していくしかない。
- ・両校のよいところを残しつつ、校内の選択肢を増やすために統合することは有りうるのではないか。
- ・将来2校の統合については仕方がないことと考えており、保護者の立場からは、子どもが十分に教育を受ける体制や学習環境を整備していくことが何よりも大切と考える。
- ・今後の地域の中学校卒業者の減少を考慮すれば、2校の統合もやむを得ないと考えるが、生徒のことを考えると、高校進学時に選択肢がある方が望ましい。
- ・紀南高校は、これまで地域と共に一生懸命活性化に取り組んできたこともあり、地域にとっても高校の存在は大きく、その存続を望んでいる。
- ・地域の衰退をとめるためにも学校は必要であり、子どもたちが紀南地域の高校を選択して、地域に残ることが地域の活性化にもつながると考える。

2 当地域の県立高校を取り巻く状況（令和4年度の協議会資料より）

（1）中学校卒業生数の推移と予測

三重県の中学校卒業生数は、令和4年3月には16,244人でしたが、令和13年3月には14,006人（令和4年3月比2,238人減）となることが見込まれており、引き続き少子化が進行します。少子化の進行状況は地域によって異なりますが、当地域において、中学校卒業生数は令和12年3月に過去最小の200人となるなど、以下のとおり減少することが予測されています。

令和4年3月 268人

令和7年3月 231人（令和4年3月比37人〔13.8%〕減）

令和12年3月 200人（令和4年3月比68人〔25.4%〕減）

令和13年3月 248人（令和4年3月比20人〔7.5%〕減）

また、地域の出生者数は、令和2年度に過去最小の155人となり、令和3年度は167人となっています。

このことから、当地域全体の県立高校（全日制）の1学年の学級数は、中学校卒業生の進路状況が現在と大きく変わらない場合、令和4年度の6学級から、令和3年度に生まれた子どもたちが高等学校に入学する令和19年度には3～4学級になることが予想されます。

	中学校卒業生数（予測）			R3年度出生者数	
	現高1 R4.3卒	現小1 R13.3卒	R4.3比較	現1歳 R19.3卒	R4.3比較
熊野市	119	98	▲ 21 (▲17.6%)	68	▲ 51 (▲42.9%)
南牟婁郡	149	150	1 (0.7%)	99	▲ 50 (▲33.6%)
合計	268	248	▲ 20 (▲7.5%)	167	▲ 101 (▲37.7%)
県全体	16,244	14,006	▲2,238 (▲13.8%)	11,589	▲4,655 (▲28.7%)

（2）木本、紀南両校の募集定員と入学者数の推移

紀南地域には、隣接する和歌山県新宮市に私立高校はあるものの、地域内に私立高校がなく、全日制高校への進学希望には県立高校のみが応えることとなります。そのため、当地域の全日制高校への進学見込み人数を超える人数の募集定員を設けています。このことは、地域の高校の募集定員が充足しない要因の一つとなっています。

		H30.4入学	H31.4入学	R2.4入学	R3.4入学	R4.4入学
木本高校	募集定員	200	200	160	160	160
	入学者数	190	200	158	160	159
紀南高校	募集定員	120	80	80	80	80
	入学者数	80	62	57	72	80
計	募集定員	320	280	240	240	240
	入学者数	270	262	215	232	239

(3) 紀南地域の中学校卒業者の木本、紀南両校への入学状況

紀南地域の中学校卒業者のうち、木本高校全日制または紀南高校へ進学する割合は80%を下回る状況が続いています。

一方、地域外の中学校を卒業して2校に入学する生徒は、毎年20名前後となっています。

	H30.3卒	H31.3卒	R2.3卒	R3.3卒	R4.3卒
紀南地域の中学校卒業生数	331	304	256	274	268
地域の中学校から2校への入学者の合計	251	240	195	210	211
地域卒業生に占める2校への入学者の割合	75.8%	78.9%	76.2%	76.6%	78.7%
【参考】地域外からの入学人数	19	22	20	22	28

(4) 紀南地域の中学校卒業者の木本、紀南両校以外への進学状況

紀南地域の中学校卒業者のうち、県内他地域や県外の全日制に進学する生徒の割合は20%前後ですが、減少傾向となっています。一方、定時制または通信制への進学や就職する生徒の割合は増加しており近年では5%を超える状況です。

なお、令和4年3月に中学校を卒業し、県内他地域または県外の全日制高校に進学した40名の生徒のうち、和歌山県の全日制高校へ入学した生徒数は19人です。地域外の全日制高校へ進学した理由は、部活動が20名、大学進学が10名、就職が7名、その他が3名となっています。

	H30.3卒	H31.3卒	R2.3卒	R3.3卒	R4.3卒	
紀南地域の中学校卒業生数	331	304	256	274	268	
県内他地域または 県外の全日制高校	入学者数	68	59	50	50	40
	割合	20.5%	19.4%	19.5%	18.2%	14.9%
定時制、通信制へ の進学、就職など	入学者数	11	5	11	14	17
	割合	3.3%	1.6%	4.3%	5.1%	6.3%

(5) 木本、紀南両校の卒業生の進路状況

平成30年3月から令和3年3月までの卒業生の状況は、4年制大学または短期大学へ4割弱、専修学校も含めると7割弱が進学し、就職は3割前後でしたが、令和4年3月の卒業生においては、進学者の割合が8割弱まで増加し、就職者の割合は2割弱まで減少しています。また、紀南地域の進路の特徴として、看護系大学・短期大学や看護専門学校への進学は約10%程度の状況が続いています。

	卒業 者数	進路先					看護系大学 短大 専門学校
		4年制大学	短期大学等	専修学校	就職	その他	
R4.3卒	250	93(37.2%)	24(9.6%)	76(30.4%)	46(18.4%)	11(4.4%)	32(12.8%)
R3.3卒	263	77(29.3%)	22(8.4%)	85(32.3%)	71(27.0%)	8(3.0%)	30(11.4%)
R2.3卒	283	84(29.7%)	26(9.2%)	80(28.3%)	82(29.0%)	11(3.9%)	28(9.9%)
H31.3卒	303	95(31.4%)	19(6.3%)	85(28.1%)	93(30.7%)	11(3.6%)	31(10.2%)
H30.3卒	281	92(32.7%)	16(5.7%)	80(28.5%)	82(29.2%)	11(3.9%)	33(11.7%)

(6) 木本、紀南両校の部活動の状況

部活動は生徒数に影響されるところが大きく、両校の全校生徒数が少なくなるにしたがって、部活動数や部員数が少なくなっています。

【木本高校】

	運動部数	運動部員数	文化部数	文化部員数	全校生徒数	全学級数
令和4年度	12部	220人	5部	140人	472人	12組
令和3年度	12部	243人	6部	169人	515人	13組
令和2年度	13部	226人	7部	168人	545人	14組
令和元年度	15部	264人	10部	199人	580人	15組

【紀南高校】

	運動部数	運動部員数	文化部数	文化部員数	全校生徒数	全学級数
令和4年度	7部	51人	9部	48人	196人	6組
令和3年度	7部	51人	9部	36人	176人	6組
令和2年度	8部	58人	10部	52人	193人	7組
令和元年度	9部	79人	10部	80人	236人	8組

(R4.5現在)

(7) 紀南地域における生徒の通学状況

木本・紀南の2校への通学状況は、県全体と比較すると、紀南地域の高校生の通学時間は短く、通学費用は比較的にかからない状況となっていますが、1校に統合した場合にはこのことがどのように変化するのか、見定める必要があります。

【通学時間】

	15分以内	16~30分	31~45分	46~60分	61~90分	91~120分	121分以上	計
東紀州	273 (24.3%)	333 (29.6%)	282 (25.1%)	176 (15.7%)	54 (4.8%)	5 (0.4%)	1 (0.1%)	1,124 (100%)
県全体	4,309 (13.7%)	8,799 (27.9%)	7,283 (23.1%)	6,838 (21.7%)	3,551 (11.3%)	613 (1.9%)	110 (0.3%)	31,503 (100%)

【通学費用】

	不要	3,000円以内	5,000円以内	7,000円以内	9,000円以内	11,000円以内	13,000円以内	15,000円以内	15,001円以上	計
東紀州	546 (48.6%)	68 (6.0%)	222 (19.8%)	140 (12.5%)	73 (6.5%)	35 (3.1%)	17 (1.5%)	12 (1.1%)	11 (1.0%)	1,124 (100%)
県全体	13,448 (42.7%)	1,714 (5.4%)	6,320 (20.1%)	3,273 (10.4%)	1,991 (6.3%)	1,775 (5.6%)	1,285 (4.1%)	722 (2.3%)	975 (3.1%)	31,503 (100%)

(R4.5.1現在)

【参考】これまでの県立高校の統合、および全国の1学級規模の学校の状況

県内でこれまでに統合した5校のその当時の状況や、全国の1学級規模の本校・分校163校における活性化の取組状況や入学者数の状況を参考にしながら、紀南地域の5学級規模の学びについて協議しました。

3 令和4年度の協議内容と主な意見

～令和7年度に想定される5学級規模の高等学校の学びについて～

(1) 5学級規模の具体的な配置や想定される状況について

5学級規模の配置として、5-0、4-1、3-2のパターンについて、第2回、第3回に協議を行いました。主な意見は以下のとおりです。

想定A：2校が統合して1つの校地で学ぶ（1校5学級規模）

○学びについて

- ・ 生徒の興味・関心に応じた学習を選択できることが見込まれる
- ・ より大きな学級規模となり、生徒の学習環境や授業内容が充実することが見込まれる

○部活動について

- ・ 地域からのニーズが高い部活動の維持につながり、社会性・人間性の育成に大きな効果が期待できる
- ・ 部活動の充実を求めて地域外へ進学する生徒もいるため、1校に統合して部活動を活発化し、ニーズに応えることが期待できる

○生徒の状況について

- ・ 大きな集団にすることでクラス替えもできることから、生徒は自分の居場所をつくることが期待できる
- ・ 紀南地域の中学校卒業者の8割を越える生徒が高校時代を一緒に過ごすことで、この地域の多様な価値観を持つ同年代の仲間とのつながりが広域で形成されることが期待される

○想定Aにおいて工夫すべき事項や課題

(学びについて)

- ・ 生徒一人ひとりに応じた丁寧な指導や支援を継続させていく工夫が必要
- ・ 地域の担い手を育む教育を進めるための工夫が必要
- ・ 学校の選択肢がなくなることで、生徒の学習に対するモチベーションが下がらないようにする工夫が必要

(通学について)

- ・ 現在より通学に時間のかかる生徒への支援の検討が必要

想定B：2校が連携して2つの校地で学ぶ（4学級+1学級）

○学びについて

- ・ 生徒一人ひとりに対応した少人数ならではの丁寧な指導が継続できる

○生徒の状況について

- ・ 2校舎が存続することで、生徒の通学環境は変わらない

○想定Bにおいて工夫すべき事項や課題

(学びについて)

- ・ 豊かな社会性・人間性の育成のために、地域と協働した教育活動の推進やICTの活用が必要
- ・ 学びをより充実するために、校舎制にして、授業では教員が、学校行事や部活動では生徒が、校舎間を移動するなどの検討が必要

(部活動について)

- ・ 人数が少ないことで活動に制限がかかることへの対応が必要

(教育環境の確保について)

- ・ 1学級規模の学校において大きく欠員を生じたときを想定した、教育環境の確保について検討が必要

想定C：2校が独立して2つの校地で学ぶ（1校3学級+1校2学級）

○生徒の状況について

- ・ 生徒の多様なニーズがある中、それぞれの校風を生かし、生徒は新たな人間関係をつくるなど、自分に合う学校選択ができる

○想定Cにおいて工夫すべき事項や課題

- ・ 学校を選ぶ選択肢はあるが、両校舎が小規模校化するため、それぞれの学校内での学びの選択肢が限られる。
- ・ それぞれの校舎で教員が減少し、子どもたちの多様な学びの保証や部活動の維持も難しくなり、教育環境の確保について検討が必要

※2校が連携する3学級規模の本校と2学級規模の分校とすること

保護者へのアンケート内容を検討する際、2校を3学級規模の本校と2学級規模の分校とし、連携しながら学ぶ方法が提案され、選択肢に入れることとなった。

(2) 「令和4年度紀南地域の県立高校に関するアンケート」結果について

地域の中学生及び保護者の意見を参考とするためにアンケートを行い、その結果をどのように捉え、どのように生かしていくかについて、第4回に協議を行いました。

アンケート結果について

調査期間：令和4年9月～令和4年10月14日
調査対象：中学2年生(262人)、中学1、2年生保護者(486人)
調査方法：中学生はC B T、保護者は紙
回答者数：中学生240人(91.6%)、保護者415人(85.4%)

○中学生アンケート結果

- ・高校を選ぶとき「進学や就職など多様な進路に応じた学習を選択できること」や「通学のしやすさ」、「多くの友達や先生との出会い」、「入りたい部活動があること」を重視している。
- ・高校では、「5教科などの中学校での学びを深める学習」をしたいと考えている。
- ・高校には、「自分の将来を選択する力」、「社会性や協調性、コミュニケーション能力」、「自ら学び続ける力」などを育む教育を期待している。
- ・「1～3学級」の学校で学びたいと考えており、その理由は学級規模を問わず、「友だちや先輩、先生など、多くの出会いがあると思うこと」としている。

○保護者アンケートの結果

- ・高校を選ぶとき「進学や就職など多様な進路に応じた学習の選択ができること」や「大学進学につながる学力向上を目指した学習ができること」を重視している。
- ・高校には、「社会性や協調性、コミュニケーション能力を育む教育」や、「進路選択の力を育む教育」、「主体的に学び続ける力を育む教育」、「社会人として必要なマナーや礼儀・責任感を身につけることができる教育」を期待している。
- ・令和7年度の地域の高校のあり方については、半数近くの保護者が「2校を統合した学校で学ぶ(1校5学級)」を選択する中、3分の1を超える保護者が「統合せずに、それぞれの学校で学ぶ(1校3学級+1校2学級)」を選択している。

協議会の主な意見

- ・中学生は多様な進路に応じた学習や多くの人々との出会いを求めているのに、高校で学びたい学級数は1学級・2学級・3学級として小さい規模を選んでいる。このねじれた結果をしっかりと読み解く必要がある。
- ・この地域の中学校は人数の少ない学校が多いため、在籍する中学校をこえる大きな規模の学校をイメージしにくかったのではないだろうか。アンケート結果からは、現在在籍している中学校の学年の人数より、少し大きめの学級規模を選んでいることが読み取れる。

- ・独立か分校化かにかかわらず、2校舎の存続を望む意見をあわせるとほぼ半数となり、1校舎にすることに慎重な意見もあると感じた。
- ・校舎を1つにするか、2つ残すかは別として、5学級の学びを1校として統合することを望む意見が6割となるため、これからの協議に際し、柔軟な視点から検討していく必要がある。
- ・自分の人生の選択肢がきちんとある方が望ましいことを考えると、入学した学校に多様な選択肢があることがより大切ではないか。中学生や保護者のアンケート結果からも、「選択する力を育てる教育」を期待する割合が高く、就職や進学等の多様な進路に応じた学習を選択できることが強く求められている。
- ・アンケートは地域の声として重く受け止めなければならないが、この結果は令和7年度の高校のあり方をどのように考えるかという当事者の意見である。協議会としては令和7年度だけでなく、15年先をみすえた視点を大事にしながらアンケート結果を読み取り、議論を進めなければならない。

(3) これからの紀南地域の高等学校に求められる学びについて

これまでの協議やアンケート結果をふまえ、これからの紀南地域の高等学校に求められる学びを整理したうえ、令和7年度に想定される5学級規模の学びと配置について、第5回、第6回に協議を行いました。

紀南地域の高校がめざすべき教育や役割に係るこれまでの議論について

- ・ 学びの選択肢が充実し、生徒が自ら学びたいと思える学校
- ・ 生徒の進路実現に向け、大学進学や地元への就職にも対応できる学校
- ・ 様々な団体と連携する活動が充実し、全国に誇れる魅力ある教育活動を行う学校
 - 地域の産業や企業と連携した学び
 - 小中学校、大学等の地域の教育機関と連携した学び 等
- ・ 様々な支援が必要な生徒をはじめ、一人ひとりへの丁寧な指導により自己肯定感を高める学校
- ・ ICTを活用して地域外ともつながる学習活動が充実している学校
- ・ 学校行事や部活動が活発化している学校
- ・ 集団の中で多様な考えや価値観に触れながら、豊かな社会性、人間性を育む学校

中学生や保護者へのアンケート結果について

(中学生、保護者の少なくとも一方の割合が50%以上、またはあわせた割合が35%以上)

- ・ 進学や就職など多様な進路に応じた学習を選択できる教育
中学生73人(30.4%)、保護者270人(65.1%)あわせて343人(52.4%)
- ・ 自分の将来を選択する力を育てる教育
中学生135人(56.3%)、保護者170人(41.0%)あわせて305人(46.6%)
- ・ 社会性や協調性、コミュニケーション能力を育てる教育
中学生71人(29.6%)、保護者176人(42.4%)あわせて247人(37.7%)
- ・ 多くの人と出会うことを期待している
中学生138人(57.5%) ※保護者への質問事項はなし

(中学生、保護者の少なくとも一方の割合が40%以上50%未満、またはあわせた割合が25%以上35%未満)

- ・ 5教科など中学校で学習する内容を深める学習
中学生99人(41.3%) ※保護者への質問事項はなし
- ・ 自ら学び続ける力を育てる教育
中学生63人(26.3%)、保護者158人(38.1%)あわせて221人(33.7%)
- ・ 社会人として必要なマナーや礼儀・責任感を身につけることができる教育
中学生56人(23.3%)、保護者114人(27.5%)あわせて170人(26.0%)
- ・ 通学しやすい
中学生75人(31.3%)、保護者94人(22.7%)あわせて169人(25.8%)
- ・ 大学進学につながる学力向上を目指した学習
中学生51人(21.3%)、保護者114人(27.5%)あわせて165人(25.2%)

※中学生は240人、保護者は415人が回答していることから、あわせた割合は分母を655人として算出

● これからの紀南地域の高校に求められる学びについて

- ・ 多様な進路に応じた学びの選択肢が充実し、生徒が主体的に学べる学校
- ・ 校内外の生徒や社会とのつながりの中で、社会性や協調性、コミュニケーション力を育む学校
- ・ 学校行事や部活動が充実し、生徒が活発に活動できる学校
- ・ 多様な生徒1人ひとりに丁寧に対応したきめ細かな指導が充実している学校

5 学級規模における学びと配置のあり方について

「4学級+1学級の校舎制」に対する主な意見

- ・両校のよさの継承、通学への配慮、学校運営などを考えると統廃合はいたしかたなく、「4学級+1学級の校舎制」がベストではないか。両校舎の総合学科の学びに独自性を持たせ、子どもたちがその学びを選択できるようになるとよい。
- ・木本高校と紀南高校のどちらか一方に統合するのは、その位置関係上偏りがあるため難しく、また、校舎制であっても紀南校舎が1学級となることには抵抗があるため、3学級と2学級の独立校として存続してもらいたい。
- ・大学進学に向けた学びの多様性に応える必要があることと、それぞれの高校の学びを継続していくことの両立を考えると、「4学級+1学級の校舎制」がより多くの人々が納得できる配置である。独立した3学級と2学級の高校とすると、双方の魅力が低下してしまう恐れがある。
- ・子どもたちの学校生活の充実を一番に考えてほしい。そのためには1校に統合して人数の多い方がよいと思うが、経済的な事情への配慮や多くの選択肢の提供という点では、校舎制が妥当ではないか。
- ・紀南校舎1学級の学びの内容は今後の検討課題とされているが、本当にうまくいくのか疑問が残る。統合はやむなしだが、4学級と1学級とすることには反対である。
- ・「4学級+1学級の校舎制」は、これまで協議してきたことやアンケートの結果をふまえた案だとは理解できるが、賛成も納得もできない。
- ・今後の少子化の進行を考えると本来1校5学級に統合するべきであるが、これまでの協議をふまえると「4学級+1学級の校舎制」を認めざるを得ない。来年度からの具体的検討の内容については、その経過を適宜報告してもらい、我々地元の声も取り入れて欲しい。
- ・「4学級+1学級の校舎制」について、木本校舎で大学進学に向けて必要な普通科3学級は確保されているものの、1学級の紀南校舎で様々な学びや生徒の進路をどれだけ保証できるのか不安な要素は残るため、今後も検討を重ねていく必要がある。
- ・今後の中学生の減を考えると1校舎への統合がよいという意見が同窓会では多かったが、校舎制での先生や生徒の交流、部活動の工夫によって、今までにない学びをもつ高校としていきたい。
- ・この協議会ではこれまで長い間両校の統合は避けられないとしながらも、結論を先送りしてきた。今後は、生徒が学びたい学校となるよう、子どもたちの目線ニーズをしっかりとふまえた学びを考え、地域の子どもたちを地域で育てられる高校をつくってもらいたい。
- ・協議会では様々な意見があったが、概ね「4学級+1学級の校舎制」を支持する意見が多かった。今後は子どもたちの豊かな未来を実現していくために、紀南地域が一体となってこれからの子どもたちの学びを支えて欲しい。

4 令和7年度の5学級規模における学びと配置のあり方について

- ・中学校卒業生数が減少していく中であっても、地域の様々な分野で活躍できる人材を育成する視点を大切にして、大学進学や就職などの進路希望の実現につながる学びとともに、多様な生徒に応じて地域と連携したきめ細かな学びを提供する。
- ・多様な学びの選択肢の提供や豊かな社会性・人間性の育成、学校行事や部活動の充実のためには、一定の学級規模や学校運営の工夫が必要である。
- ・地域と連携したきめ細かな学びについては、木本高校及び紀南高校それぞれで先駆的に取り組んできた活動を継承する。
- ・令和7年度に地域全体で1学年の総学級数が5学級となる中、こうした学びを実現するためには、2校を一体的に運営するとともに、これまでのきめ細かな学びを継続できる高校としていく必要がある。
- ・以上のことから、木本高校と紀南高校は一つの高校に統合し、それぞれの校舎を活用した校舎制とすることとする。学科については、普通科3学級を木本校舎に配置し、総合学科1学級を木本校舎及び紀南校舎にそれぞれ配置する。
- ・今後、各校舎で学習することを基本としつつ、両校舎が一体となった活動や連携した授業も行うこと、学校行事や部活動がより魅力的で少しでも多様な活動となるようにすること、教員や生徒が必要に応じて両校舎間を行き来すること、教職員が校舎・学科・課程の枠を越えて連携することなどについて、関係者で具体的な内容と方策を検討する。

< 参 考 >

令和4年度 協議会の開催日

- 第1回 令和4年 6月7日(火)
- 第2回 令和4年 7月14日(木)
- 第3回 令和4年 8月31日(水)
- 第4回 令和4年11月8日(火)
- 第5回 令和4年12月13日(火)
- 第6回 令和5年 2月7日(火)

東紀州地域 中学校卒業者数の推移と予測（含社会増減）

令和4年5月1日 教育政策課調べ

	H 31.3 卒業	R 2.3 卒業	R 3.3 卒業	R 4.3 卒業	R 5.3 現中3	R 6.3 現中2	R 7.3 現中1	R 8.3 現小6	R 9.3 現小5	R 10.3 現小4	R 11.3 現小3	R 12.3 現小2	R 13.3 現小1
尾鷲市	122	118	130	127	121	119	107	99	120	87	84	68	87
前年度対比		-4	12	-3	-6	-2	-12	-8	21	-33	-3	-16	19
R4.3対比					-6	-8	-20	-28	-7	-40	-43	-59	-40
北牟婁郡	115	110	112	121	99	93	75	94	79	68	79	70	62
前年度対比		-5	2	9	-22	-6	-18	19	-15	-11	11	-9	-8
R4.3対比					-22	-28	-46	-27	-42	-53	-42	-51	-59
小計	237	228	242	248	220	212	182	193	199	155	163	138	149
前年度対比		-9	14	6	-28	-8	-30	11	6	-44	8	-25	11
R4.3対比					-28	-36	-66	-55	-49	-93	-85	-110	-99
熊野市	132	113	117	119	100	109	96	101	104	104	123	98	98
前年度対比		-19	4	2	-19	9	-13	5	3	0	19	-25	0
R4.3対比					-19	-10	-23	-18	-15	-15	4	-21	-21
南牟婁郡	172	143	157	149	161	154	135	140	127	136	137	102	150
前年度対比		-29	14	-8	12	-7	-19	5	-13	9	1	-35	48
R4.3対比					12	5	-14	-9	-22	-13	-12	-47	1
小計	304	256	274	268	261	263	231	241	231	240	260	200	248
前年度対比		-48	18	-6	-7	2	-32	10	-10	9	20	-60	48
R4.3対比					-7	-5	-37	-27	-37	-28	-8	-68	-20
東紀州合計	541	484	516	516	481	475	413	434	430	395	423	338	397
前年度対比		-57	32	0	-35	-6	-62	21	-4	-35	28	-85	59
R4.3対比					-35	-41	-103	-82	-86	-121	-93	-178	-119

《参考》

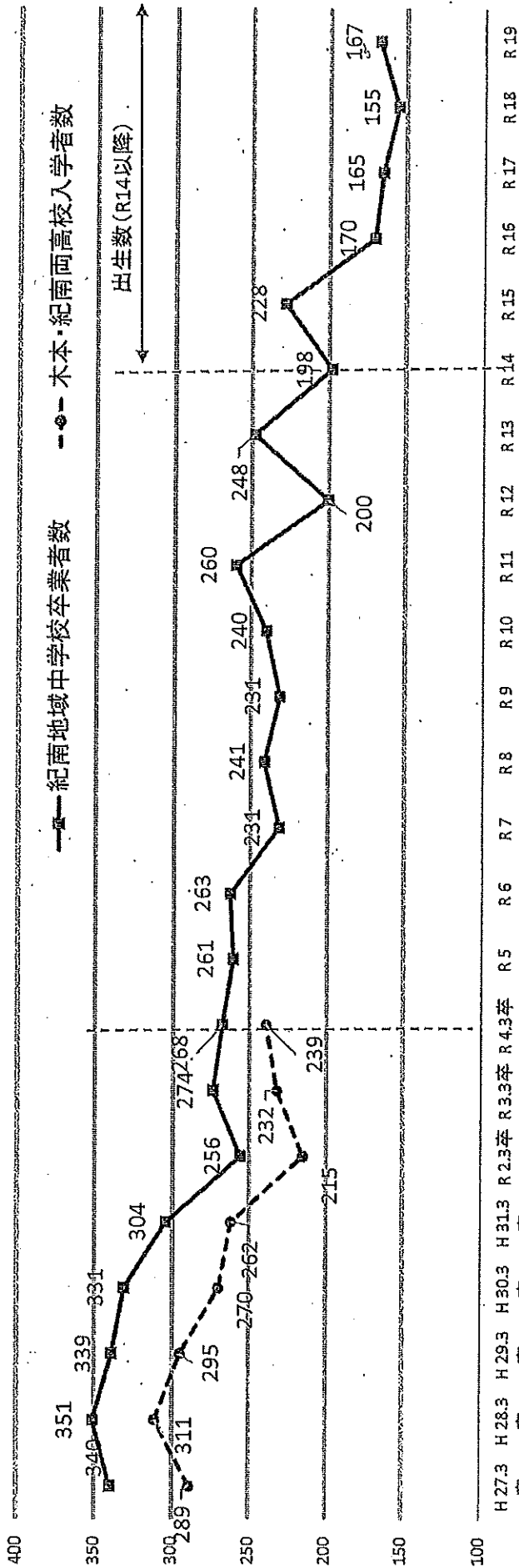
木本高校	募集定員	200	160	160	160
	欠員	0	2	0	1
紀南高校	募集定員	80	80	80	80
	欠員	18	23	8	0
学級数	木本・紀南	5・2	4・2	4・2	4・2

紀南地域の		R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度	R 13年度
入学定員の推移予測		6学級	6学級程度	5学級程度	5学級程度	5学級程度	5学級程度	6学級程度	4学級程度	5学級程度

参考資料 1

熊野市・南牟婁郡中学校卒業生数(予測)と木本・紀南両高等学校への入学者数

※R14年度以降は地域の出生数を記載



熊野市・南牟婁郡の出生数

	現高1							
	H27年度出生 現小1	H28年度出生 5~6才	H29年度出生 4~5才	H30年度出生 3~4才	R元年度出生 2~3才	R2年度出生 1~2才	R3年度出生 0~1才	R8年度出生 0~1才
熊野市	99	73	108	60	87	82	68	68
御浜町	52	42	45	39	25	20	38	38
紀宝町	102	83	75	71	53	53	61	61
合計	253	198	228	170	165	155	167	167

※ 木本・紀南両高等学校への入学者数は、熊野市・南牟婁郡中学校卒業生数と比較すると、地域外へ進学する生徒や就職する生徒等が一定存在することから、毎年40人~50人少ない状況です。この状況のまま推移すると、両校への入学者数は令和7年度には5学級規模、令和12年度には4学級規模となるが見込まれます。

参考資料2

令和4年度 紀南地域高等学校活性化推進協議会 委員名簿

No		所属及び名前
1	学識経験者	三重大学教育学部 教授 平山 大輔
2	地域有識者	熊野商工会議所 青年部幹事 森本 健一
3		文恵丸水産 代表 長山 行文
4		紀宝町商工会 会長 田尾 友児
5	市町教育委員会	熊野市教育委員会 教育長 倉本 勝也
6		御浜町教育委員会 教育長 辻本 誠一
7		紀宝町教育委員会 教育長 西 章
8	小中学校PTA代表	紀南PTA連合会 会長 (第2回まで) 高垣 裕人 (第3回から) 野地本 隆
9		紀南PTA連合会 進路研究委員長 倉本 崇弘
10	高等学校PTA代表	県立木本高等学校PTA 会長 道前 涼太
11		県立紀南高等学校PTA 会長 中嶋 悦雄
12	同窓会・地域代表	県立木本高等学校同窓会 会長 森岡 忠雄
13		県立紀南高等学校学校運営協議会 会長 廣畑 勝也
14	小中学校校長代表	熊野市立木本小学校 校長 川崎 奈保美
15		御浜町立尾呂志学園中学校 校長 高田 有治
16	小中学校教員代表	熊野市立金山小学校 教諭 久保 範顕
17		御浜町立御浜中学校 教諭 大崎 重久
18	県立高等学校長	県立木本高等学校 校長 松本 徳一
19		県立紀南高等学校 校長 堀越 英範
20	県立高等学校教員代表	県立木本高等学校 教諭 寺前 淑湖

令和 4 年度伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

令和 5 年 2 月

1 これまでの経緯

少子化などの社会の変化が激しい中、伊勢志摩地域における高等学校の特色化、魅力化を図るとともに、生徒にとって魅力ある学習環境を整備するため、平成 17 年度から伊勢志摩地域活性化推進協議会を設置し、当地域の県立高校のあり方や活性化の方策等について協議を続けてきました。

こうした中、平成 29 年 3 月策定の「県立高等学校活性化計画」(平成 29～令和 3 年度)に基づき、1 学年 3 学級以下の高等学校は、地域の状況、学校・学科の特色、生徒の通学実態等をふまえ、学校ごとに関係者による活性化協議会を設置し、学校と地域が役割を分担しながら「活性化プラン」を策定して高校の活性化に取り組むこととしました。当地域においては、南伊勢高校(南勢校舎、度会校舎)、鳥羽高校、志摩高校、水産高校の 4 校 5 校舎において、地域と一体となった活性化の取組を推進するとともに、当協議会においても取組状況を共有しながら伊勢志摩地域の高校の活性化について協議してきました。これらの取組の推進により、各学校では地域と連携した学びが進むなど、教育内容は充実してきましたが、入学者の増加には至っていない状況となりました。計画の最終年度である令和 3 年度には、各学校の活性化協議会において活性化取組の総括的な検証が行われ、協議会でも検証結果を共有しました。

令和 4 年度からは、総括的な検証や 15 年先の中学校卒業生数の減少等をふまえて策定した新たな「県立高等学校活性化計画」(令和 4～8 年度)に基づき、伊勢志摩地域の高校の学びと配置のあり方について検討を進め、その方向性を取りまとめることとしました。

【参考】「県立高等学校活性化計画」(令和 4 年 3 月策定)より

これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方

- ・これからの高等学校は、社会の変化をふまえ、持続可能な社会の創り手を育成することが求められており、そのため、豊かな社会性・人間性を身につけられる環境が一層重要となっている。
- ・3 学級以下の小規模校活性化の検証結果、15 年先までの中学校卒業生の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にあるため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で 1 学年 3 学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととする。これらのことについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議することとする。
- ・こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとする。
- ・次代の担い手となる三重の子どもたちがこれからも安心して学び、豊かな社会性・人間性が育まれる高校教育を進めていく。

○ 令和2～3年度の当協議会での協議

高校生や学校の状況、小規模校活性化の取組、国の教育改革の動き等を共有したうえで、当地域の中学校卒業生数の減少や進路状況などをふまえ、地域の高校生に育みたい力や県立高等学校のあり方について協議しました。

ア これからの伊勢志摩地域の県立高校生に必要な力や学びについて

これからの伊勢志摩地域の子どもたちには、変化の激しい時代を生き抜いていく力を育むとともに、地域への愛着心を養いながら地域課題に取り組む学習等を通じて、将来、地域の担い手となるような人材を育成することが大切である。

イ これからの協議にあたり、大切にすべきことや配慮すべきことについて

- ・生徒や保護者の多様なニーズに対応するための工夫
- ・ICTを活用した学習、学び直しをはじめ一人ひとりへの丁寧な指導
- ・生徒の通学状況を考慮に入れた高校配置
- ・これまで培ってきた地域と連携した学びの継続 など

ウ 今後の生徒数の減少に対応した県立高等学校の配置の考え方について

今後の伊勢志摩地域の中学校卒業生数の減少をふまえると、現在のままの県立高等学校の配置を続けていくことは難しい。これまでの地域の小規模校の教育内容を活かしつつ、この地域の高等学校の再編統合を協議していく必要がある。

2 当地域の県立高校を取り巻く状況

(1) 中学校卒業生数の推移

三重県の中学校卒業生数は、令和4年3月の16,244人から、令和13年3月には14,006人(令和4年3月比2,238人減)となることが見込まれており、引き続き少子化が進行します。その進行状況は地域によって異なりますが、当地域においては、以下の通り減少することが予測されています。

令和4年3月 1,879人

令和6年3月 1,723人(令和4年3月比156人[8.3%]減)

令和8年3月 1,716人(令和4年3月比163人[8.7%]減)

令和10年3月 1,572人(令和4年3月比307人[16.3%]減)

令和13年3月 1,549人(令和4年3月比330人[17.6%]減)

また、令和3年度の当地域の出生者数は1,199人となっています。

このことから、当地域全体の県立高校(全日制)の1学年の学級数は、中学校卒業生の進路状況が現在と大きく変わらない場合、令和4年度の32学級から、令和19年度には18~21学級になることが予想されます。

	中学校卒業生数(予測)		
	現高1 R4.3卒	現小1 R13.3卒	R4.3比較
伊勢市	1,082	912	▲ 170 (▲15.7%)
鳥羽市	143	100	▲ 43 (▲30.1%)
志摩市	339	249	▲ 90 (▲26.5%)
度会郡	315	288	▲ 27 (▲8.6%)
合計	1,879	1,549	▲ 330 (▲17.6%)

R3年度出生者数	
現1歳 R19.3卒	R4.3比較
744	▲ 338 (▲31.2%)
88	▲ 55 (▲38.5%)
167	▲ 172 (▲50.7%)
200	▲ 115 (▲36.5%)
1,199	▲ 680 (▲36.2%)

県全体	16,244	14,006	▲2,238 (▲13.8%)
-----	--------	--------	-----------------

	11,589	▲4,655 (▲28.7%)
--	--------	-----------------

(2) 直近5年の公立高校の学校別学級数の推移

平成30年度には地域で38あった学級数が、4年後の令和4年には32学級となっています。なお、10年前(平成25年度)は42学級、15年前(平成20年度)は47学級となっていました。

	H30	H31	R2	R3	R4	H20	H25
宇治山田高校	6	6	6	5	5	8	7
伊勢高校	8	7	7	7	7	8	8
伊勢工業高校	4	4	4	4	4	5	5
宇治山田商業高校	5	5	5	4	4	6	5
明野高校	5	4	4	4	4	5	5
南伊勢高校 南勢校舎	1	1	2	2	2	2	1
南伊勢高校 度会校舎	2	2				2	2
鳥羽高校	2	2	2	2	2	4	3
志摩高校	3	3	2	2	2	4	3
水産高校	2	2	2	2	2	3	3
合計	38	36	34	32	32	47	42

※網掛けは前年度に対する学級減

(3) 直近5年の公立高校の学科別学級数の推移

平成30年度には地域で38であった学級数が、4年後の令和4年には、普通科で4減、専門学科で2減（農業1減・商業1減）し、32学級となっています。なお、10年前（平成25年度）は42学級、15年前（平成20年度）は47学級となっていました。

		H30	H31	R2	R3	R4	H20	H25
普通科		20	19	17	16	16	24	21
専門学科	農業科	3	2	2	2	2	3	3
	工業科	4	4	4	4	4	5	5
	商業科	5	5	5	4	4	6	5
	水産科	2	2	2	2	2	3	3
	家庭科	1	1	1	1	1	1	1
	福祉科	1	1	1	1	1	1	1
総合学科		2	2	2	2	2	4	3
合 計		38	36	34	32	32	47	42

※網掛けは前年度に対する学級減

(4) 伊勢市外から伊勢市内へ進学状況

鳥羽・志摩・度会地域の中学校卒業者のうち、一定数が伊勢市内の県立高校または私立高校に進学しており、その割合は増加傾向にあります。

	H30.3 卒		R4.3 卒	
	伊勢市内へ	割合	伊勢市内へ	割合
鳥羽市から	104	57.5%	86	60.1%
志摩市から	212	49.1%	201	59.3%
度会町から	48	60.8%	43	62.3%
南伊勢町から	38	48.1%	45	83.3%
2市・2町から	402	52.1%	375	62.0%

(5) 伊勢志摩地域から地域外への進学状況

当地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町）の中学校卒業者のうち、一定数が県内他地域及び県外の高校等に進学しています。

	H30.3 卒		R4.3 卒	
	地域外へ	割合	地域外へ	割合
3市・3町から	286	13.4%	266	14.5%

(6) 伊勢志摩地域から地域内の私立高校への進学状況

当地域には全日制の高等専門学校1校、私立高校2校が設置されており、当地域の中学校卒業者のうち、一定数がこれらの学校へ進学しています。

	H30.3 卒		R4.3 卒	
	3校へ	割合	3校へ	割合
3市・3町から	484	22.7%	504	27.4%

※(5)(6)の3市・3町は、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町

(7) 伊勢志摩地域の高校（全日制）の入学定員と入学者数・欠員数の推移

当地域の公私立を合わせた11校12校舎の全日制高校において、公立では欠員が増加する傾向にあり、伊勢市以外の公立高校の欠員が多い状況です。

	H30	H31	R2	R3	R4
伊勢市内の公立高校の欠員	12	2	15	3	0
伊勢市外の公立高校の欠員	79	84	77	117	129
公立高校の欠員計	91	86	92	120	129
私立の欠員	▲51	▲39	▲83	▲71	▲82

(8) 伊勢志摩地域の県立高校生（全日制）の進路状況（H30～R2）

伊勢志摩地域の公立高校卒業生の進路状況は、県全体とほぼ同じ状況です。学校別にみると、普通科では大学進学または就職のどちらかが多く、専門学科では就職の割合は多いものの、学科によっては進学が多くなることもあります。

	大学等進学者		専門学校	各種学校等 (予備校・模範等)	就職	その他
	大学	短大等				
伊勢志摩地域	42.9%	4.5%	12.4%	4.6%	33.6%	2.0%
県全体	41.4%	5.4%	14.8%	4.0%	32.3%	2.1%

普通科

宇治山田高校	80.8%	5.9%	8.5%	1.3%	1.1%	2.4%
伊勢高校	86.6%	1.1%	0.9%	8.4%	0.9%	2.1%
南伊勢高校（南勢校舎）	22.5%	0.0%	15.4%	0.0%	62.1%	0.0%
南伊勢高校（度会校舎）	5.8%	1.5%	14.3%	5.9%	68.7%	3.8%
志摩高校	16.1%	5.2%	33.4%	2.0%	42.3%	0.9%
合計	67.8%	3.2%	9.1%	4.8%	13.0%	2.1%

総合学科

鳥羽高校	8.1%	2.3%	19.1%	1.0%	63.3%	6.2%
------	------	------	-------	------	-------	------

専門学科

工業（伊勢工業高校）	7.3%	1.7%	8.9%	1.1%	80.1%	0.9%
商業（宇治山田商業高校）	44.1%	6.3%	10.6%	4.9%	33.6%	0.5%
水産（水産高校）	2.7%	14.0%	7.8%	4.2%	70.3%	1.0%
農業（明野高校）	7.6%	3.5%	29.5%	2.3%	54.2%	2.9%
家庭（明野高校）	5.8%	7.8%	45.2%	4.6%	30.6%	6.0%
福祉（明野高校）	7.5%	17.6%	19.0%	32.5%	21.6%	1.9%
合計	18.1%	6.1%	15.5%	4.8%	54.0%	1.5%

(9) 伊勢志摩地域の県立高校への通学状況

伊勢志摩全域からバス等を利用して伊勢市内の高校まで通える状況となっています。ただし、地域が広いため6:30前後の始発に乗車する生徒もいます。

【通学時間】

	15分以内	16～30分	31～45分	46～60分	61～90分	91～120分	121分以上	計
伊勢志摩地域	476 (13.5%)	1,037 (29.5%)	722 (20.5%)	620 (17.6%)	528 (15.0%)	107 (3.0%)	27 (0.8%)	3,517 (100%)
県全体	4,309 (13.7%)	8,799 (27.9%)	7,283 (23.1%)	6,838 (21.7%)	3,551 (11.3%)	613 (1.9%)	110 (0.3%)	31,503 (100%)

3 今年度の協議

(1) 協議の概要

○ 第1回 令和4年 6月 8日(水)

15年先までの中学校卒業者の減少の状況等をふまえると、伊勢志摩地域の県立高等学校の総学級数は令和19年度には現在の32学級から18～21学級となることが見込まれることから、令和4年3月に策定された「県立高等学校活性化計画」や当協議会でのこれまでの協議をふまえ、これからの伊勢志摩地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について協議しました。

○ 第2回 令和4年 7月 5日(火)

伊勢市内の県立高等学校長2名をゲストスピーカーとして招き、各校の特色、取組や現状等について意見交換するとともに、伊勢志摩地域の県立高等学校の総学級数が18～21学級となる令和19年度のあり方について、以下の2点について協議しました。

- ①15年先に実現したい、子どもたちの多様なニーズに対応した学びや、伊勢志摩地域の担い手を育む教育
- ② ①の学びを実現するための具体的な県立高等学校の学科、学校の規模や配置に関する考え方

○ 第3回 令和4年 8月24日(水)

15年先をふまえた伊勢志摩地域の県立高校における学びと配置のあり方に関する基本的な考え方や、地域の中学生と保護者を対象としたアンケートに関する質問内容、実施方法等について協議しました。

○ 第4回 令和4年10月12日(水)

地域の中学生や保護者を対象としたアンケートに関する質問内容等について、前回の意見等をふまえて協議するとともに、令和6年度に想定される当地域の県立高校の学級減への対応の方向性をはじめ、今後の地域の高校のあり方について、協議しました。

○ 第5回 令和4年12月20日(火)

伊勢志摩地域の中学生・保護者へのアンケート結果を共有して意見交換するとともに、15年先をみすえた県立高校の学びと配置のあり方に関する考え方やアンケート結果など、これまで協議してきた内容をふまえ、令和6年度に想定される県立高校の学級減への対応について、協議しました。

○ 第6回 令和5年 2月21日(火)

今年度の協議会での検討をふまえ、15年先をみすえた伊勢志摩地域の県立高校の学びと配置のあり方に関する考え方と、南伊勢高校南勢校舎を募集停止とすることを含めた令和6年度の学級減への対応の方向性について、協議会として意見集約し、県教育委員会への提言としました。

(2) 中学生及び保護者を対象とした令和4年度伊勢志摩地域の県立高校に関するアンケート結果について

地域の中学生と保護者の意見を参考とするため、アンケートを実施しました。

調査期間：令和4年10月～11月11日

調査対象：伊勢志摩地域の中学2年生(1,702人)、中学2年生保護者(1,692人)
(伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会町・南伊勢町・玉城町・大紀町)

調査方法：中学生はC B Tシステムを利用、保護者は紙媒体

回答者数：中学生1,538人(回収率90.4%)、保護者1,391人(回収率82.2%)

【中学生の意見】

- ・高校を選ぶとき、学習面では「進学や就職など多様な進路に応じた学習を選択できること」を、学校生活全般では「学校行事の充実」、「確かな学力を身につける授業」、「多くの友達や先生との出会い」、「通学のしやすさ」を重視している。
- ・高校には、「自分の将来を選択する力」、「社会性や協調性、コミュニケーション能力」を育む教育や、「基本的な知識」、「社会人として必要なマナーや礼儀・責任感」が身につく教育を期待している。
- ・5割近くの生徒が、高校では「3～4学級」の学校で学びたいと考えており、その理由は「友だちや先輩、先生など、多くの出会いがあると思うこと」としている。
- ・通学時間については、「31～60分」を選ぶ生徒が最も多く、1時間以内としている生徒は8割近くとなる。
- ・高校での地域の学習については、「別の分野」を学びたいという生徒が最も多いものの、「高校が所在する市町」や「伊勢志摩地域全体」を学びたいという生徒はあわせると6割をこえる。
- ・将来生活する場所については、「まだ、決まっていない。わからない」が最も多く、「県外」、「一度は地元を離れても、いつかは戻りたい」、「地元」と続いている。

【保護者の意見】

- ・高校を選ぶとき、学習面では「進学や就職など多様な進路に応じた学習の選択ができること」を、学校生活全般では「確かな学力を身につける授業」、「通学のしやすさ」、「多くの友だちや先生と出会える」、「一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな教育」を重視している。
- ・高校には、「社会性や協調性、コミュニケーション能力を育む教育」をはじめ、「進路選択の力を育む教育」、「社会人として必要なマナーや礼儀・責任感を身につけることができる教育」、「主体的に学び続ける力を育む教育」を期待している。
- ・これからの伊勢志摩地域の高校のあり方については、半数以上の保護者が「一定の統合は避けられない」を選択する中、約3割が「統合は避けるべき」を、約1割が「必要な統合を進めるべき」を選択している。
- ・通学時間については、中学生と同様、「31～60分」を最も多く選んでいる。
- ・将来生活する場所については、「本人の希望次第」が最も多く、「地元」、「一度は地元を離れても、いつかは戻りたい」と続いている。

○ 学び等、高校で重視したいこと

(ア) 中学生、保護者の少なくとも一方の割合が60%以上の項目(3選択肢から1つ選択)

- ①進学や就職など多様な進路に応じた学習を選択できる教育
中学生 694人 (45.1%) 保護者 876 (63.0%)

(イ) 中学生、保護者の少なくとも一方の割合が50%以上の項目

(8選択肢から4つまで選択、11選択肢から5つまで選択)

- ①自分の将来を選択する力が身につく教育
中学生 1158人 (75.3%) 保護者 885人 (63.6%)
- ②社会性や協調性、コミュニケーション能力を育む教育
中学生 989人 (64.3%) 保護者 1022人 (73.5%)
- ③確かな学力を身につける授業が充実している
中学生 1007人 (65.5%) 保護者 943人 (67.8%)
- ④文化祭や体育祭などの学校行事が充実している
中学生 1023人 (66.5%) 保護者 429人 (30.8%)
- ⑤社会人として必要なマナーや礼儀・責任感が身につく教育
中学生 897人 (58.3%) 保護者 880人 (63.3%)
- ⑥通学しやすい
中学生 833人 (54.2%) 保護者 861人 (61.9%)
※通学時間は、中学生と保護者とも「31～60分」が最も多く選ばれている
- ⑦自ら学び続ける力が身につく教育
中学生 731人 (47.5%) 保護者 820人 (59.0%)
- ⑧基本的な知識が身につく教育
中学生 901人 (58.6%) 保護者 408人 (29.3%)
- ⑨多くの友だちや先生と出会うことが期待できる
中学生 859人 (55.9%) 保護者 795人 (57.2%)
- ⑩一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな教育が期待できる
中学生 398人 (25.9%) 保護者 711人 (51.1%)

※地域学習について

- ・高校を選ぶときに重視すること：地域に密着した活動がある
中学生 117人 (7.6%) 保護者 75人 (5.4%)
- ・期待する教育：地域について学ぶ教育
中学生 103人 (6.7%) 保護者 116人 (8.3%)
- ・高校での地域の学習について
中学生：進学した高校が所在する市町について学んでみたい 490人 (31.9%)
：伊勢志摩地域全体のことについて学んでみたい 466人 (30.3%)

○ 配置について

(ア) 中学生が望む高校の学級規模とその理由

- | | | |
|----|----------------------|--------------------------|
| 規模 | ①3～4学級 754人 (49.0%) | ②1～2学級 397人 (25.8%) |
| | ③5～6学級 325人 (21.1%) | ④7学級以上 62人 (4.0%) |
| 理由 | ①多くの出会い 776人 (50.5%) | ②関係の深まり 381人 (24.8%) |
| | ③多様な選択 216人 (14.0%) | ④一人ひとりへのサポート 124人 (8.1%) |
| | ⑤その他 41人 (2.7%) | |

(イ) 保護者が考える15年先の伊勢志摩地域における高校のあり方の方向性

- ①一定の統合は避けられない 726人 (52.2%)
- ②統合は避けるべき 408人 (29.3%)
- ③必要な統合を進めるべき 170人 (12.2%)
- ※無回答 87人 (6.3%)

(3) 今年度の協議会における主な意見

①これからの伊勢志摩地域の高校生に必要な力や学びについて

- ・変化の激しい時代を生き抜いていく力を育むことが大切である。
- ・知識や技能の習得だけでなく、自ら課題を発見し、その課題を解決していく能力を育成することが大切である。
- ・働く意義の自覚や人間性の育成のためにも、キャリア教育を推進することが大切である。
- ・地域への愛着心を養い、将来、地域の担い手となる人材や、地域に戻って活躍するような人材を育成することが大切である。

②今後の生徒減における地域の高校の学びと配置のあり方を協議するにあたり、大切にすべきことや配慮すべきことについて

「これまで培ってきた地域と連携した学びの継続」

- ・地域の担い手育成の視点からも、小中学校で行われている「ふるさと教育」等は大切で、高校においても、小規模校で進めてきた地域を学びの場とする地域課題学習に取り組む必要がある。
- ・これからは伊勢志摩地域を一つの地域としてとらえる「伊勢志摩学」として特色ある地域の教育と位置付け、地域すべての高校において進めることが大切である。
- ・ICTも活用しながら、通信制課程で地域の学びを保障していくなどの視点も大切である。

「ICTを活用した学習」

- ・高等教育機関や専門家等とつなぐことは専門的な知識の伝達や交流活動に効果的である一方、協働的な学びや学校行事・部活動などにおいて、対面ほどの効果を得ることは困難と考えられる。
- ・今後もこの地域で有効に活用できるよう、柔軟に研究や実践を続けていくことが大切である。

「生徒の通学状況への配慮」

- ・以前に比べれば交通網は整備されたものの、伊勢志摩地域は広いため、通学に関する問題については継続して考えていくことが必要である。
- ・高校の統合を進める場合、遠くから通学することとなる生徒に対し、スクールバスの検討など、運用面・資金面も含めた具体的な支援を検討することが必要である。

③今後の生徒減に対応した地域の普通科や専門学科等の学びの考え方について

- ・高校に進学する中学生の進路選択にかかるニーズに応えるため、この地域の中で学びの選択肢をできる限り確保することが大切である。
- ・普通科・専門学科・総合学科のバランスの取れた配置が大切である。
- ・生徒や保護者の大学進学へのニーズに対応するため、地域の中に一定規模の県立高校の普通科を維持することが必要である。
- ・地域の担い手を育む学びの選択肢を確保するため、多様な専門学科の学びはできる限り維持することが大切である。

④今後の生徒減に対応した県立高等学校の規模と配置の考え方について

- ・今後の伊勢志摩地域の中学校卒業生数の減少をふまえると、現在のままの県立高校の配置を続けていくことは困難である。
- ・学校内での学びの選択肢を増やすためには、一定の学級規模が必要である。
- ・地域の小規模校がこれまで果たしてきた役割や、丁寧な指導などの教育内容を大切にしながらも、学校個別ではなく、地域全体で高校の学びを考えて統合を協議していくことが必要である。
- ・15年先の高校のあり方については、伊勢市内の高校配置の検討も必要である。
- ・専門学科同士の統合も含め、今後もその配置のあり方について継続的な検討が必要である。
- ・単に志願者や入学者等の数によって、高校の統廃合を検討するのではなく、伊勢志摩地域で通える範囲に高校が配置され、地域で多様な人材を育てることが大切である。
- ・長時間の通学は負担であるため、できるかぎり地域の普通科の維持も大切である。
- ・高校時代に多くの人との出会いの中で学び合うことは、生徒の豊かな社会性や人間性の育成にとって大切である。
- ・様々な生徒の学びのニーズに応えられるよう、一定の規模を維持しながら、高校をより魅力化することが大切である。

⑤令和6年度に想定される当地域の県立高校の4学級減への対応の方向性

- ・15年先に総学級数が18学級規模に減少していく途上であるという視点をもって、高校の学びと配置を検討していくことが必要である。
- ・地域の小規模校を残しながら生徒数が減り続けた末に統廃合するのか、一定の学級規模がある段階で統廃合するのかについて検討していくことが必要である。
- ・これまでの協議会での議論から考えると、令和6年度、8年度、10年度に見込まれる生徒減に関しては、いずれかの時期には一定の統合が必要という共通の認識ができています。
- ・令和6年度については、できる限り統合ではなく学級減での対応を基本とすることが望ましい。
- ・南伊勢高校南勢校舎の入学者は2年連続2人程度と見込まれ、今後の在校生の学びを考えれば、募集停止とすることはやむを得ない。今後は募集停止後の在校生の学びの充実や不安の解消などに向け、支援することが大切である。

⑥今後の協議会の進め方について

- ・今後も毎年、15年後をみすえながら、当協議会において伊勢志摩地域全体を見通した地域の高校の学びと配置について、具体的に検討する必要がある。
- ・学校の統廃合にかかわることは、少なくとも数年前から周知できるよう計画的に検討を進める必要がある。
- ・次世代を担う高校生をはじめ若い年代の意見を聞く機会も大切である。

4 今後の伊勢志摩地域の高等学校の学びと配置のあり方について

(当協議会の考え方)

・これからの時代を生きる伊勢志摩地域の高校生にとって、自己の将来を切り拓く力や、自ら学び続ける力、確かな学力の育成とともに、大学進学や就職などの進路希望の実現につながる多様な学び、学校内外での様々な人々との関わりを通じて豊かな社会性・人間性が育まれる学び、地域と連携し地域への愛着心が育まれる学び、それらの学びの質を高めるための一人ひとりへのきめ細かな関わりが必要です。現在、当地域における高校の1学年の総学級数は32学級ですが、令和3年度に生まれた子どもたちが高校へ入学する令和19年度には18学級から21学級に減少することが見込まれます。そのため、現在の9校10校舎の配置のままでは当地域の高校生に必要な学びを提供していくことが難しいことから、統合も含めた活性化が必要となります。

・今後、令和19年度までの15年間における伊勢志摩地域の高校の配置と活性化方策については、この期間の生徒の減少状況をふまえ、当地域全体を見通した具体的な検討を進めるとともに、必要に応じて、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、中学生への事前の周知についても検討することとします。その過程にある令和6年度の生徒減については、専門学科の学びの選択肢や普通科の一定規模の維持を基本としつつ、地域の小規模校が担ってきた役割やニーズをふまえ、さらに小規模化が想定される高校の学びを支えながら、できるかぎり統合ではなく学級減で対応することが望ましいと考えます。

南伊勢高校については、令和5年度に南勢校舎の全生徒数が10人程度と見込まれ、今後も生徒増が見込めない状況であるため、令和6年度から南勢校舎を募集停止とすることはやむをえないと考えます。募集停止後は、引き続き南勢校舎に在籍する高校2、3年生の生徒が度会校舎の生徒と共に学ぶ機会を増やすとともに、南勢校舎を活用して通信制高校のサテライト教室を設け、学習支援の環境やこれまで培ってきた地域での学びを提供することについて、ニーズ調査や研究を進めていくことが望ましいと考えます。

令和19年度をみすえた伊勢志摩地域の県立高等学校の学びと配置のあり方について（当協議会の意見）

令和5年度
33 学級
地域の中学校卒業予定者数
1,928人(現中3)

令和6年度
29 学級
地域の中学校卒業予定者数
1,723人(現中2)
前年度比▲205

令和8年度
28 学級
地域の中学校卒業予定者数
1,716人(現小6)
前年度比▲39

令和10年度
24~25 学級程度
地域の中学校卒業予定者数
1,572人(現小4)
前年度比▲159

令和19年度
18~21 学級程度
地域の令和3年度出生者数1,199人

宇治山田高校 (管5)
伊勢高校 (管7)
伊勢工業高校 (専4)
宇治山田商業高校(専5)
明野高校 (専4)
南伊勢高校 (管2)
南勢校舎・盛会校舎
鳥羽高校 (総2)
志摩高校 (管2)
水産高校 (専2)

伊勢志摩地域の
県立高校
(全日制)
水産高校 (専2)

伊勢志摩地域の
県立高校
(全日制)
水産高校 (専2)

伊勢志摩地域の
県立高校
(全日制)

15年先を見すえた当該地域の高等学校の学びと配置のあり方
(これからの当該地域の高校生に必要な力や学び)
 ・ 大学進学や就職などの進路実現につながる多様な学び
 ・ 学校内外での様々な人々との関わりを通じて豊かな社会性・人間性が育まれる学び
 ・ 地域と連携し地域への愛着心が育まれる学び
 ・ 一人ひとりへのきめ細かな関わり
 ・ 自己の将来を切り拓く力や、自ら学び続ける力、確かな学力
 ・ 将来、地域の担い手となる人材や地域に戻って活躍する人材の育成につながる学び
 (こうした学びを実現するための配置の考え方)
 ・ 現在の高校配置の継続は困難となり統合は避けられない
 ・ 専門学科の学びの選択肢や普通科の一定規模の維持

今後の協議にあたり検討や配慮すべき事項
 ・ 地域の小規模校がこれまで果たしてきた役割を大切にしながら、学校個別ではなく地域全体で高校の学びを考えて統合を協議していくことが必要
 ・ 交通が不便な地域における学びの機会の提供方針
 ・ 中学生への事前の周知
 ・ 定時制、通信制課程の学びの活用
 ・ 規模が小さい学校や近くの学校を求めると生徒の思いへの配慮

学科の割合
(令和5年度)
普通科 48.5%
専門学科 45.5%
総合学科 6.1%

令和5年度をめぐりに
方向性

令和7年度をめぐりに
方向性

※令和6年度以降の学級数については、伊勢志摩地域における県立高校と私立高校の募集定員の比率、中学校卒業者が市町を越えて高校進学する比率等が、現在と大きく変わらないうちの予測に基づく。
 ※中学校卒業予定者数は、令和4年5月1日時点の教育政策課による予測数値

伊勢志摩地域 中学校卒業生数の推移と予測 (含社会増減)

令和4年5月1日 教育政策課調べ

	H 15.3 卒業生		R 3.3 卒業生		R 4.3 卒業生		R 5.3 現中3		R 6.3 現中2		R 7.3 現中1		R 8.3 現小6		R 9.3 現小5		R 10.3 現小4		R 11.3 現小3		R 12.3 現小2		R 13.3 現小1		
	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数
伊勢市	1,170	-83	1,087	-30	1,082	25	1,127	45	972	-155	58	999	31	975	-55	900	75	955	55	912	-43	912	-43	912	-43
度会郡	369	358	308	315	337	7	347	45	311	319	292	305	263	272	279	288	288	288	288	288	288	288	288	288	288
鳥羽市	140	132	149	143	122	-6	122	22	105	119	98	110	98	95	107	83	100	100	100	100	100	100	100	100	100
志摩市	400	389	313	339	342	26	342	3	335	287	298	282	298	239	273	249	249	249	249	249	249	249	249	249	249
小計	2,079	1,966	1,827	1,879	1,928	52	1,928	49	1,723	1,755	1,731	1,716	1,572	1,572	1,590	1,549	1,549	1,549	1,549	1,549	1,549	1,549	1,549	1,549	1,549
県内合計	16,811	16,489	15,777	16,244	16,044	467	16,044	49	15,880	15,607	15,225	15,433	14,717	14,717	14,053	14,006	14,006	14,006	14,006	14,006	14,006	14,006	14,006	14,006	14,006

	H 15.3 卒業生		R 3.3 卒業生		R 4.3 卒業生		R 5.3 現中3		R 6.3 現中2		R 7.3 現中1		R 8.3 現小6		R 9.3 現小5		R 10.3 現小4		R 11.3 現小3		R 12.3 現小2		R 13.3 現小1	
	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比
伊勢市内高校 (県立全日)	26	26	24	24	25	0	25	0	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
伊勢以外高校 (県立全日)	2	15	3	8	8	0	8	0	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
伊勢地区高校 (県立全日)	84	77	117	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129
県内 (県立全日)	293	285	271	274	268	274	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268
(私立、高専入学者の状況)	192	339	325	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324

	H 15.3 卒業生		R 3.3 卒業生		R 4.3 卒業生		R 5.3 現中3		R 6.3 現中2		R 7.3 現中1		R 8.3 現小6		R 9.3 現小5		R 10.3 現小4		R 11.3 現小3		R 12.3 現小2		R 13.3 現小1	
	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比
皇學館	320	320	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	
伊勢学園	336	378	323	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353	353	
鳥羽商船	220	220	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	
3校の欠員数(合計)	122	126	128	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	
(参考)	41	89	79	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	

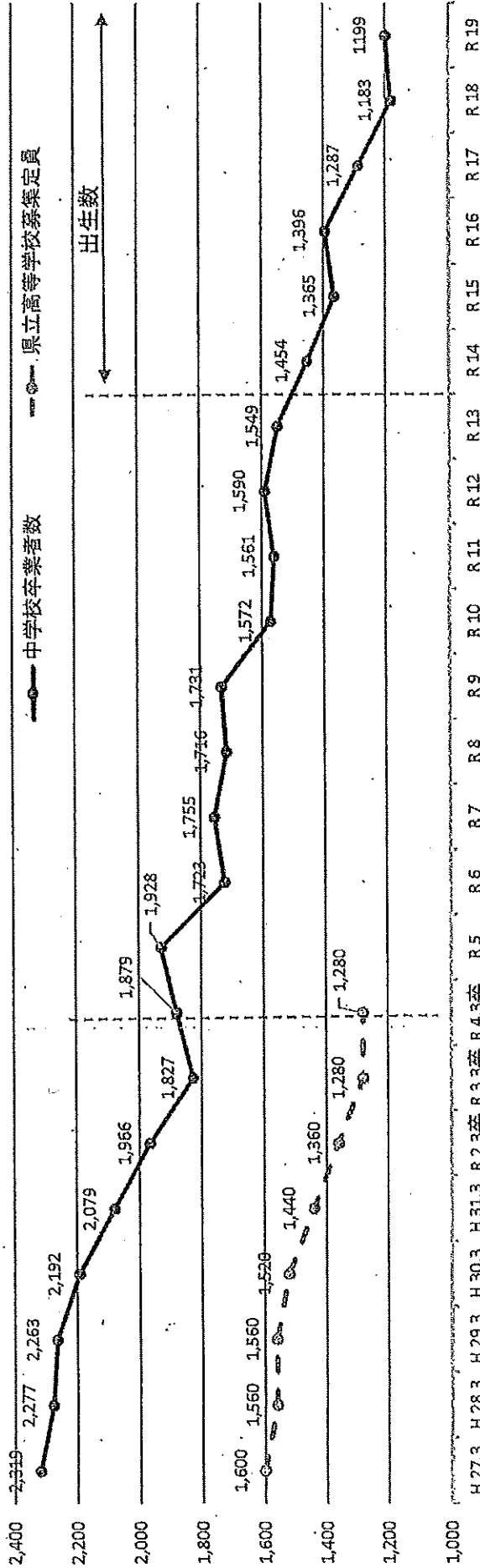
	H 15.3 卒業生		R 3.3 卒業生		R 4.3 卒業生		R 5.3 現中3		R 6.3 現中2		R 7.3 現中1		R 8.3 現小6		R 9.3 現小5		R 10.3 現小4		R 11.3 現小3		R 12.3 現小2		R 13.3 現小1	
	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比	卒業生数	前年度対比
三重	530	530	530	540	535	540	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	535	
欠員数	591	624	548	584	584	584	584	584	584	584	584	584	584	584	584	584	584	584	584	584	584	584	584	

参考資料1

※欠員の(-)は、定員を超過した入学者を示す。

伊勢志摩地域の中学校卒業生数(予測)と県立高等学校募集定員

※R14年度以降は地域の出生数を記載



伊勢志摩地域の出生数

	H27年度出生 現小1	H28年度出生 5~6才	H29年度出生 4~5才	H30年度出生 3~4才	R1年度出生 2~3才	R2年度出生 1~2才	R3年度出生 0~1才
伊勢市	935	864	814	883	811	761	744
鳥羽市	108	109	94	98	83	65	88
志摩市	258	240	227	209	205	177	167
度会郡	273	241	230	206	188	180	200
合計	1,574	1,454	1,365	1,396	1,287	1,183	1,199

令和19年度(15年後)
伊勢志摩地域県立高等学校
募集定員総数の見込み
18~21学級規模

参考資料2

伊勢志摩地域の高等学校等の学科・コースについて(令和4年度入学生)

学校名	大専科	募集定員(R4)	伊勢志摩地域全日制課程						(参考)松阪地域全日制課程											
県立 宇治山田高校	普通科	200	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
県立 伊勢高校	普通科	280	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
県立 伊勢工業高校	専門学科	160	機械科	機械科	建築科	建築科	電気科	電気科	電気科	電気科	電気科	電気科	電気科	電気科	電気科	電気科	電気科	電気科	電気科	電気科
県立 宇治山田商業高校	専門学科	160	商業科	商業科	情報処理科	情報処理科	国際科	国際科	国際科	国際科	国際科	国際科	国際科	国際科	国際科	国際科	国際科	国際科	国際科	国際科
県立 明野高校	専門学科	160	生産科学科	食品科学科	食品科学科	生活数学科	生活数学科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科
県立 南伊勢高校南勢校舎	普通科	80	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
県立 南伊勢高校度会校舎	普通科	80	観光ビジネス スポーツ健康	総合福祉	総合福祉	文理進学	文理進学	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科	福祉科
県立 鳥羽高校	総合学科	80	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
県立 志摩高校	普通科	80	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
県立 水産高校	専門学科	80	海洋・漁業科	水産資源科	水産資源科	水産資源科	水産資源科	水産資源科	水産資源科	水産資源科	水産資源科	水産資源科	水産資源科	水産資源科	水産資源科	水産資源科	水産資源科	水産資源科	水産資源科	水産資源科
私立 皇学館高校	普通科	315	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
私立 伊勢学園高校	普通科	230	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
県立 松阪高校	普通科	280	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
県立 松阪工業高校	専門学科	200	工業化学科	機械科	機械科	電気メカニクス科	電気メカニクス科	電気メカニクス科	電気メカニクス科	電気メカニクス科	電気メカニクス科	電気メカニクス科	電気メカニクス科	電気メカニクス科	電気メカニクス科	電気メカニクス科	電気メカニクス科	電気メカニクス科	電気メカニクス科	電気メカニクス科
県立 松阪商業高校	専門学科	160	総合ビジネス科	総合ビジネス科	総合ビジネス科	国際ビジネス科	国際ビジネス科	国際ビジネス科	国際ビジネス科	国際ビジネス科	国際ビジネス科	国際ビジネス科	国際ビジネス科	国際ビジネス科	国際ビジネス科	国際ビジネス科	国際ビジネス科	国際ビジネス科	国際ビジネス科	国際ビジネス科
県立 相可高校	普通科	200	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
県立 飯南高校	総合学科	80	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
県立 昇学園高校	総合学科	80	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
私立 三重高校	普通科	540	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科

参考資料 3

伊勢志摩地域
中学校卒業生数
R4.3卒 1,879人

松阪地域
中学校卒業生数
R4.3卒 1,844人

- 定時制課程 県立 伊勢まなび高校 120人
- 通信制課程 私立 栄心高校 100人
- 私立 代々木高校 800人
- 高等専門学校 国立 鳥羽商船高等学校 120人

令和4年度 伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会委員 名簿

No		所属及び名前	本年度 出席委員
1	学識経験者	三重大学 大学院生物資源学研究科 教授 坂本 竜彦	○
2	地域有識者	亀谷内科胃腸科 院長 亀谷 章	○
3		鳥羽商工会議所 専務理事 清水 清嗣	○
4		志摩市商工会 事務局長 竹内 厚史	○
5		度会町商工会 事務局長 富内 伊佐雄	○
6	市町教育委員会 教育長	伊勢市教育委員会 教育長 岡 俊晴	○
7		鳥羽市教育委員会 教育長 小竹 篤	○
8		志摩市教育委員会 教育長 舟戸 宏一	○
9		度会町教育委員会 教育長 中村 武弘	○
10		南伊勢町教育委員会 教育長 劔山 成実	○
11	県立高等学校長代表	県立南伊勢高等学校 校長 角屋 貴久	○
12	小中学校長代表	伊勢市立港中学校 校長 清水 能人	○
13		鳥羽市立加茂中学校 校長 西井 潔	—
14		志摩市立東海中学校 校長 寺本 一夫	○
15		大紀町立大富中学校 校長 辻井 良孝	—
16	小中学校PTA代表	伊勢市PTA連合会 代表 浦田 宗昭 (伊勢市立厚生中PTA)	○
17		鳥羽市PTA連合会 代表 水川 敬善 (鳥羽市立加茂中PTA)	○
18		志摩市PTA連合会 代表 大西 正和 (志摩市立東海中PTA)	○
19		度会郡PTA連絡協議会 代表 東谷 雅人 (玉城町立外城田小PTA)	○
20	高等学校PTA代表	南勢地区高等学校PTA連合会 代表 藤原 達郎 (県立水産高校PTA)	○
21	小中学校教職員代表	伊勢市立明倫小学校 教諭 坂口 直矢 (伊勢市 教員代表)	○
22		志摩市立東海小学校 教諭 里中 洋典 (鳥羽・志摩地域 教員代表)	○
23		南伊勢町立南勢中学校 教諭 加藤 隆彦 (度会・南伊勢地域 教員代表)	—
24	高等学校教職員代表	県立伊勢工業高等学校 教諭 三橋 哲夫 (県立高等学校 教員代表)	○

報告 2

入学志願に係る京都府相楽東部広域連合教育委員会との覚書の改定について

入学志願に係る京都府相楽東部広域連合教育委員会との覚書の改定について、別紙のとおり報告する。

令和5年3月23日提出

三重県教育委員会事務局
教育政策課長

入学志願に係る京都府相楽東部広域連合教育委員会との覚書の改定について

1 経緯

県立高等学校全日制課程への入学志願は、原則として保護者とともに県内に居住している者を対象としています。ただし、交通不便により居住する府県の高等学校への通学が難しい場合に、隣接府県と協定を締結し、県外からの志願を可能としています。

これまで、京都府との間では、相楽東部広域連合教育委員会と覚書を締結し、笠置町および南山城村に居住する者について、通学可能な範囲の府立高等学校に建築科が設置されていないことから、伊賀白鳳高等学校の建築デザイン科へ志願できることとしてきました。

伊賀市、京都府笠置町、南山城村、奈良県山添村の4市町村は、「伊賀・山城南・東大和定住自立圏」を形成し、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する取組を進めています。こうした中、令和4年10月に、笠置町、南山城村、伊賀市の関係者から、笠置町および南山城村の中学生について、定住自立圏の中心市である伊賀市内の県立高等学校3校への志願ができるようにとの要望がありました。

他府県の生徒の受け入れについては、県内外の生徒が互いにより影響を受けて成長でき、高校のさらなる活性化につながります。また、生活圏を同じくする場合は、卒業してからも共に地域を創っていくことが期待されます。一方で、県内の中学生の進路選択への影響が考えられる場合もあります。このことから、関係市町の意見も聞きながら検討を進め、要望のあった3校への入学志願ができるよう、令和5年3月20日に覚書を改定しました。なお、志願者数などについては、一定の条件を設けることとしています。

2 改定内容

入学志願を受け入れる高等学校

(改定前)

伊賀白鳳高等学校 建築デザイン科

(改定後)

上野高等学校、伊賀白鳳高等学校、あけぼの学園高等学校 の全学科

3 今後の対応

今回の改定については、令和5年度に実施する入学者選抜から適用します。今後、受け入れる志願者数の上限等について定め、県教育委員会から相楽東部広域連合教育委員会へ通知します。

